

大規模災害査定方針キャラバン

〔開催日〕令和元年5月30日（木）

〔開催会場〕北陸地方整備局富山河川国道事務所会議室

【 プログラム 】

< 開会挨拶 >

➤ 13:30 ~ 13:35 【 5分】

財務省北陸財務局理財部次長

深瀬 康高

< 大規模災害査定方針に関するメニュー >

〔 大規模災害査定方針解説 〕

➤ 13:35 ~ 13:40 【 5分】

財務省主計局司計課監査第一係長

光野 正応

➤ 13:40 ~ 14:20 【40分】

国土交通省水管理・国土保全局防災課 災害査定官 菱川 龍
国土交通省港湾局海岸・防災課 管理第一係長 安田 武史

➤ 14:20 ~ 14:30 【10分】

農林水産省農村振興局整備部防災課 災害査定官 竹山 健志

〔 平成30年災における大規模災害査定方針適用実績（国交省） 〕

〔 大規模災害査定方針第12（1）に基づく現地調査について 〕

➤ 14:30 ~ 15:00 【30分】

国土交通省水管理・国土保全局防災課 災害査定官 菱川 龍
国土交通省港湾局海岸・防災課 管理第一係長 安田 武史

（休憩） 15:00 ~ 15:15 【15分】

〔平成30年災における大規模災害査定方針適用実績（農水省）〕

➤ 15:15～15:25【10分】

農林水産省農村振興局整備部防災課 災害査定官 竹山 健志

< TOP I Xメニュー >

〔平成30年災の災害対応について（災害査定の簡素化等）（農水省）〕

➤ 15:25～16:00【35分】

農林水産省農村振興局整備部防災課 災害査定官 竹山 健志

< 質疑応答・意見交換 >

➤ 16:00～16:15【15分】

（以 上）

大規模災害時における迅速な 復旧・復興を支援する取組みについて

財 務 省 主 計 局 司 計 課

大規模災害時における迅速な復旧・復興を支援する取組み

制度面の整備(平成29年)

- **「大規模災害時における災害復旧事業査定方針」の策定(2月 国土交通省通知、農林水産省通知)**
 - 大規模災害時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する災害査定の効率化及び事前ルール化を実施。
- **「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について」(12月21日 中央防災会議決定)**
 - 被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速1週間程度で「指定見込み」の公表。

体制面の整備(自治体への周知/平成29年～)

- **「大規模災害査定方針キャラバン」の実施**
 - 「大規模災害査定方針キャラバン」を財務省・農水省・国交省で実施し、自治体担当者に周知(29年参加者852名、30年参加者1,023名)。
 - 本年キャラバンにおいては、査定方針の説明に加え、30年災における査定方針の適用実績や西日本豪雨、北海道胆振東部地震対応など、説明内容を充実及び昨年に引き続き対象者を開催道県の市町村担当者へ拡大し開催。

体制面の整備(財務局機能強化/平成30年～)

- **「立会官確保計画」の策定(30年3月)**
 - 大規模災害時に備え、各財務局等において、30年3月に「立会官確保計画」を策定。
 - 30年4月から3年間で応援可能者を増やすため、主計部門以外の職員に災害査定立会の経験や習得・研修等を実施。

財務局等における定員確保(令和元年度)

「大規模災害査定キャラバン」並びに「立会官確保計画」の着実な実施等のため、財務局等において17名の定員を確保し体制を整備。

被災自治体の大規模災害からの迅速な復旧・復興を支援

(参考) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解（抄）

（昭和30年6月14日 閣議了解）

三 災害復旧事業費の決定に関しては、左記の事項について大蔵大臣と協議すること。

- （一） 査定方針（「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の解釈並びに自由裁量に属する部分の処理の基準）
- （二） 単価の決定並びにその変更
- （三） 査定の方法（査定の実施に関する具体的計画）

「大規模災害時における公共土木施設 災害復旧事業査定方針」解説について

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
都市局 都市安全課
港湾局 海岸・防災課

本査定方針策定の経緯

解説P1

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、インフラの迅速な復旧が急務
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため決定までに約1箇月を要していた。
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に災害査定の効率化(簡素化)の 具体内容を決定することが必要。



「本査定方針」を平成29年2月に策定



平成29年5月 より理解を深め、運用できるように・
逐条解説を作成し、通知。



平成31年4月 上記解説を時点更新し再通知

災害査定を迅速に実施する4つの効率化

解説P1

本査定方針が適用されると、以下の4つの効率化が可能となります。

1. 通常、実地査定でするところを机上査定にすることが可能になる。
2. 通常、現地では採択を保留して、後日、本省間協議により採択されるところを実地査定において採択できるようになる。
3. 査定時に設計書に添付する図面を簡略化できる。
4. 複数の被災箇所を統合し1箇所とみなすことができる。もしくは1箇所を分割することも出来る。

本査定方針における効率化実施の流れ

解説P3

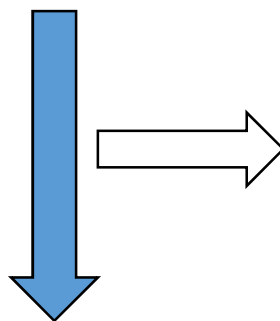
本査定方針の 適用の可否の判断

- ① 本査定方針の適用は以下の三項目を確認し適用の可否を判断
- ・(対象とする大規模災害)第二 に該当し
 - ・(対象施設)第三 に該当し
 - ・(対象区域)第四 に該当する場合に **本査定方針を適用**。



実施する効率化の内容

- ② 本査定方針の適用となる場合、(対象とする大規模災害)第二 による
区分ごとに以下の二項目の効率化を実施 [区分S、区分Aごとに実施]
- ・(机上査定)第五 による効率化
 - ・(採択保留)第六 による効率化
- 区分にかかわらず**以下の二項目の効率化を実施
- ・(設計図書に添付する図面等)第七 による効率化
 - ・(一箇所の工事)第八 により効率化



- ③ **必要に応じて**、以下の二項目を実施する場合がある
- ・(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)第九
 - ・(協議設計)第十 に基づき本省間協議を行い復旧工法を確定

追跡調査及び検証

- ④ 本査定方針での査定完了後、以下の項目の**調査、検証**を実施
- ・(事業費の検証)第十一
 - (一)、(二): 本査定方針の適用対象区域の申請者が実施
 - (三) : 国土交通省が調査を行い財務局が立会
 - ・(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)第十二
国土交通省が行い本省間協議を実施

1. 本査定方針の適用可否の判断

対象とする大規模災害(第二)

・本査定方針は、大規模災害時に発動します。この大規模災害については、**公共土木施設災害復旧事業に関わる激甚災害(本激)に指定された災害**を対象としています。

	適用時期	区分	災害規模	緊対本部	激甚指定	区分S、Aに相当する過去の災害の例
災害査定の方針による効率化	タイミングで適用開始 要望後本激指定の	区分S	大 ↑	設置	本激 指定	・平成23年東日本大震災
		区分A		—		・平成7年阪神淡路大震災 ・平成16年新潟中越地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年8月16日から9月1日までの間の 暴風雨及び豪雨 等
個別に財務省と協議し 効率化(通常の効率化)	約1ヶ月 要望から適用まで	—	小 ↓	—	局激	※昨年発生した平成30年梅雨前線豪雨等(7月豪雨含む)や北海道胆振東部地震も本激に指定された災害でした。

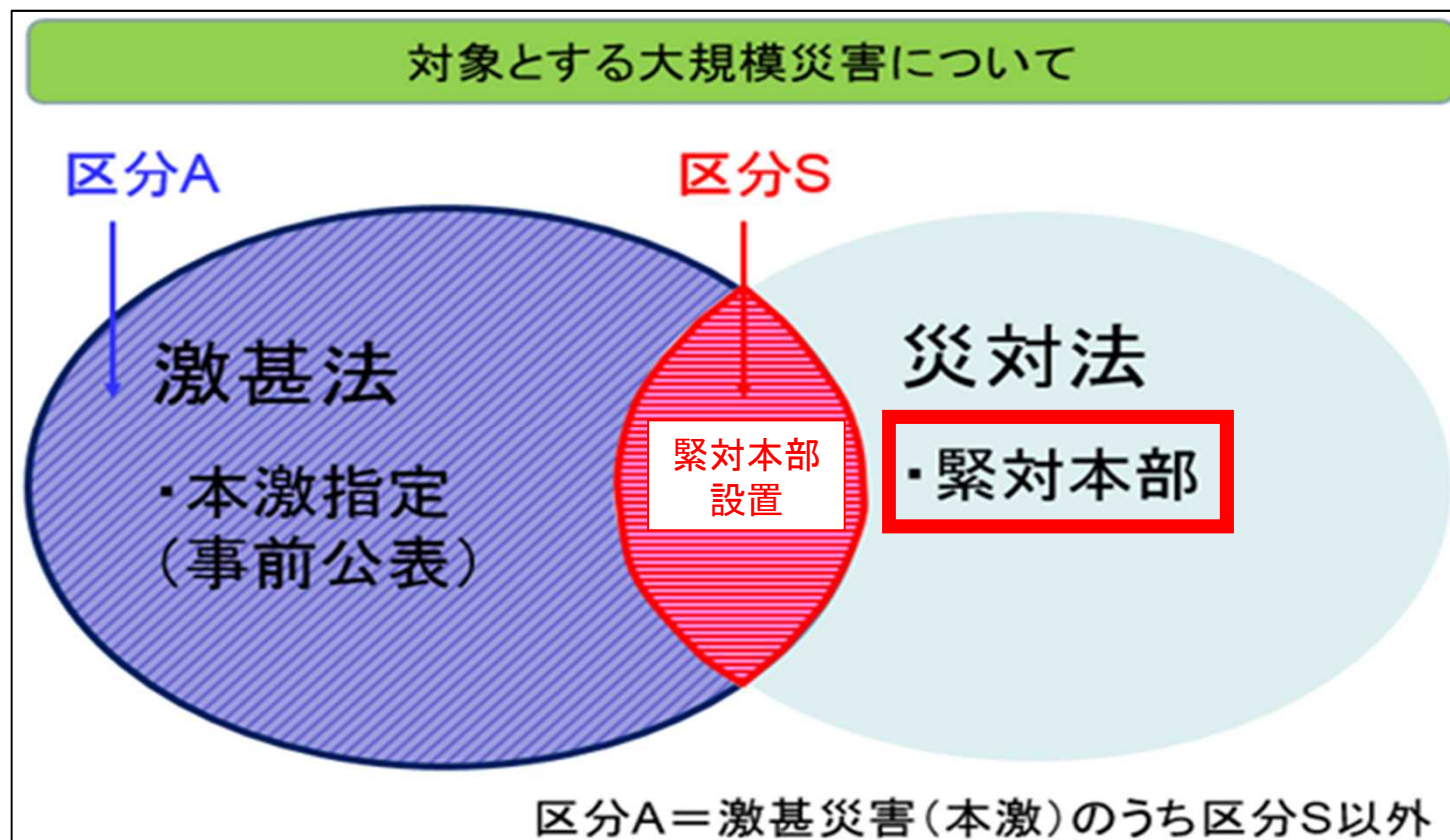
※局激以下は本査定方針の適用外ですが、個別に災害査定の効率化を実施する場合があります。(実例:九州北部豪雨等)

また、本激指定された災害を二つに区分し、各区分に応じた災害査定の効率化を実施するようにしています。

区分S: 激甚災害(本激)に指定され

かつ緊急災害対策本部が設置された災害

区分A: 激甚災害(本激)に指定された災害



対象とする施設(第三)

本査定方針で対象とする施設は、公共土木施設の災害復旧事業を対象としています。

国 土 交 通 省		
都市局所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管
十一 公 園	一 河 川	八 港 湾
	二 海 岸	二 海 岸
	三 砂防設備	
	五 地すべり 防止施設	
	六 急傾斜地崩 壊防止施設	
	七 道 路	
	十 下水道	

数字は負担法第三条の各号を示す

対象区域（都道府県又は指定都市）（第四）

解説P10

都道府県又は指定都市ごとの災害報告における被害箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数を超えた都道府県又は指定都市が対象となります。

<判定方法>

- ①国土交通省各局所管別に災害報告の被災箇所数を集計したもの
- ②過去5箇年の平均被災箇所数は、激甚災害（本激）の被災箇所数を除いて集計したもの ※過去五年の激甚災害の被災箇所数については、あらかじめ年度当初に本省から周知

①>②となる都道府県又は政令都市は、大規模方針の実施対象

したがって、本査定方針を適用可となるのは、

- ①激甚災害（本激に限る）に公共土木施設
災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含
む）された災害で、
- ②国交省各局所管別の被害箇所数が過去五
箇年の被災箇所数を上回っている
- ③都道府県又は政令市において

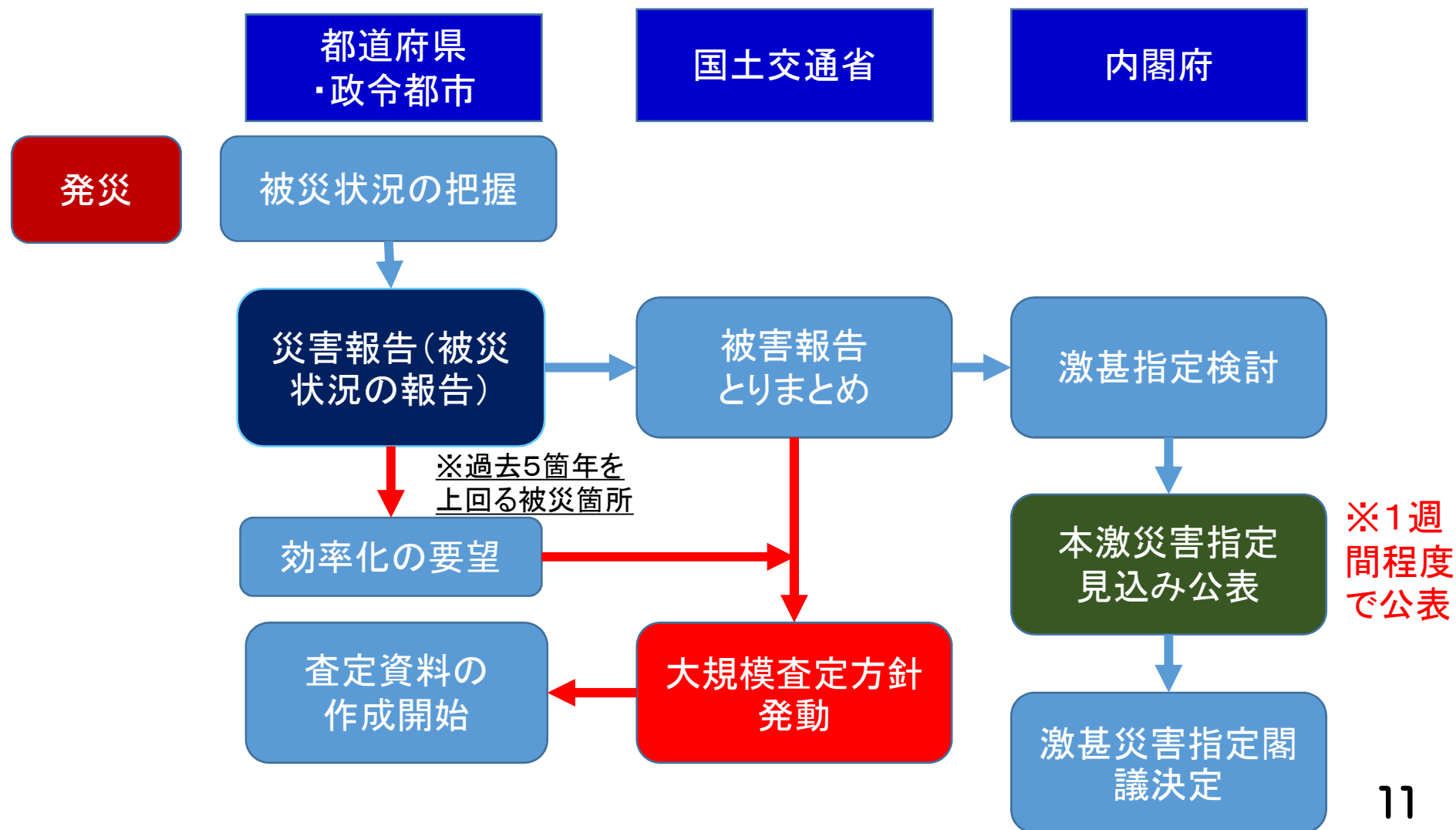


本査定方針に基づく効率化を実施

発災から効率化開始までの流れ

解説P8

「対象区域」に該当する場合は、申請者からの効率化の要望をもって本査定方針による効率化を行うことができます。



※補足

災害終息後、最速で1週間程度で「激甚災害指定見込み」を公表。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）

1. 被害状況調査の国による支援等

①被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害において、被災自治体が行う被害状況調査への積極的な支援を、内閣総理大臣（防災担当大臣）から激甚指定関係省庁へ指示（要請）。

※激甚指定関係省庁：国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省等

②激甚指定関係省庁は、被災自治体に被害状況調査への国の支援の必要性を問い合わせ、要望に応じて被災自治体と連携して可能な限りの支援を実施。

※支援の具体例：テックフォーエス、みどりさいがいほけんたい、みどり、水士里災害派遣隊等の国の職員派遣や、水士里ネット、商工会議所等の関係機関の協力による調査支援及び技術的助言等

③指示（要請）後、激甚指定関係省庁は、概ね1週間を目途に調査結果（査定見込額等）を内閣府（防災）へ報告。内閣府（防災）は、調査の進捗に応じて継続調査が必要と判断する場合は、激甚指定関係省庁に対し、更に概ね1週間を目途に結果（査定見込額等）を報告するよう要請。

2. 激甚災害指定見込みの早期公表等

①内閣府（防災）は、激甚指定関係省庁から提出された査定見込額等が激甚災害の指定基準を満たす場合は、速やかに中央防災会議の答申を経て、「指定見込み」を公表。

※「指定見込み」：適用すべき措置及び区域の見込み

②その後、被害状況調査の進捗により「指定見込み」の内容に変更がある場合は、内閣府（防災）は、適時、変更後の内容を公表。

③内閣府（防災）は、「指定見込み」の内容の確定後、速やかに指定政令案の閣議決定の手続きを進める。

運用の改善による効果

○これまでも激甚災害の「指定見込み」を事前に公表してきたが、今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。

⇒ 被災自治体等は財政面での不安なく、迅速に災害からの復旧・復興に取り組む。

2. 実施する効率化の内容

本査定方針で実施する効率化の内容

解説P1

「机上査定上限額の 引き上げ」……第五

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則であるが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について現行では申請額300万円未満のものについて実施できることとなっている。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図る。

「採択保留金額の 引き上げ」……第六

一箇所の決定見込金額が4億円（採択保留金額）以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議（以下、「本省間協議」という）によって災害復旧事業としての採否、金額が決定される。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの行程の短縮化を図る。

「設計書に添付する図面 等の効率化」……第七

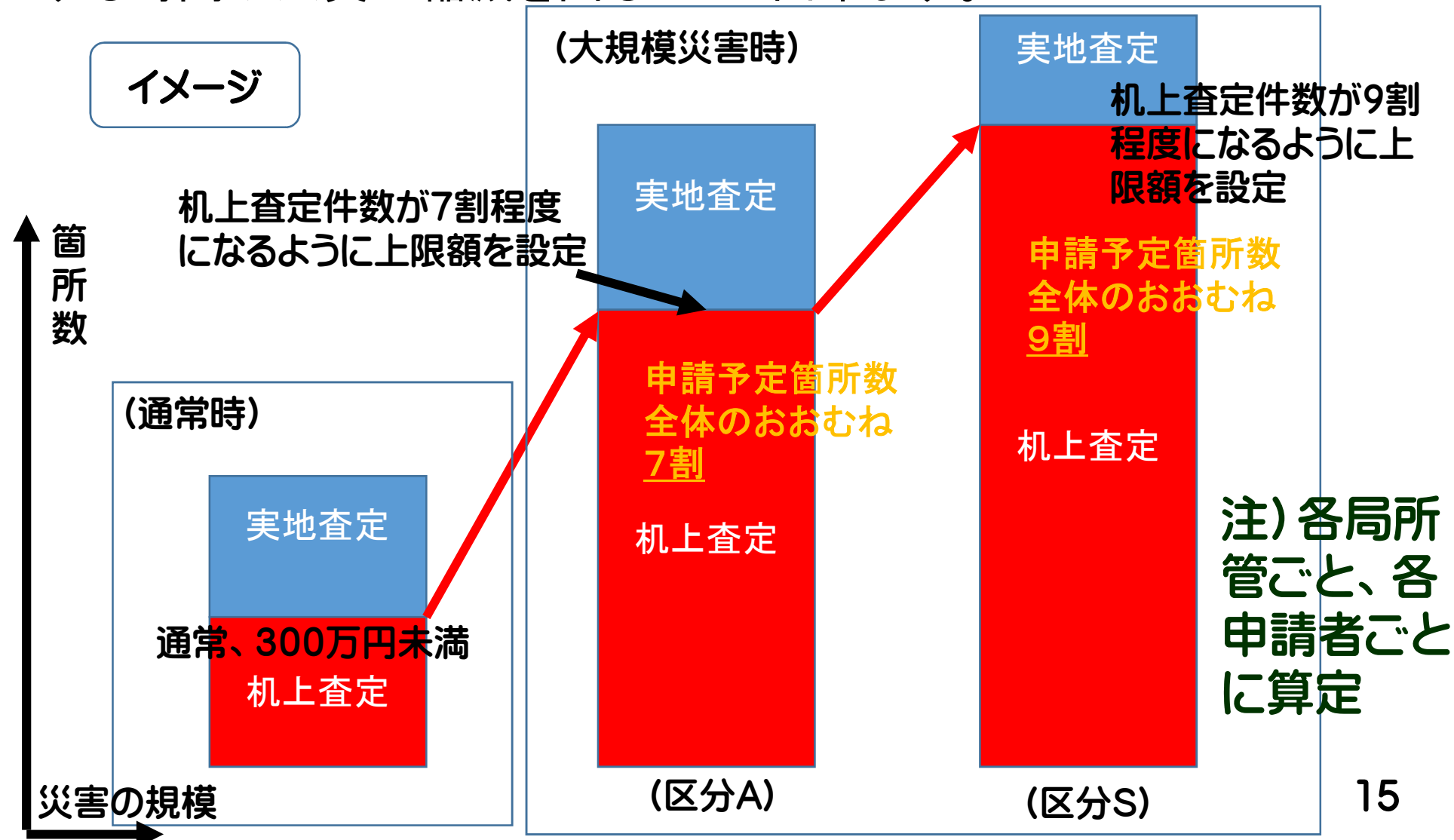
災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」（以下「要綱」という）第十八第二項に規定する詳細な図面等としている。これらの詳細な図面等に代えて航空写真や代表的な断面の活用を可能とし災害査定の準備期間の縮減および作業量（測量、図面作成等）の軽減を図る。

「一箇所工事の取扱い」 ……第八

被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

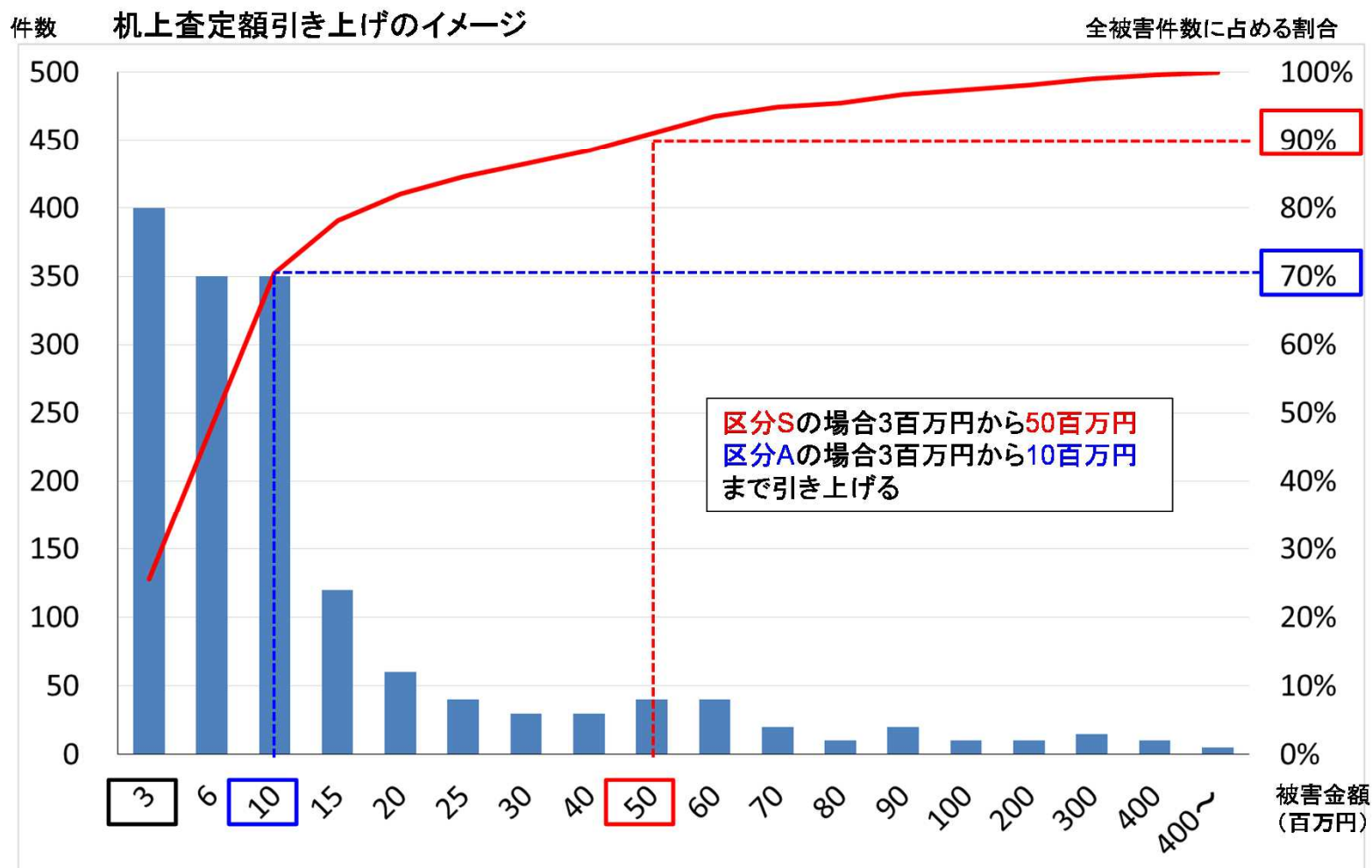
効率化① 机上査定(第五)

通常、机上査定は、300万円未満のものに限られているが、この机上査定上限額を引き上げることで、実地査定件数を減らし査定に要する時間や人員の縮減を図ることが出来ます。



机上査定上限額の判定(イメージ)

被害金額が各局所管施設の申請者ごとに全被害件数の**おおむね9割(区分S)**、または**おおむね7割(区分A)**となる金額まで引き上げるものとする。



○机上査定上限額の具体の判定例

解説P17

番号	災害名	発生年月日	都道府県	市町村	施設	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
1	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,005	0.1%
2	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,076	0.1%
3	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,227	0.2%
...	...	...	表示省略	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1090	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,445	69.9%
1091	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,623	69.9%
1092	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	10,800	70.0%
1093	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,040	70.1%
1094	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,099	70.1%
...	...	...	表示省略	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1402	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	49,089	89.9%
1403	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,550	89.9%
1404	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,800	90.0%
1405	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,024	90.1%
1406	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,111	90.1%
...	...	...	表示省略	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1559	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	790,235	99.9%
1560	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	850,447	100.0%

おおむね7割
の箇所の被害
金額は1,080
万円。

机上査定
(区分A)

←おおむね7割【b】

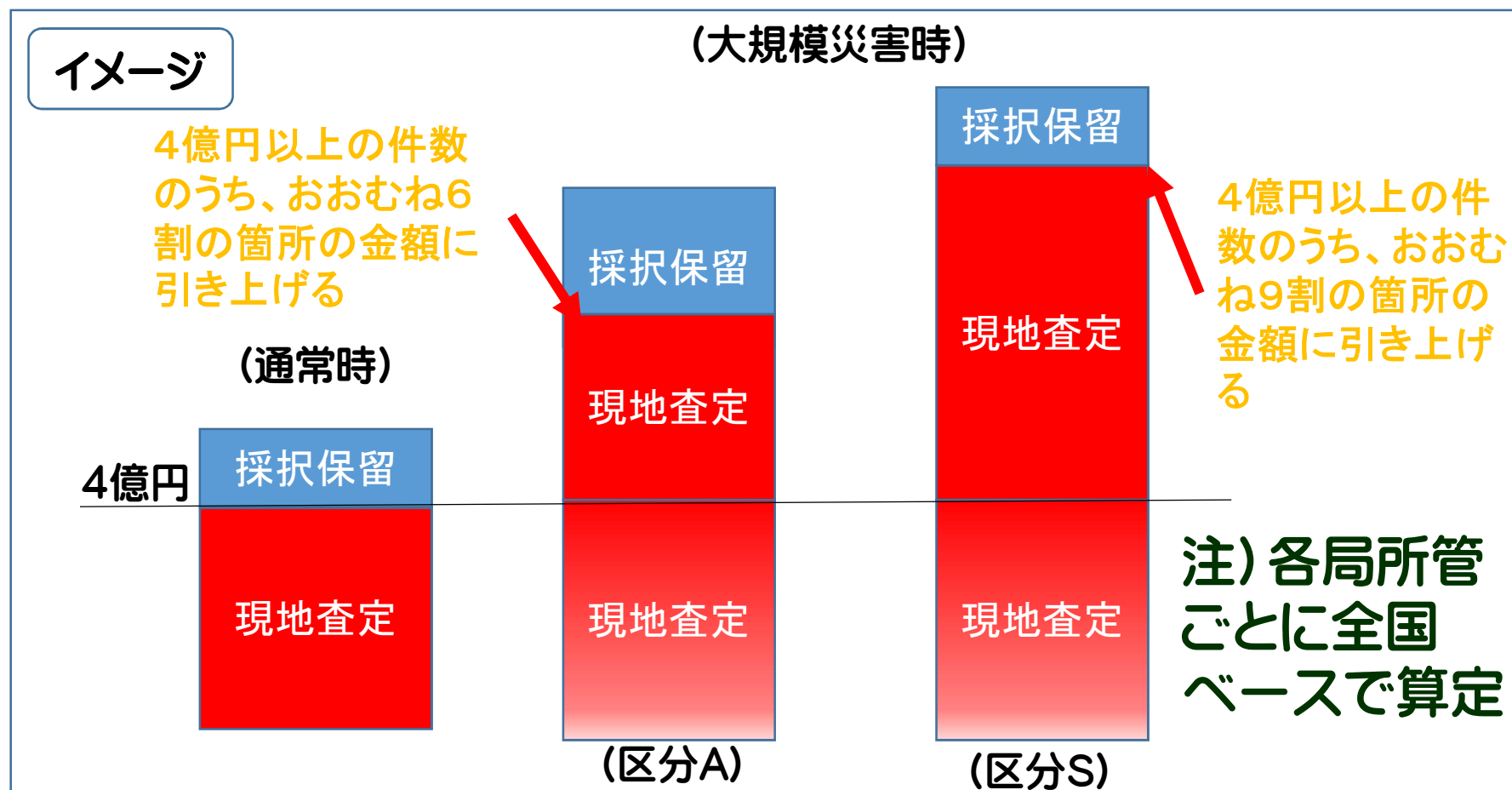
机上査定
(区分S)

←おおむね9割【a】

おおむね9割の箇所の
被害金額は5,080万
円。

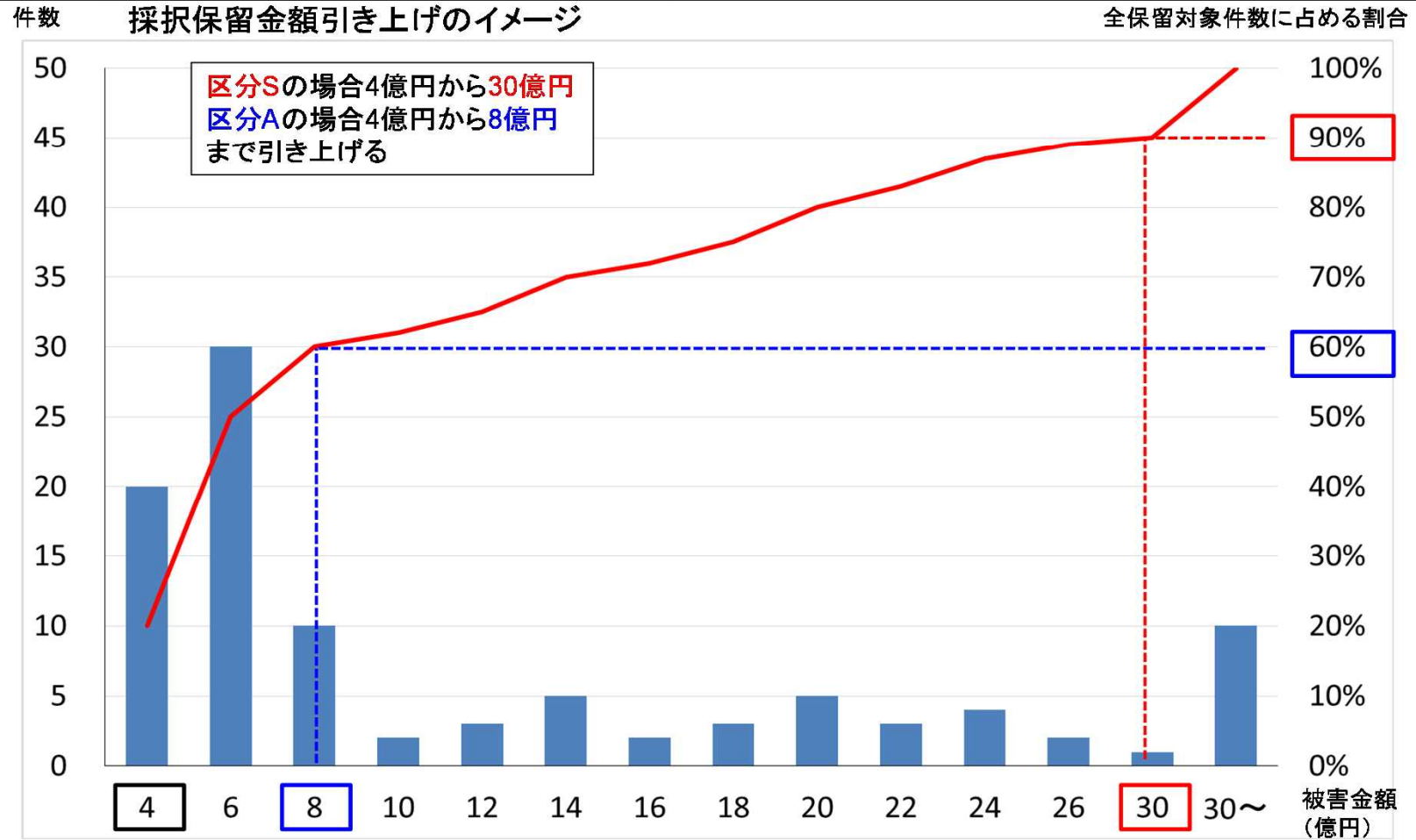
効率化② 採択保留(第六)

通常、金額保留は、4億円以上となる場合に現地査定では採択を保留し、後日決定されますが、この採択保留金額を引き上げることで、現地査定での採択が可能となり、規模が大きく、工期を要する工事でも早期着手を図ることが出来ます。



採択保留金額の判定(イメージ)

一箇所の決定見込み金額が原則4億円以上の保留対象件数のうち、**おおむね9割(区分S)**、または**おおむね6割(区分A)**となる金額まで引き上げるものとする。



○採択保留金額の具体の判定例

解説P20

番号	都道府県	市町村	工種	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
...	...	...	表示省略	...	...
...	...	...	表示省略	...	...
-	A県	Y町	道路	311,022	-
-	A県	M町	河川	327,321	-
...	...	...	表示省略	...	...
...	...	...	表示省略	...	...
1	A県	V市	河川	405,124	1.0%
2	B県	M市	道路	415,233	2.0%
3	B県	M市	道路	415,776	3.0%
...	...	...	表示省略	...	...
...	...	...	表示省略	...	...
58	B県	S町	道路	516,011	58.0%
59	B県	S町	道路	801,928	59.0%
60	B県	M市	道路	820,000	60.0%
61	B県	M市	河川	820,115	61.0%
62	B県	M市	河川	820,378	62.0%
...	...	...	表示省略	...	...
...	...	...	表示省略	...	...
88	B県	S市	道路	1,200,209	88.0%
89	B県	S市	道路	3,004,229	89.0%
90	A県	Y町	河川	3,014,000	90.0%
91	B県	M市	道路	3,850,756	91.0%
92	B県	M市	道路	3,900,346	92.0%
...	...	...	表示省略	...	...
...	...	...	表示省略	...	...
99	B県	S市	道路	6,200,304	99.0%
100	B県	G市	道路	8,000,113	100.0%

4億円未満は
対象から除く

おおむね6割の箇所の被害金額は8億2,000万円。

←おおむね6割【b】

採択保留
(区分A)

おおむね9割の箇所の被害金額は30億1,400万円。

←おおむね9割【a】

採択保留
(区分S)

効率化③ 設計図書の効率化(第七)

災害申請時において、設計書に添付する書類のうち、**(1)平面図、(2)断面図、(3)写真の取扱いを効率化(簡素化)**することによって、準備時間の縮減や作業量の軽減を図ることが出来ます。

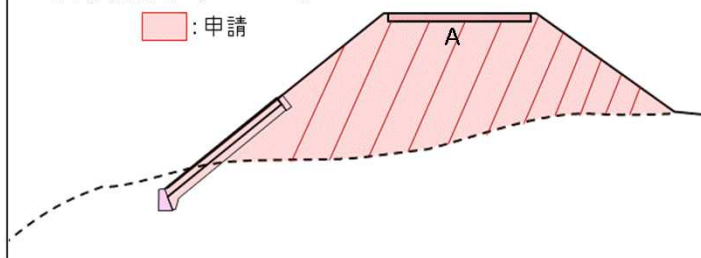
イメージ

既存地図を活用する場合



代表断面 (A-A)

□: 申請



航空写真を活用する場合



査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
 護岸面積(m²) = 1 × L
 盛土量(m³) = A × L

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

効率化④ 一箇所工事の取り扱い(第八)

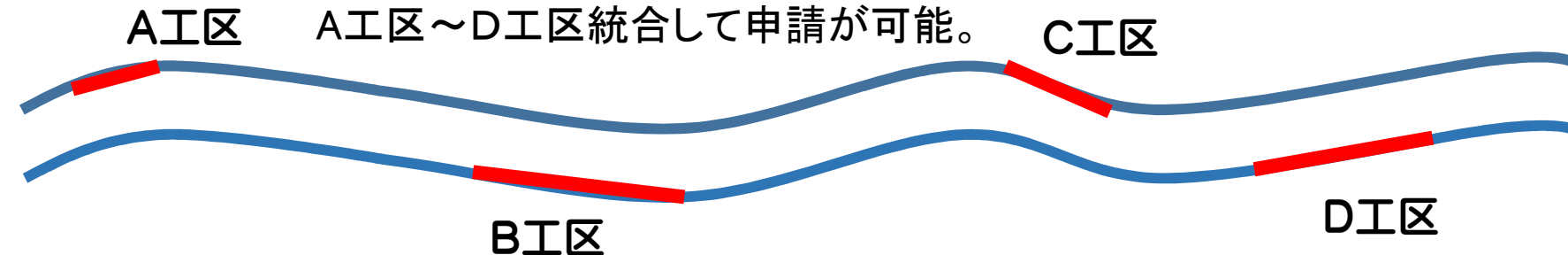
解説P23～

通常、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、100mを超える箇所であっても「統合」することや適度な工事発注単位に「分割」することが出来ます。

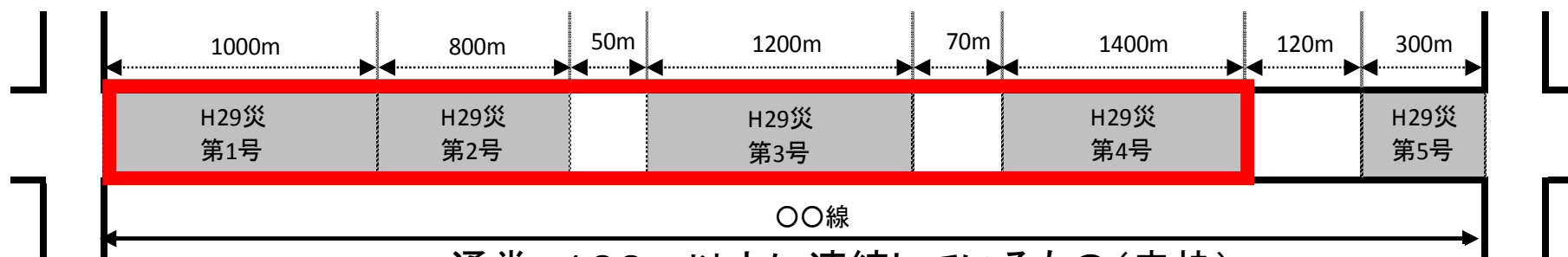
統合または分割のイメージ【河川・道路設の場合】

【河川】 100mを超えた箇所であっても事業執行効率のため、

A工区～D工区統合して申請が可能。



【道路】



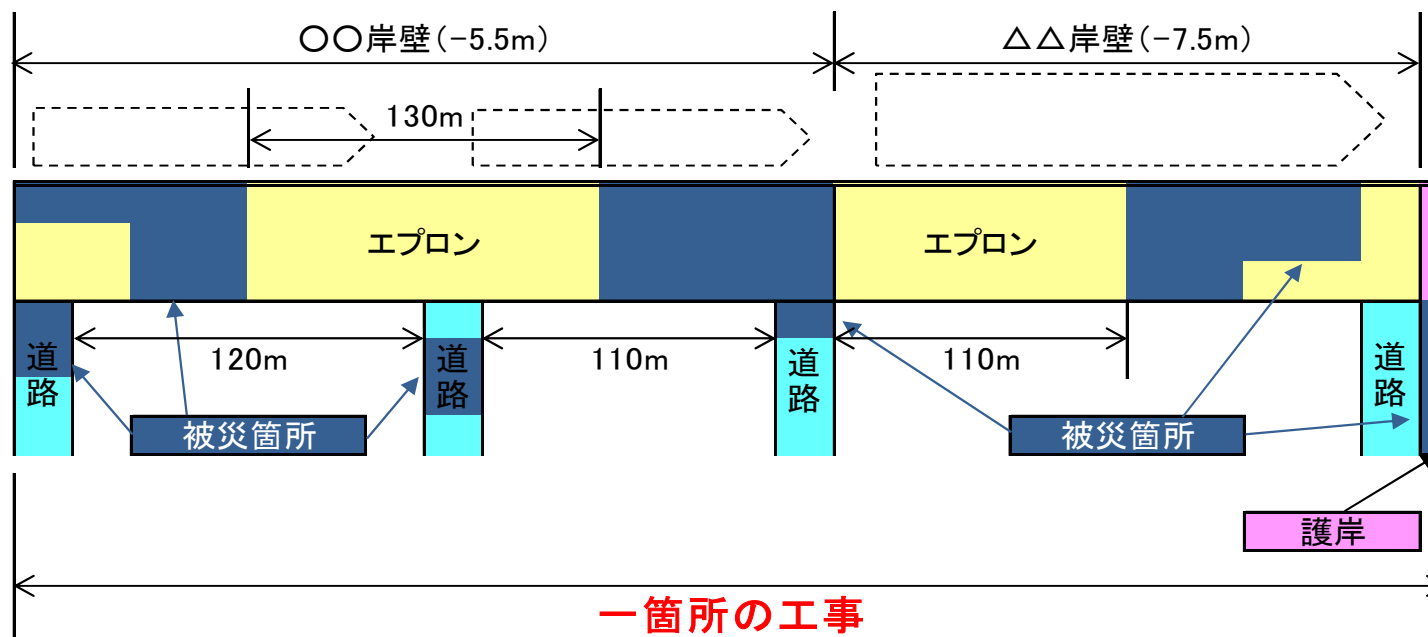
通常、100m以内に連続しているもの(赤枠)を一箇所とみなすが、分割して申請が可能。

○統合または分割のイメージ【港湾施設の場合】

一箇所の工事の取扱い

「被災箇所のまとまり」を一箇所工事としてみなす場合

1 事業施行の効率を向上させるため、同一ふ頭内(※)を限度として、工事の工期や発注単位を勘案した「被災箇所のまとまり(※※)」を一箇所工事とみなすことができる。



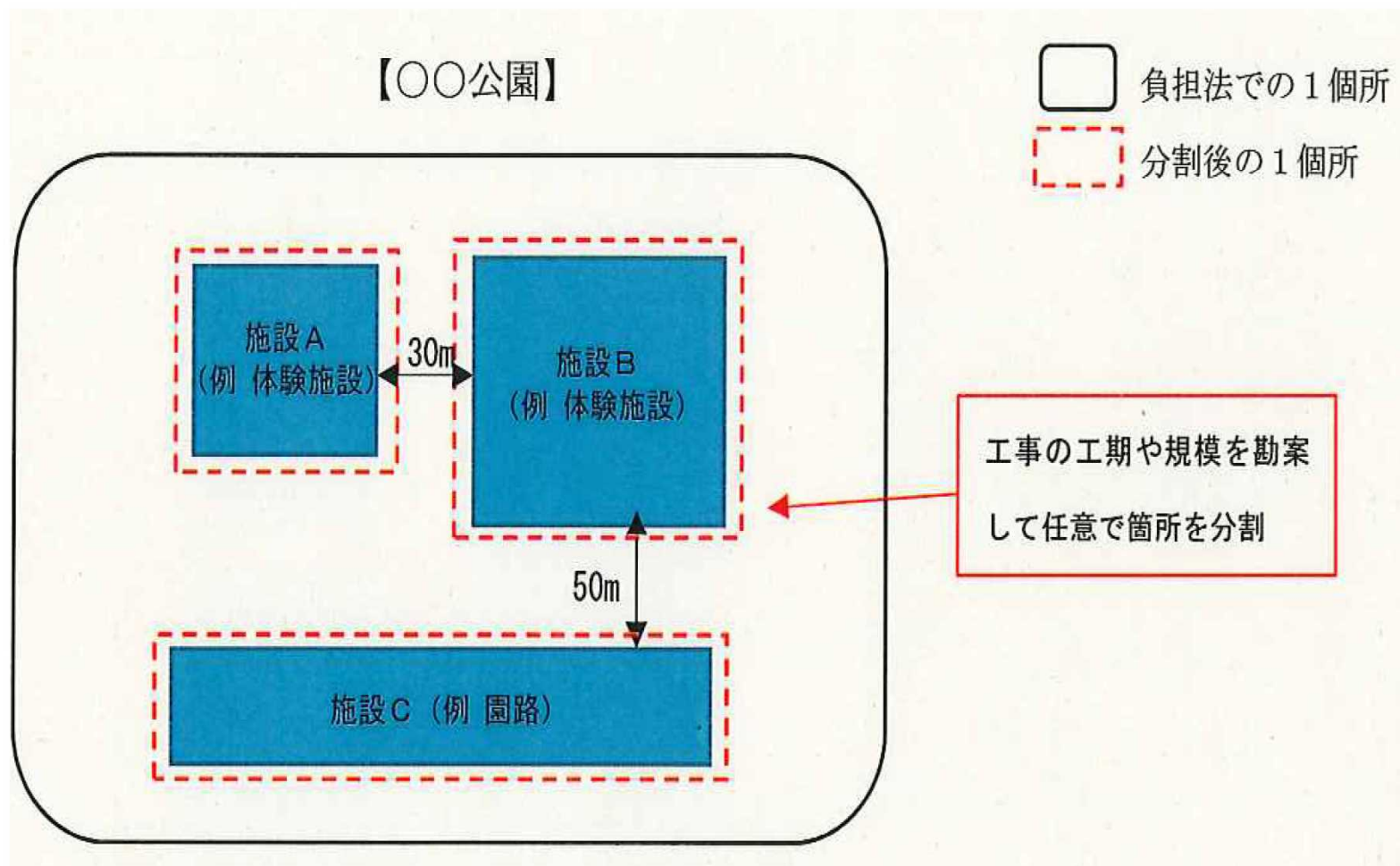
※工事の工種を同一とするものを基本とする。

※※「被災箇所のまとまり」は一つのバースを基本とするが、連続するバースに同様の被害状況がある場合は(同一ふ頭内を限度として)、一箇所とみなすことができる。

○統合または分割のイメージ【公園施設の場合】

【被災した複数箇所を分割する場合】

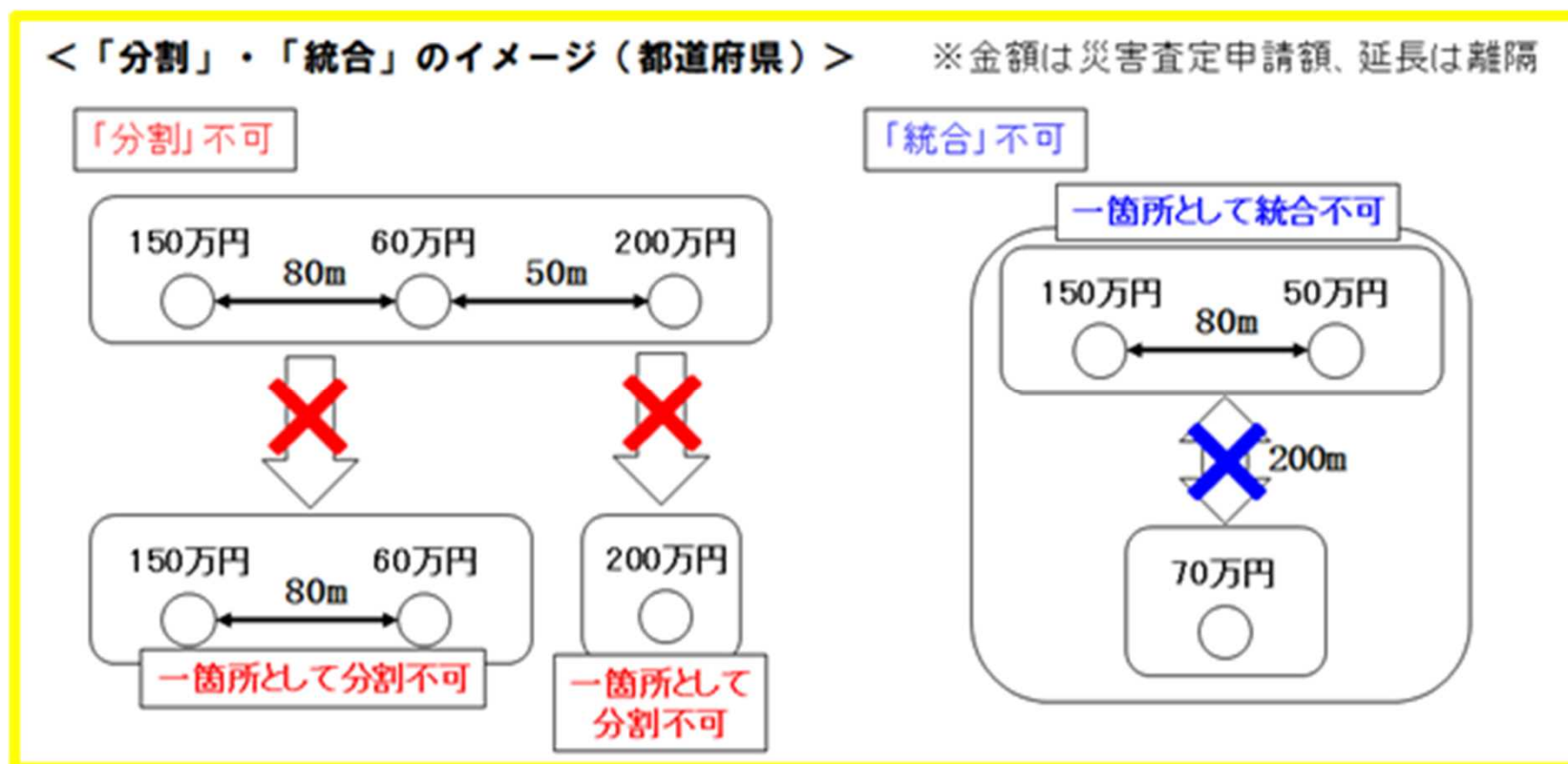
1. 被災箇所の間隔が100m以内に近接している場合においても、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



一箇所工事の取り扱いの注意点

解説P23～

- ・「分割」については、法第六条第二項に規定する限度額未満で一箇所と認められるものの分割は出来ません。
- ・「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。



3. 追跡調査及び検証

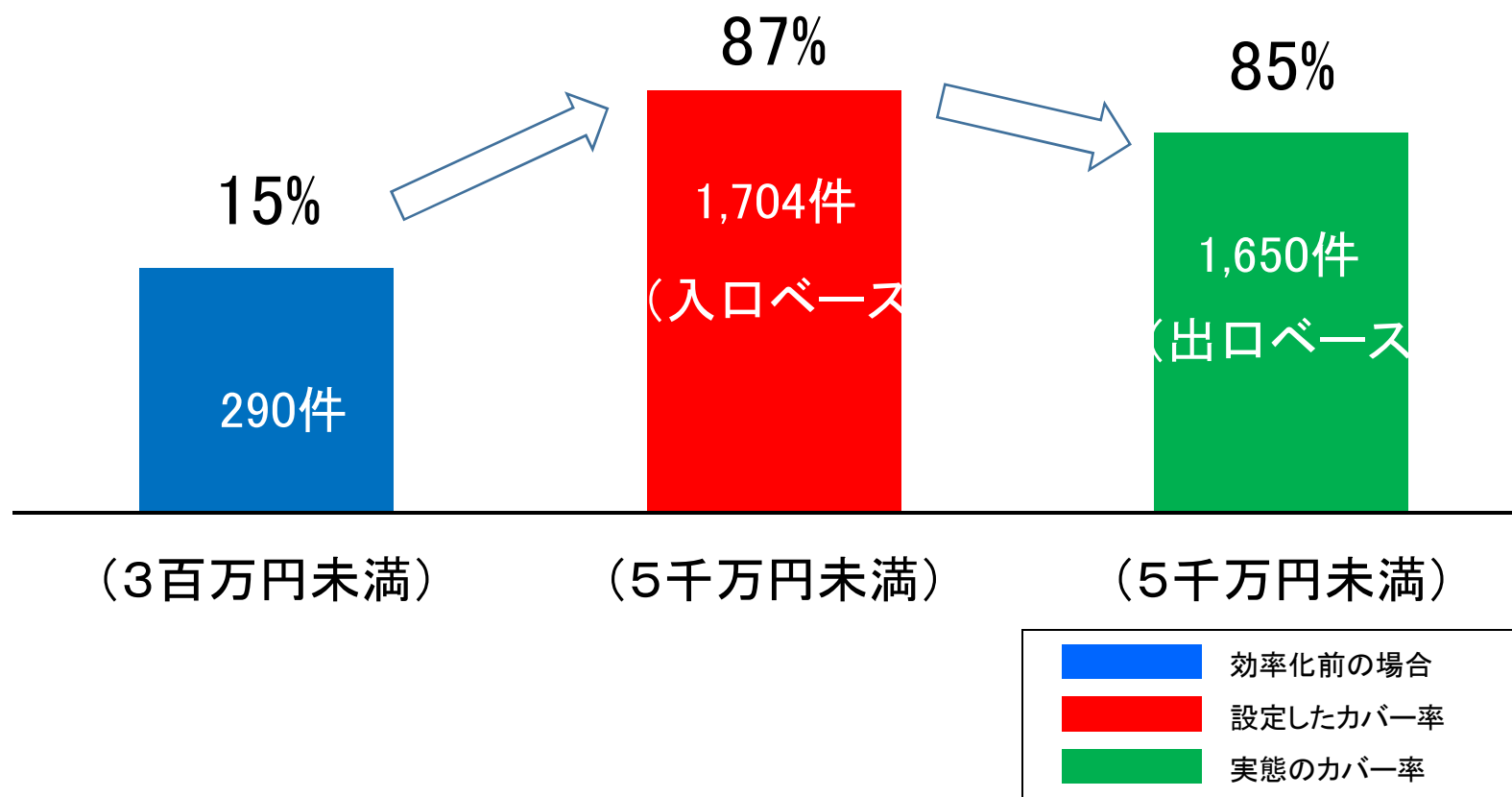
追跡調査と検証(第十二)

解説P30～

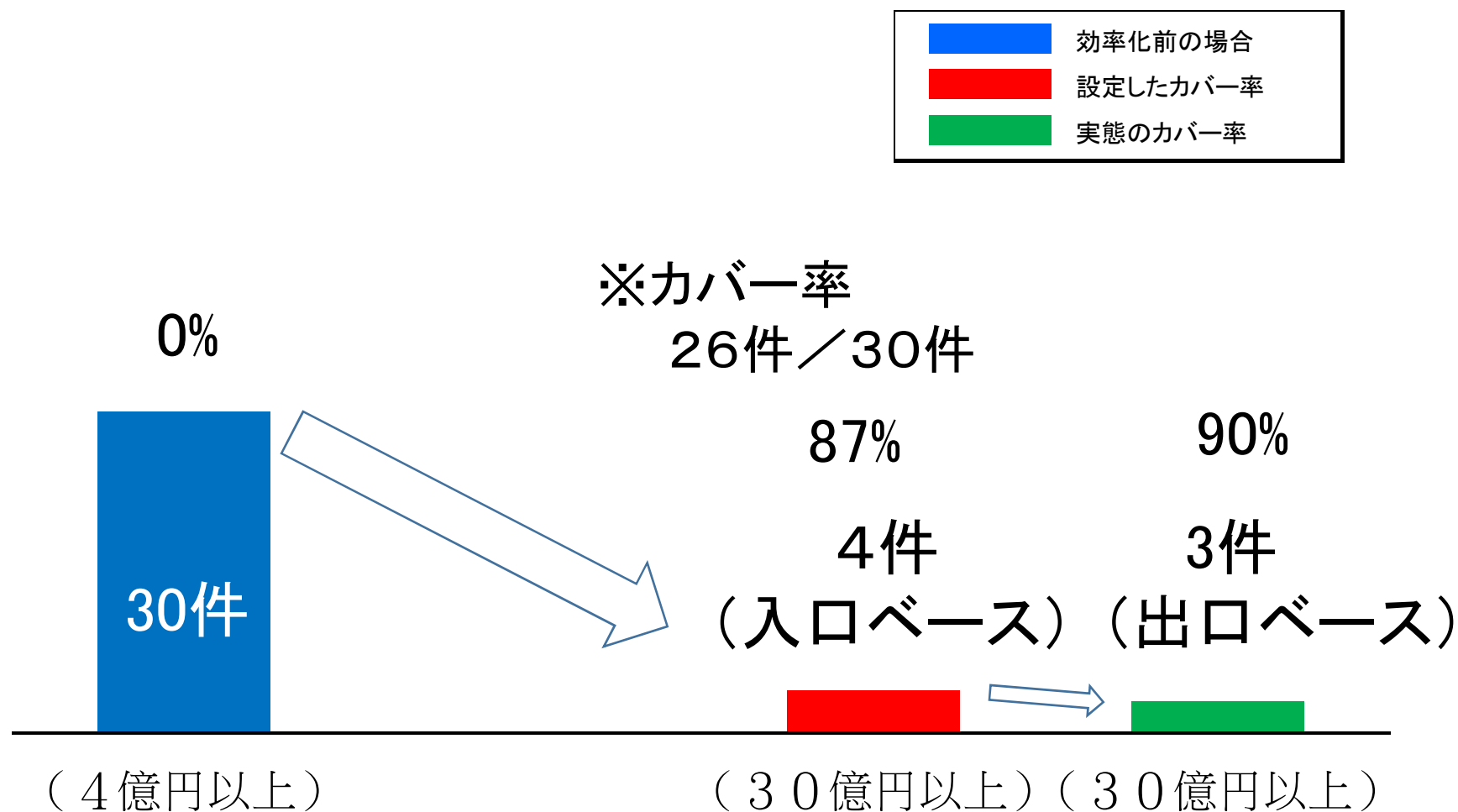
本査定方針に基づく査定を実施した後に、下記の追跡調査を行い本基本方針で事前ルール化した項目の妥当性を検証します。

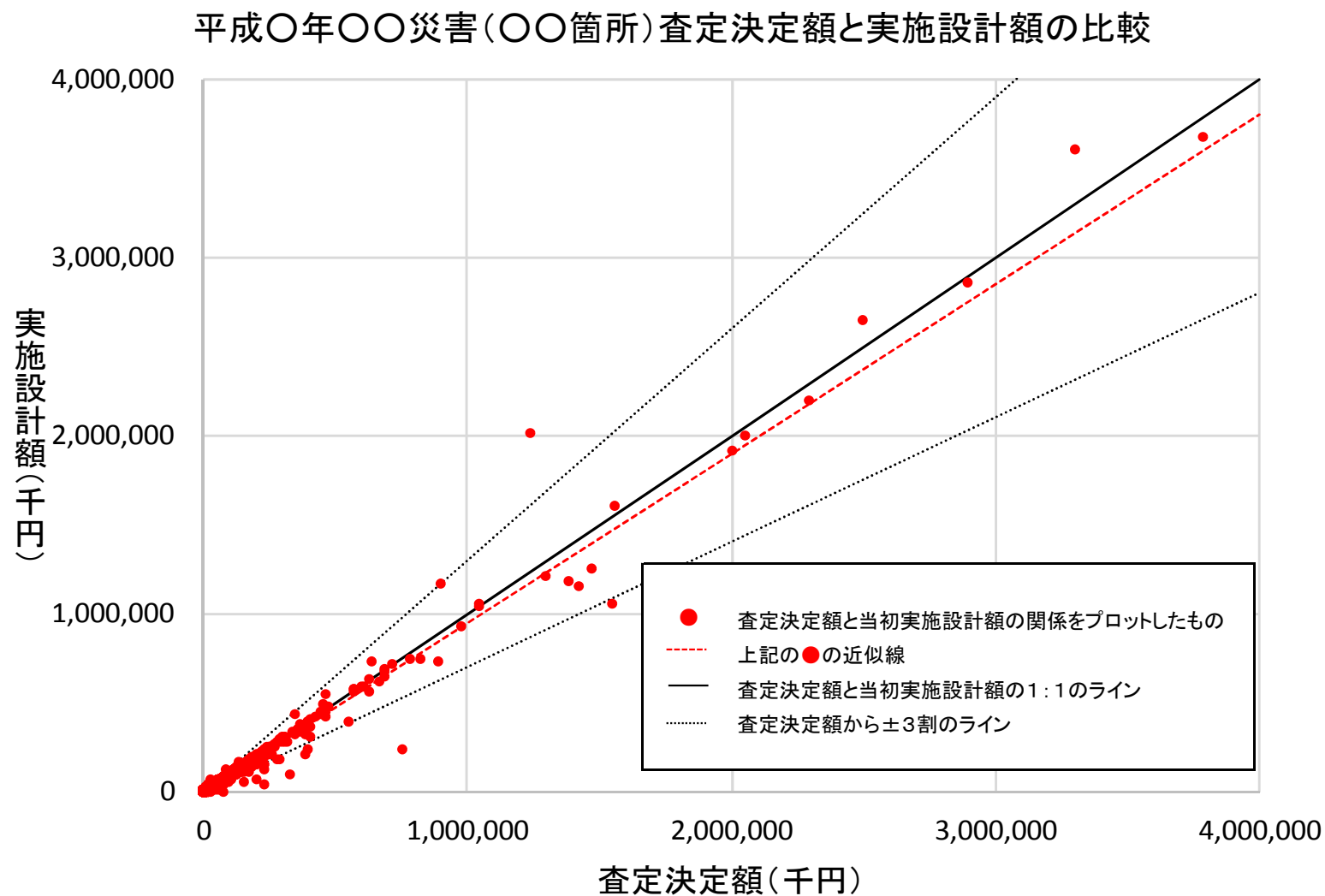
1. 机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等の妥当性を検証します。(事業実施段階)
2. 机上査定上限額のカバー率のチェック
(事業実施段階又は事業完了後)
3. 採択保留金額のカバー率をチェック
(事業実施段階又は事業完了後)
4. 図面の効率化を実施した査定については、査定設計額と実施設計額との傾向をチェック
(事業実施段階又は事業完了後)

■ 平成〇〇年〇〇災害(A県:全体件数1,942件)
【机上査定】



■ 平成〇〇年〇〇災害(A・B県:全体件数3,450件)
【採択保留】





4. 「大規模災害時における公共土木施設 災害復旧事業査定方針」解説 改定内容

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案①

<改定内容（現行P. 5、改定案P. 5）>

『激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）』において、『今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』とされており、解説発出当時（平成29年5月29日）と比べて甚大な被害が确实視された段階での「指定見込み」時期が明確になったため追加する。

【現行】

（*2）指定の事前公表：+

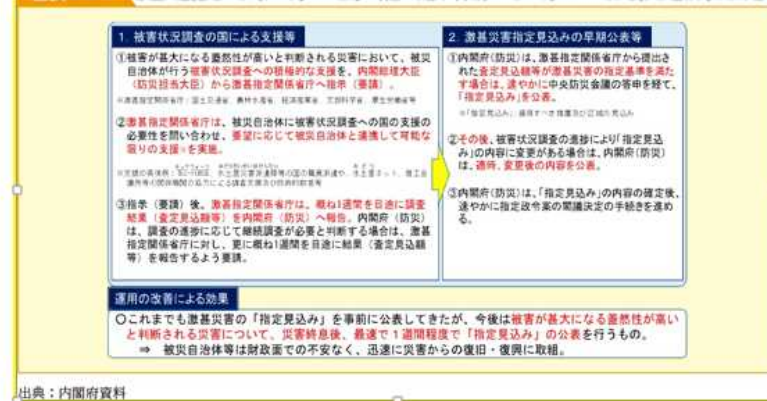
激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します。+

【改定案】

（*2）指定の事前公表：+

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します（激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている（下図、出典先：平成30年版 防災白書））。+

図表2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案②

＜改定内容（現行P. 5～6、改定案P. 5～6）＞

本査定方針の対象について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく公共土木施設災害復旧事業等（法第2章）であることを明確し、あわせて平成30年災における激甚災害（本激）に指定された災害を追加する。

【現行】

1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激〔激甚災害指定基準一の基準〕）に指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分S、区分Aの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定の実率化を実施することができます。

区分S、区分Aの考え方については以下のとおり。

① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

※区分Sに相当する過去の災害：

・平成23年東日本大震災

5

② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

※区分Aに相当する過去の災害：

・平成7年阪神淡路大震災

・平成18年新潟県中越地震

・平成28年熊本地震

・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等

【改定案】

1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激〔激甚災害指定基準一の基準〕）に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分S、区分Aの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定の実率化を実施することができます。

区分S、区分Aの考え方については以下のとおり。

① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

※区分Sに相当する過去の災害：

・平成23年東日本大震災

② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

※区分Aに相当する過去の災害：

・平成7年阪神淡路大震災

・平成18年新潟県中越地震

・平成28年熊本地震

・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等

・平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

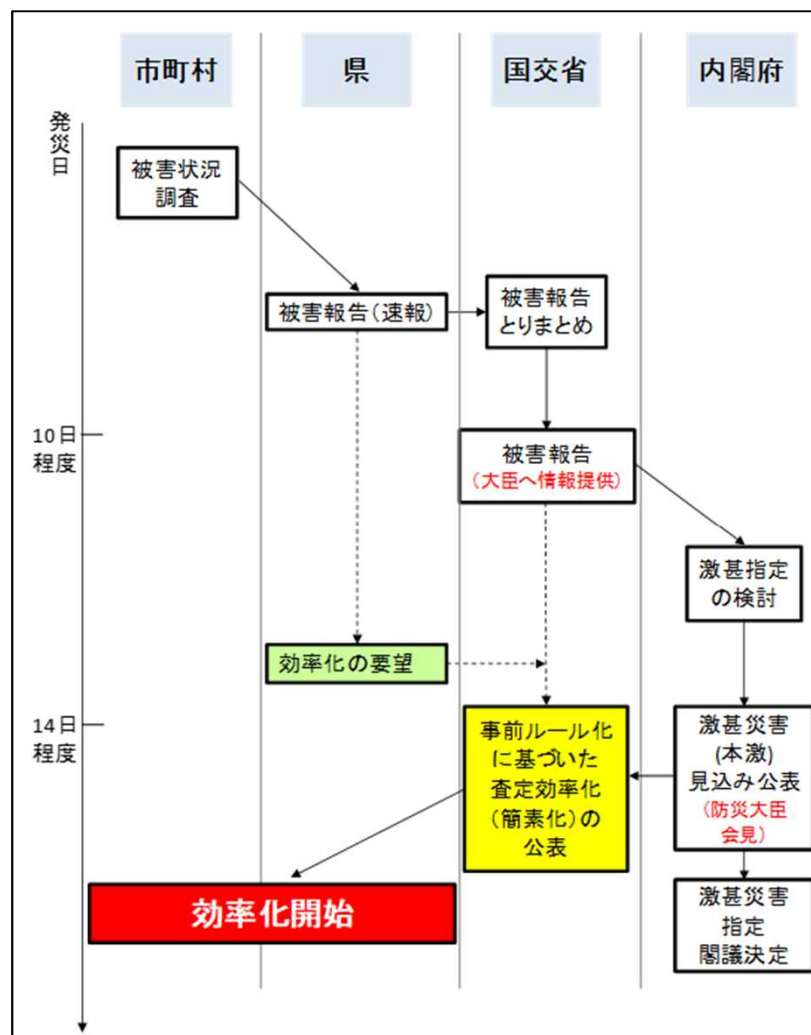
・平成30年北海道胆振東部地震

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案③

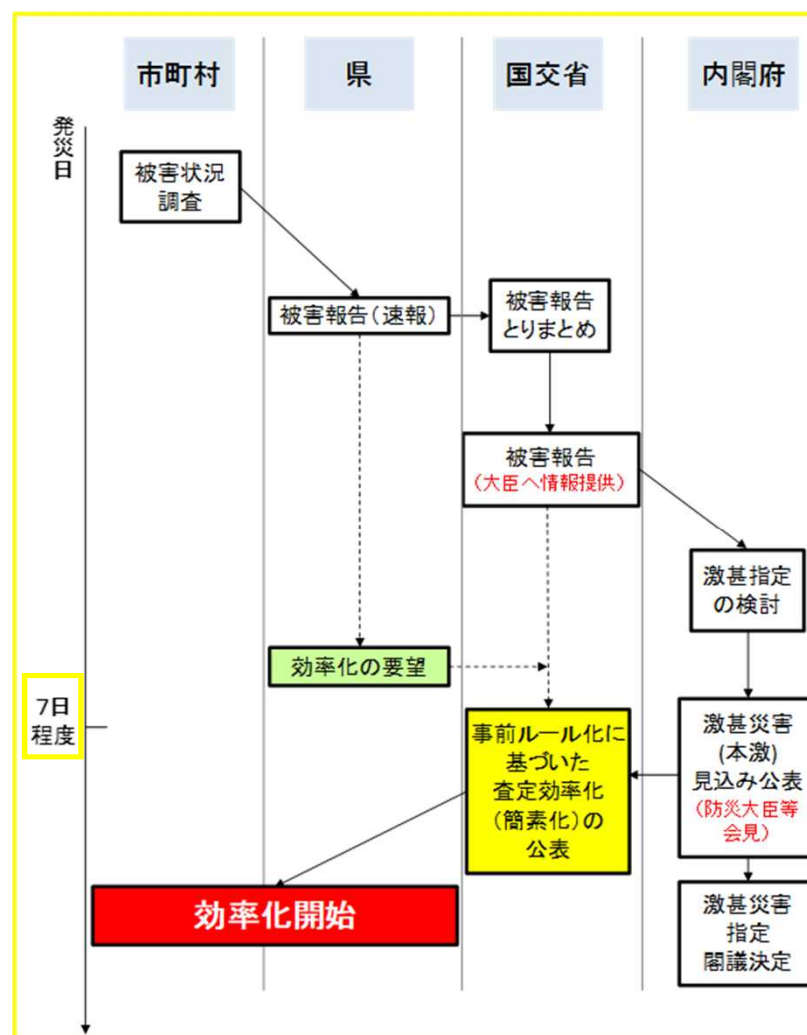
<改定内容（現行P. 7、改定案P. 8）>

『災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』
に合わせて変更する。

【現行】



【改定案】

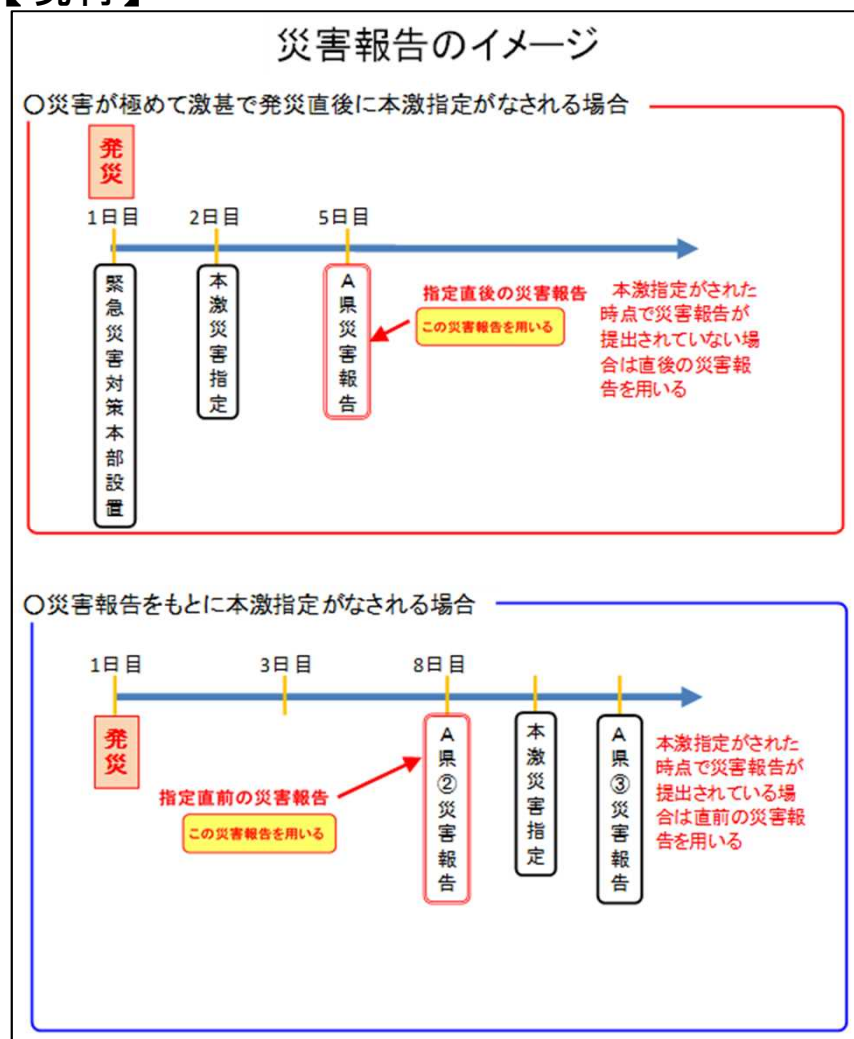


「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案④-1

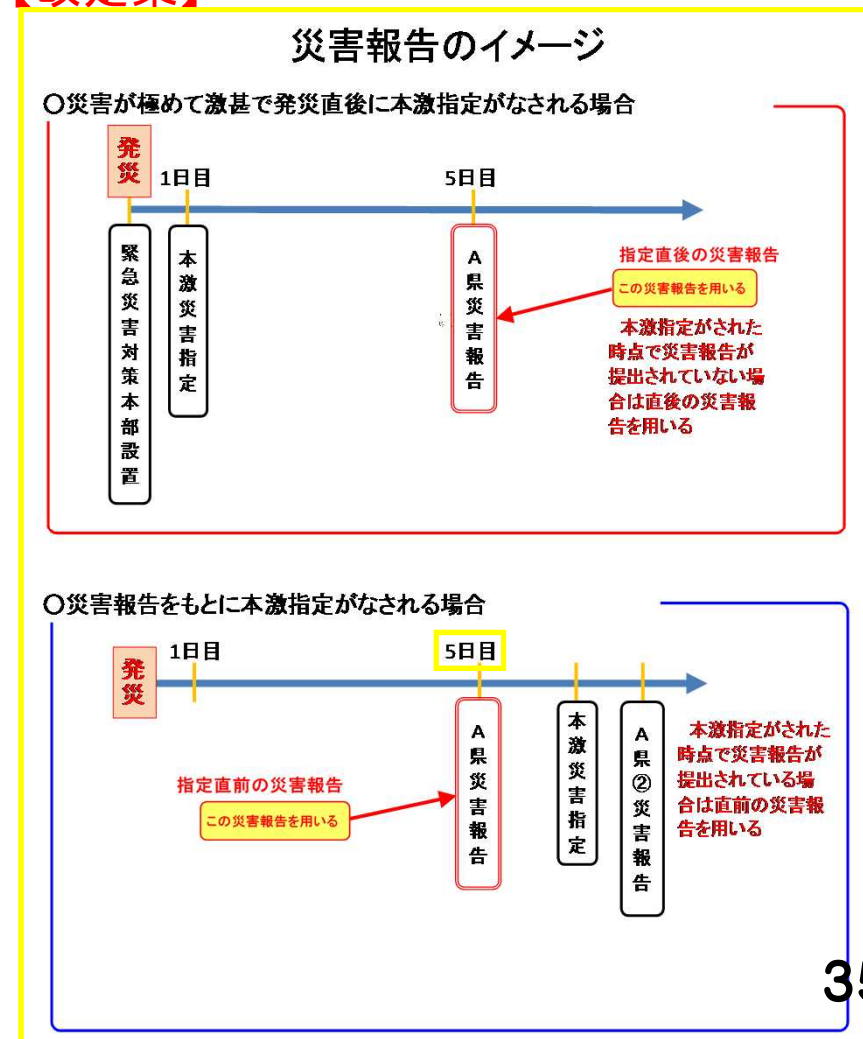
＜改定内容（現行P. 12、改定案P. 13）＞

『災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』
に合わせて変更する。

【現行】



【改定案】



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案④-2

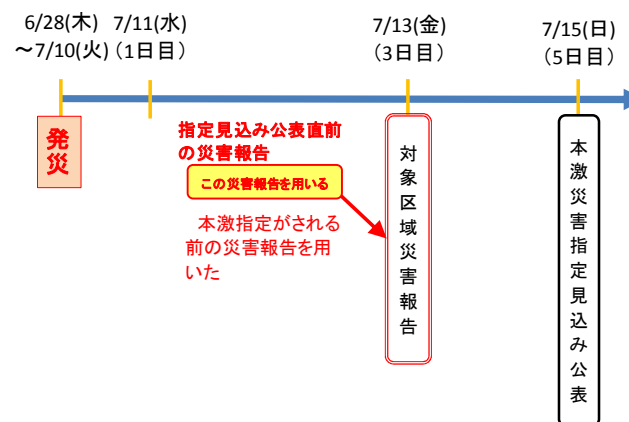
＜改定内容（現行無し、改定案：P. 14）＞

平成30年災での激甚災害（本激）での実績を追加する。

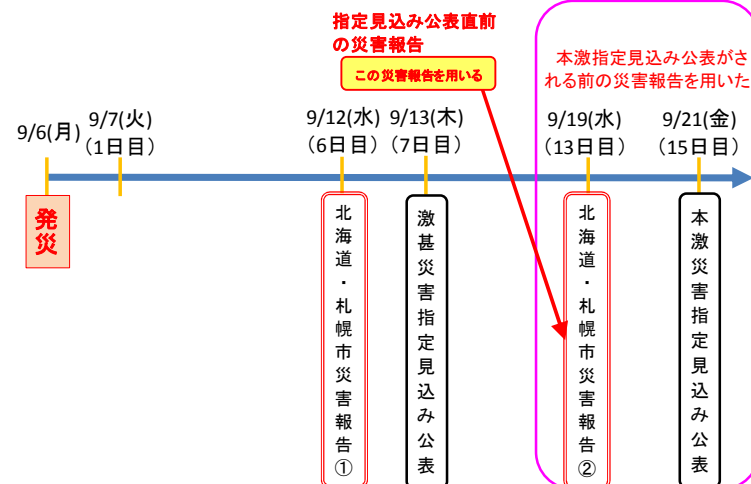
【現行】

【改定案】

＜参考事例＞平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨含む）



＜参考事例＞平成30年北海道胆振東部地震



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑤

＜改定内容（現行：P. 20、改定案：P. 22）＞

大規模災害時において限定的に協議に応じる「橋梁・水門」の総合単価について追加する。

【現行】

4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。

設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



定電算計量は延長×断面幅、法長などで算出
 $\text{標準面積 (a)} = 1 \times L$
 $\text{定土量 (a)} = A \times L$

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

【改定案】

4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。

設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



定電算計量は延長×断面幅、法長などで算出
 $\text{標準面積 (a)} = 1 \times L$
 $\text{定土量 (a)} = A \times L$

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

5) 橋梁・水門については、大規模災害時に使用出来るように国土交通省において総合単価（案）を用意しているため、被災状況を勘案して活用を検討ください。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑥-1

<改定内容（現行：P. 21、改定案：P. 23～24）>

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準ずる記載とし、「統合」又は「分割」に関する事例を図示した。

【現行】

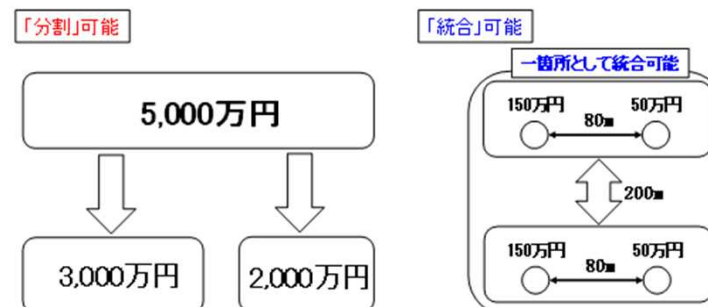
- 1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。
 - 2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。
 - 3) 大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。
- ただし、「分割」を行う場合その理由を求められます。

【改定案】

- 1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。
 - 2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。
- 大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。
- ただし、「分割」を行う場合その理由を求められます。

<「分割」・「統合」のイメージ（都道府県）>

※金額は災害査定申請額、延長は離隔



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑥-2

＜改定内容（現行：P. 21、改定案：P. 23～24）＞

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準ずる記載とし、「統合」又は「分割」に関する事例を図示した。

【現行】

【改定案】

3)「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未滿で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。

＜「分割」・「統合」のイメージ（都道府県）＞

※金額は災害査定申請額、延長は離隔

「分割」不可

150万円 80m 60万円 50m 200万円



150万円 80m 60万円 200万円
一箇所として分割不可 一箇所として分割不可

「統合」不可

一箇所として統合不可

150万円 80m 50万円

200m

70万円

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条

この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 1箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下・指定市という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であって都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては120万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては60万円に満たないもの

～略～

- 2 前項第1号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、1箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑦

＜改定内容（現行：P. 27、改定案：P. 30）＞

サンプルチェックについて、財務省（立会官）とともに実施すること、その運用を事務連絡として通知したことを追加した。

【現行】

- 1) 追跡調査は、国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2) 第十二（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
- 3) 第十二（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。
- 4) 第十二（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

【改定案】

- 1) 追跡調査は、主に国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2) 第十二（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
詳細については、平成 30 年 5 月 23 日事務連絡「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」を確認ください。
- 3) 第十二（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。
- 4) 第十二（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

「大規模災害時における公共土木 施設災害復旧事業査定方針」解説 (平成 31 年 4 月改定)

〈国土交通省〉

※  は、平成 31 年 4 月に改正した箇所を示す。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説
(平成 31 年 4 月改定)

1. 本解説の位置づけ

今後、発生が危惧される大規模災害発生時において被災地域のより迅速な復旧・復興に資するため、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」(以下「本査定方針」という。)を平成 29 年 2 月 1 日に策定しました。

本解説は、本査定方針の所管(都市局、水管理・国土保全局、港湾局)が広く、復旧対象施設も多種多様であることから、より理解を深め、実務に即した運用ができるよう逐条に解説するものです。

2. 本査定方針の制度概要

大規模災害発生時においては、これまでも災害査定の効率化、簡素化を行い、甚大な被害を受けた地方公共団体が迅速に災害復旧に着手できるよう支援してきました。しかしながら、個別の災害ごとに被災の状況に応じ効率化等の内容を検討していたため、決定までに 1 ヶ月程度要しており、紀伊半島大水害、東日本大震災、熊本地震において被災した地域からは、より迅速な効率化などを求める要望をいただいていた。

このような状況を踏まえ、政府の激甚災害指定の見込みが立った時点で事前にルール化した災害査定の効率化の内容を速やかに適用する新たな査定方針を策定し、平成 29 年発生災害から運用開始いたしました。

具体的な内容としては、

1) 「机上査定上限額の引き上げ」・・・第五

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則であるが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について現行では申請額 300 万円未満のものについて実施できることとなっている。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図る。

2) 「採択保留金額の引き上げ」・・・第六

一箇所の決定見込金額が 4 億円(採択保留金額)以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議(以下、「本省間協議」という)によって災害復旧事業としての採否、金額が決定される。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの行程の短縮化を図る。

3) 「設計書に添付する図面等の効率化」・・・第七

災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」(以下「要綱」という)第十八第二項に規定する詳細な図面等としている。これらの詳細な図面等に代えて航空写真や代表的な断面の活用を可能とし災害査定の準備期間の縮減および作業量(測量、図面作成等)の軽減を図る。

4) 「一箇所工事の取扱い」・・・第八

被災した箇所が 100 m 以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が 100 m を超える箇所であっても「統合」する

こと及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

などの効率化の内容を事前にルール化し、適用するものです。

これらの効率化を迅速に実施することによって、災害発生から災害査定が終了するまでの期間の短縮、被災施設の早期復旧を促進し、ひいては被災地域の復興をより加速させるものです。

本査定方針の制度の概要は以下の通りです。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」の概要

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害ごとに効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の具体的な内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・**カテゴリーS**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリーA**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む14災害)
- **カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ① **机上査定上限額の引上げ**(カテゴリー**S**は申請予定箇所の概ね9割、カテゴリー**A**は申請予定箇所の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 1,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の机上査定上限額の引上げにより査定期間を短縮
- ② **採択保留金額の引上げ**(カテゴリー**S**は保留見込箇所の概ね9割、カテゴリー**A**は保留見込箇所の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③ **設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面の活用により測量・設計期間を短縮 など

3. 逐条解説

第一. 目的

(目的)

第一 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）、法施行令（昭和二十六年政令第百七号）、法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）、法事務取扱要綱（昭和三十一年建設省発河第百十四号）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）、公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（昭和五十九年建設省都街発第三十五号）及び港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年港災第七百八十三号）（以下「査定方針等」という。）に定めるもののほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

1) 災害復旧事業の査定については、以下の法、政令、規則等の体系で行われます。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
- ③ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則
- ④ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱
- ⑤ 公共土木施設災害復旧事業査定方針…河川、海岸、砂防設備、
地すべり防止施設、
急傾斜地崩壊防止施設、道路
- ⑥ 公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針
- ⑦ 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領

本査定方針は、「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」の実施にあたり、必要な事項を定めたものであり、上記①～⑦と一体的に運用されます。

2) 「この査定方針の定めるところにより行うものとする。」とは、以下の流れで、本査定方針の適用の可否を判断し、効率化の具体的な内容を実施します。

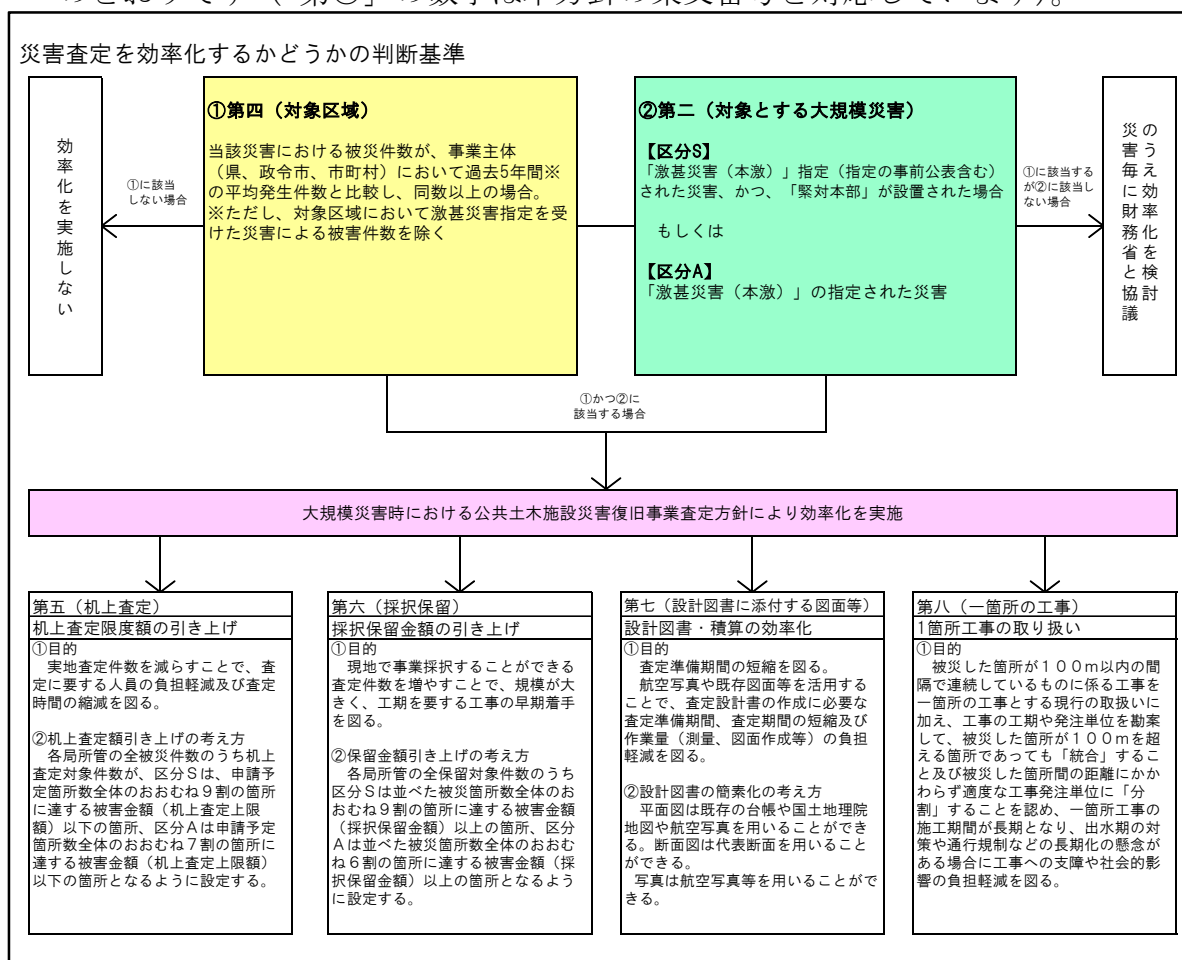
- ① 本査定方針の適用の可否の判断は以下の三項目を確認します。
 - ・（対象とする大規模災害）第二 に該当し
 - ・（対象施設）第三 に該当し
 - ・（対象区域）第四 に該当する場合に本査定方針を適用します。
- ② 本査定方針の適用となる場合、（対象とする大規模災害）第二 による区分ごとに以下の二項目の効率化を実施します。
 - ・（机上査定）第五 により効率化を実施します。
 - ・（採択保留）第六 により効率化を実施します。

さらに上記の効率化に加え、対象とする大規模災害の区分にかかわらず、以下の二項目の効率化を実施します。

- ・（設計図書に添付する図面等）第七 により効率化を実施します。

- ・（一箇所の工事）第八 により効率化を実施します。
- ③ 必要に応じて、以下の二項目を実施する場合があります。
- ・（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）第九 が行われる場合があります。
- また、復興計画等の対象となった区域がある場合は
- ・（協議設計）第十 に基づき本省間協議を行い復旧工法を確定する場合があります。
- ④ 本査定方針での査定完了後、以下の項目の調査、検証を申請者または国土交通省は行うとともに本省間協議を実施します。
- ・（事業費の検証）第十一 （一）、（二）については本査定方針の適用対象区域の申請者が実施します。（三）については国土交通省が調査を行い財務局が立会します。
 - ・（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）第十二 国土交通省が行い本省間協議を実施します。

3）災害査定の本査定方針による効率化と通常の効率化の流れは以下のフローのとおりです（「第〇」の数字は本方針の条文番号と対応しています）。



第二. 対象とする大規模災害

(対象とする大規模災害)

第二 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- (一) 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定に基づき、激甚^{じん}災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）一の基準による激甚災害^(※1)及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表^(※2)が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二に基づく緊急災害対策本部^(※3)が設置されたもの（以下「区分S」という。）とする。
- (二) 激甚災害のうち、区分S以外のもの（以下「区分A」という。）とする。

(※1) 激甚災害指定基準一の基準による激甚災害(本激)は次のA又はBのいずれかに該当する災害です。

- ・ A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%
- ・ B 「公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2%」・・・①

かつ

- (1) 「一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入×25%」の

都道府県が一以上

又は

- (2) 「都道府県内市町村の査定見込総額 > 都道府県内市町村の標準税収入×5%」の

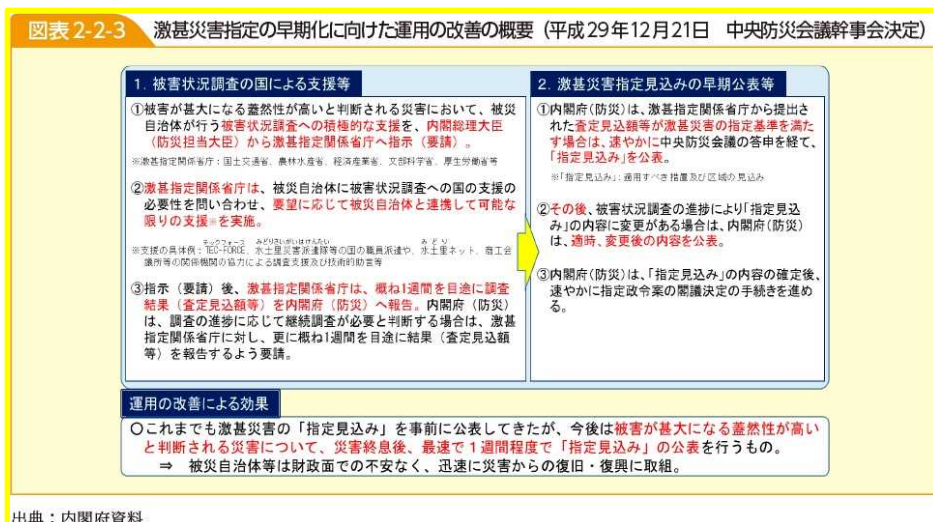
都道府県が一以上

すなわち、「①かつ(1)」または「①かつ(2)」。

(※2) 指定の事前公表：

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します（激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている（下図、出典先：平成30年版 防災白書））。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）



出典：内閣府資料

(*3) 緊急災害対策本部：

災害対策基本法に位置づけられた非常災害が発生した場合に、同法第 28 条 2 に基づき災害応急対策を推進するため、閣議にかけ内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置される対策本部です。

- 1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激〔激甚災害指定基準一の基準〕に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分 S、区分 A の二種類に区分し、各区分に対応した災害査定効率化を実施することができます。

区分 S、区分 A の考え方については以下のとおり。

- ① 区分 S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

※区分 S に相当する過去の災害：

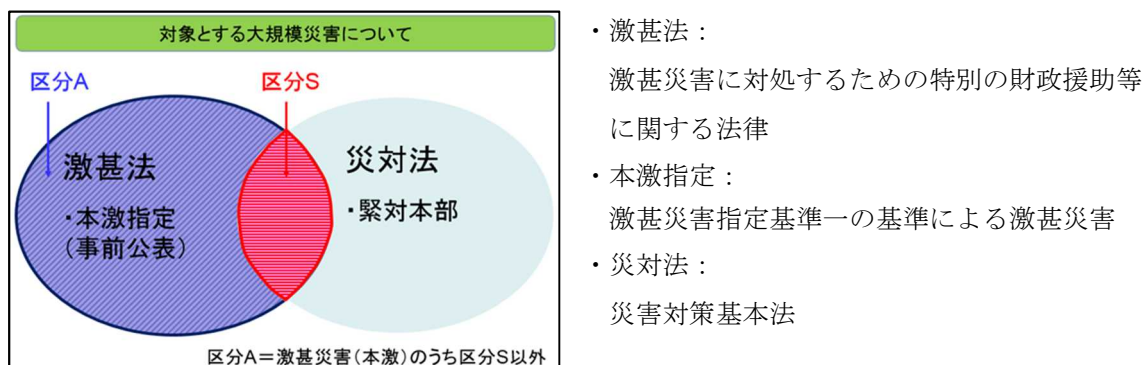
- ・平成 23 年東日本大震災

- ② 区分 A：激甚災害（本激）に指定された災害

※区分 A に相当する過去の災害：

- ・平成 7 年阪神淡路大震災
- ・平成 16 年新潟県中越地震
- ・平成 28 年熊本地震
- ・平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨等
- ・平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨
- ・平成 30 年北海道胆振東部地震

対象とする大規模災害のイメージは下図のとおりです。



なお、激甚災害指定基準一の基準に該当せず局地激甚災害指定基準に該当し、局地激甚災害の指定を受けた災害は対象とはなりません。

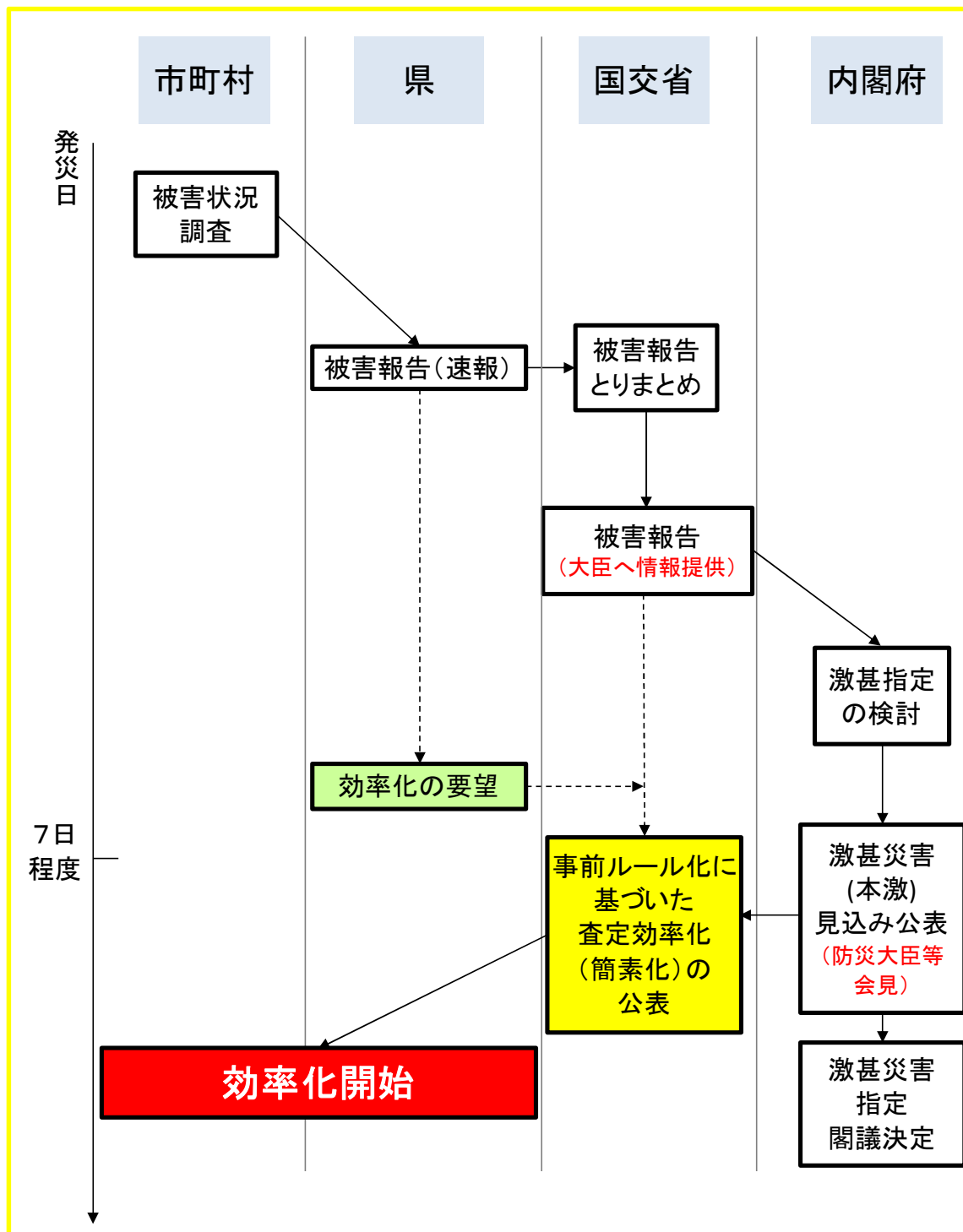
本査定方針による災害査定の効率化と個別に措置を検討する災害査定の特徴を下表に示します。

	適用時期	区分	災害規模	緊対本部	激甚指定	区分S、Aに相当する過去の災害の例
本災害査定方針の効率化による	タイミ ン グ で 適 用 開 始 後 本 激 指 定 の 要 望	区分S	大 ↑	設置	本激	・平成23年東日本大震災
		区分A		—	指定	・平成7年阪神淡路大震災 ・平成16年新潟中越地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年8月16日から9月1日までの間の 暴風雨及び豪雨 等
個別に財務省と協議し	約1ヶ月 から適用 まで の要 望	—	小	—	局激	

2) 災害の中には梅雨災害のように降雨等の期間が長くなり、場合によっては激甚災害（本激）指定前に災害査定の準備及び災害査定が始まる場合も考えられます。このような場合、国土交通省において個別に財務省と協議して災害査定の効率化の措置を検討します（通常の災害査定の効率化）。

3) 区分S、区分Aに該当し、かつ「第四. 対象区域」に該当する場合は申請者からの効率化の要望をもって本査定方針による効率化を行うことができます。

発災から効率化開始までの流れを次項に示します。



第三．対象施設

(対象施設)

第三 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、都市局所管にあつては、法第三条第十一号（公園）、水管理・国土保全局所管にあつては、法第三条第一号から第三号、第五号から第七号及び第十号（河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道）、港湾局所管にあつては、法第三条第二号及び第八号（海岸（港湾に係るものに限る。）、港湾）とする。

1) 国土交通省の各局が所管する対象施設は下図のとおりです。

国 土 交 通 省		
都市局所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管
十一 公 園	一 河 川	八 港 湾
	二 海 岸	二 海 岸
	三 砂防設備	
	五 地すべり 防止施設	
	六 急傾斜地崩 壊防止施設	
	七 道 路	
	十 下 水 道	

数字は負担法第三条の各号を示す

第四．対象区域

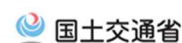
(対象区域)

第四 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局^(※1)であって都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る各局所管別の法施行令第五条に基づく報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数^(※2)（激甚災害に係るもの^(※3)を除く。）を超えた都道府県又は指定都市の区域とする。

(※1) 港務局：

港務局など港湾管理者の設立形態は以下のとおりとなっています。

③ 港湾法の概要（港湾管理者の設立形態）



港湾管理者の設立形態について、港湾法は次の三つの形態を想定している。

- ① 都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合（第33条第1項）
- ② 都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合（第33条第2項）
- ③ 関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合（第4条第1項）

区 分	総数	港 湾 管 理 者					都道府県 知 事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務 組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	－
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	－
重 要 港 湾	102	82	16	1	3	102	－
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	－
地 方 港 湾	808	504	304	0	0	808	－
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	－
計	933	598	328	1	6	933	－
56 条 港 湾	61	－	－	－	－	－	61
合 計	994	598	328	1	6	933	61

(※2) 過去五箇年の平均被災箇所数：

過去五箇年の平均被災箇所数は、都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合において算定し、災害報告と合わせ国土交通省に報告してください。

なお、激甚災害（本激に限る）となった災害に係る被害件数を除き算定するものとします。

(※3) 激甚災害に係るもの：

激甚災害に係るものについては、過去五箇年の各年ごと、かつ「都道府県又は指定都市若しくは地方公共団体の組合」ごとの激甚災害（本激に限る）の被害件数を国土交通省においてとりまとめ、あらかじめ周知いたします。

- 1) 対象区域とは、本査定方針で定める災害査定の効率化の実施対象となる区域をいいます。
- 2) 対象区域は、都道府県又は指定都市ごとの災害報告における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数を超えた都道府県又は指定都市の範囲となります。なお、港湾局所管の場合、港湾管理者である都道府県又は市町村が管理する港湾の範囲に加えて、都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局が管理する港湾の範囲を含みます。
- 3) 災害報告については、災害が発生した場合、施行令上、定められた様式に基づき遅滞なく災害の被災状況の報告を行わなければならないとされています。
- この災害報告は、国土交通省の各担当局に対する書面による報告とされており、以下のとおり定められています。

所管	対象施設	規定	様式
都市局 水管理・ 国土保全 局 港湾局	河川、海岸、砂防設備、地	施行令第5条	「災害報告」
		法施行規則第4条	別記様式第一 「災害報告書」
	すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園	通達（平成10年4月17日建設省河防海第84号）災害報告について	別記様式1 「被害報告表」
		通達（平成55年9月22日港災第1142号）港湾関係公共土木施設災害状況の報告について 運用 港湾関係公共土木施設災害状況に係る災害報告について	別紙様式 「災害速報」

4) 対象区域に該当するかどうかの判定の考え方を以下に示します。

- ① 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の被災箇所数を、申請者（都道府県又は指定都市）ごとに各局所管別に集計（例えば、水管理・国土保全局であれば河川、海岸、道路等の全施設の被災箇所数を集計）します。
- ② 過去五箇年の災害報告の被災箇所数を①と同様の考え方で集計し、平均の被災箇所数を算出します。
なお、集計からは激甚災害（本激）となった災害に係る被災箇所数を除き集計します。
- ③ ①で集計した当該災害の被災箇所数が②で集計した過去五箇年の平均被災箇所数を上回っていれば本査定方針が適用となり災害査定の効率化を実施することになります。

【具体例】 A 県の水管理・国土保全局所管施設災害の対象区域該当判定の例
[想定諸条件]

1. 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。A 県の当激甚災害（本激）に係る被災件数は 5 6 0 箇所
[河川施設 2 9 0 箇所、道路 2 0 0 箇所、港湾施設 6 0 箇所、公園施設 1 0 箇所]。
2. A 県の水管理・国土保全局所管施設の過去五箇年の各年の被災箇所数は以下のとおり。

平成 2 8 年	3 0 0 箇所
平成 2 7 年	5 2 0 箇所
平成 2 6 年	9 8 0 箇所（うち、激甚災害（本激）に係る被災箇所数 9 5 0 箇所）
平成 2 5 年	2 1 0 箇所
平成 2 4 年	7 0 箇所
3. 平成 26 年は、「平成 26 年 7 月 30 日から 8 月 25 日までの間の豪雨及び暴風雨」が激甚災害（本激）指定を受けており関係する A 県の被災箇所数は、9 5 0 件。

[判定例]

- ① 当該災害（平成 29 年 9 月台風による豪雨災害）に係る A 県の水管理・国土保全局所管被災箇所数は河川施設と道路施設の被災箇所数を集計し 4 9 0 箇所。
$$490 \text{ 箇所} = 290 \text{ (河川)} + 200 \text{ (道路)} \cdots (\text{ア})$$
- ② 過去五箇年の平均被災箇所数を算出する際は、激甚災害（本激）の被災箇所数を除くため、平成 26 年の被災箇所数は、9 8 0 箇所から激甚災害（本激）に係る被災箇所数 9 5 0 箇所を除きます。
H26 被災箇所数
$$30 \text{ 箇所} = 980 \text{ (H26 被災箇所数)} - 950 \text{ (H26 本激箇所数)}$$

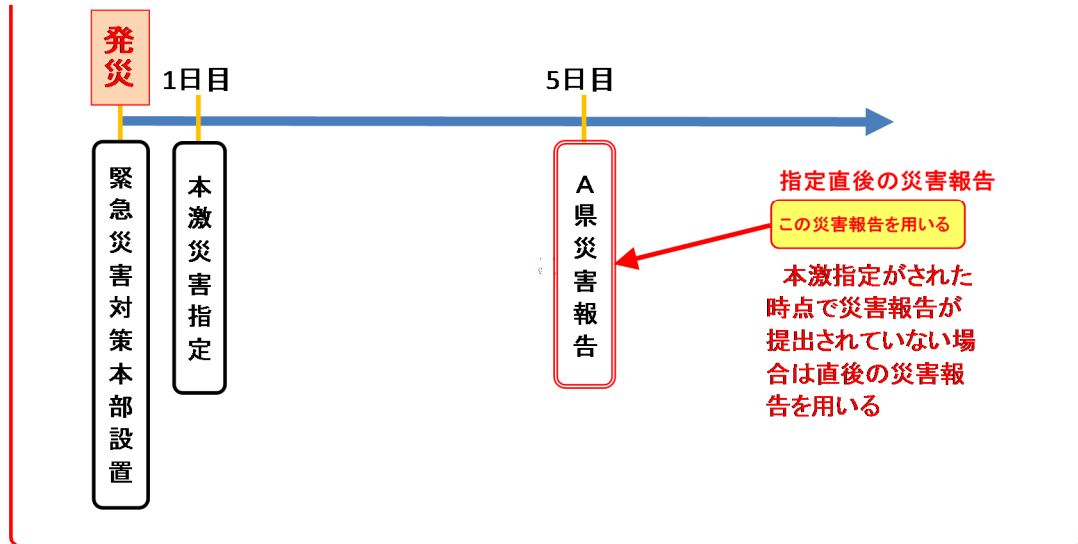
A 県の過去五箇年の被災箇所数は以下のとおり。
$$226 \text{ 箇所} = (300 + 520 + 30 + 210 + 70) / 5 \text{ 箇年} \cdots (\text{イ})$$
- ③ 当該災害の被災箇所数(ア) 4 9 0 箇所が過去五箇年の平均被災箇所数(イ) 2 2 6 箇所を上回っているため、A 県は対象区域に該当。
$$(\text{ア}) 490 \text{ 箇所} > (\text{イ}) 226 \text{ 箇所}$$

5) 判定に用いる災害報告の考え方

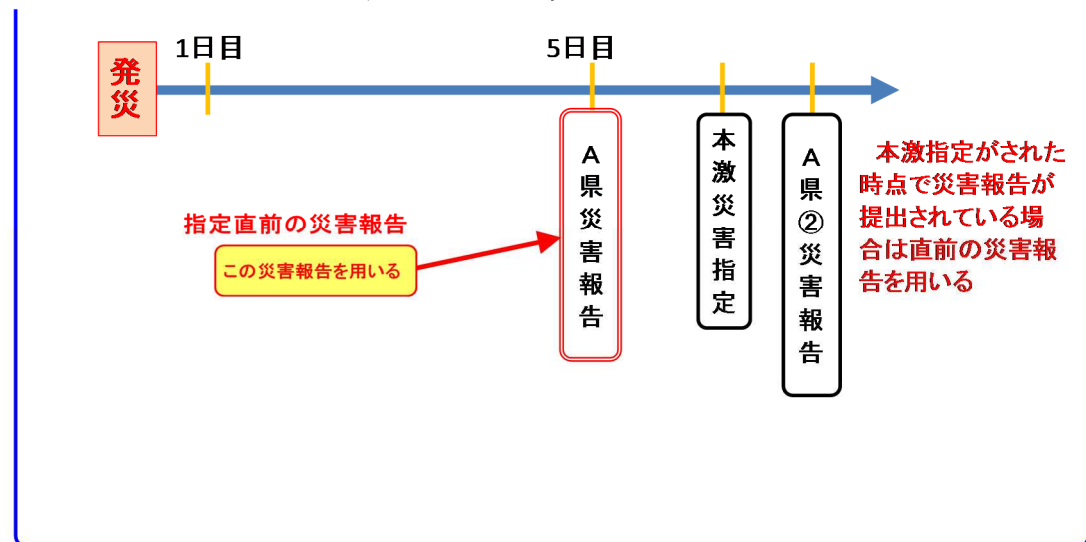
判定に用いる災害報告は、「第二. 対象となる大規模災害」に該当した時点（激甚災害（本激）指定（事前公表を含む））において、申請者が災害報告を提出していた場合は該当時点の直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、該当時点の直後の災害報告を用いて判定します。

災害報告のイメージ

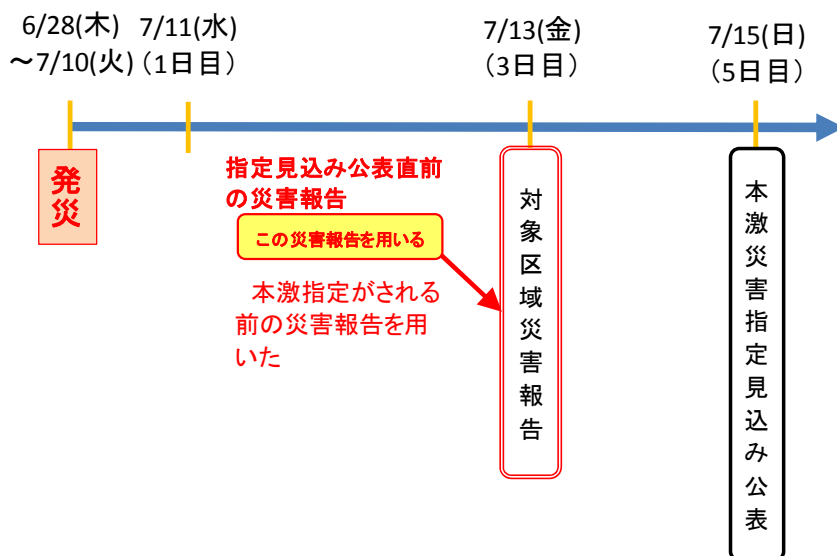
○災害が極めて激甚で発災直後に本激指定がなされる場合



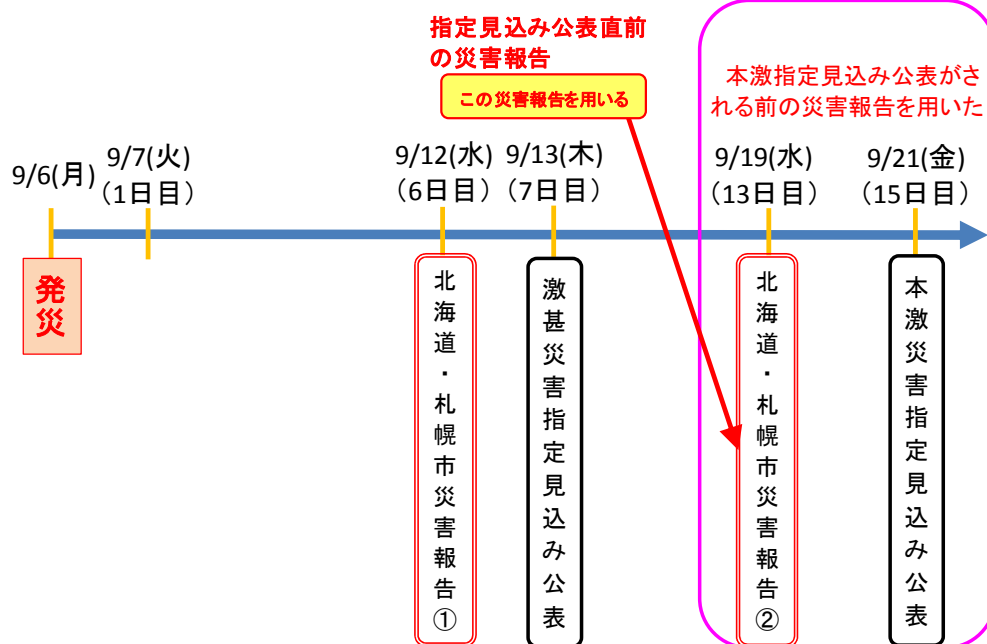
○災害報告をもとに本激指定がなされる場合



<参考事例> 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)



<参考事例> 平成30年北海道胆振東部地震



第五. 机上査定

(机上査定)

第五 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（以下「申請予定箇所」という。）を各局所管別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Sにあつてはおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね七割に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

- 1) 机上査定とは、被災現地に出向くことなく会議室等室内で書面等の資料のみで行う災害査定のことです。現地での移動時間を要しないため、災害査定に要する時間は、実地査定と比べて短縮できますが、通常は申請額が300万円未満のものに限られています。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、机上査定上限額の引上げを行うことができ、引上げた机上査定上限額以下の箇所は机上査定とすることができます。これによって実地査定件数を減らし査定に要する時間や人員の縮減を図ることができます。
- 3) 机上査定上限額は、大規模災害が発生し、「第四. 対象区域」に該当し、「第二. 対象となる大規模災害」に該当した時点において、申請者（都道府県又は指定都市）が災害報告を用いて、各局所管ごとに算定し、国土交通省に効率化を要望します。国土交通省は、要望を行った申請者に適用する机上査定上限額を通知します。
- 4) 算定に用いる災害報告の考え方は、「第四. 対象区域」の「5) 判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。
- 5) 机上査定箇所の判定、机上査定上限額の算定の考え方を以下に示します。
 - ① 机上査定上限額は各局所管ごと、各申請者ごとに算定します。（例えば、A県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、港湾局で一つ算定。B県の机上査定上限額を水管理・国土保全局所管で一つ算定、都市局で一つ算定など）
 - ② 国土交通省の各担当局へ報告している当該災害の災害報告の申請予定箇所を、被害金額の少ないものから並べます。
 - ③ 区分Sは、申請予定箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所、区分Aは申請予定箇所数全体のおおむね7割の箇所に達する被害金額（机上査定上限額）以下の箇所について机上査定とすることができます。

【具体例】 A 県の水管理・国土保全局所管の机上査定上限額算定の例

[想定諸条件]

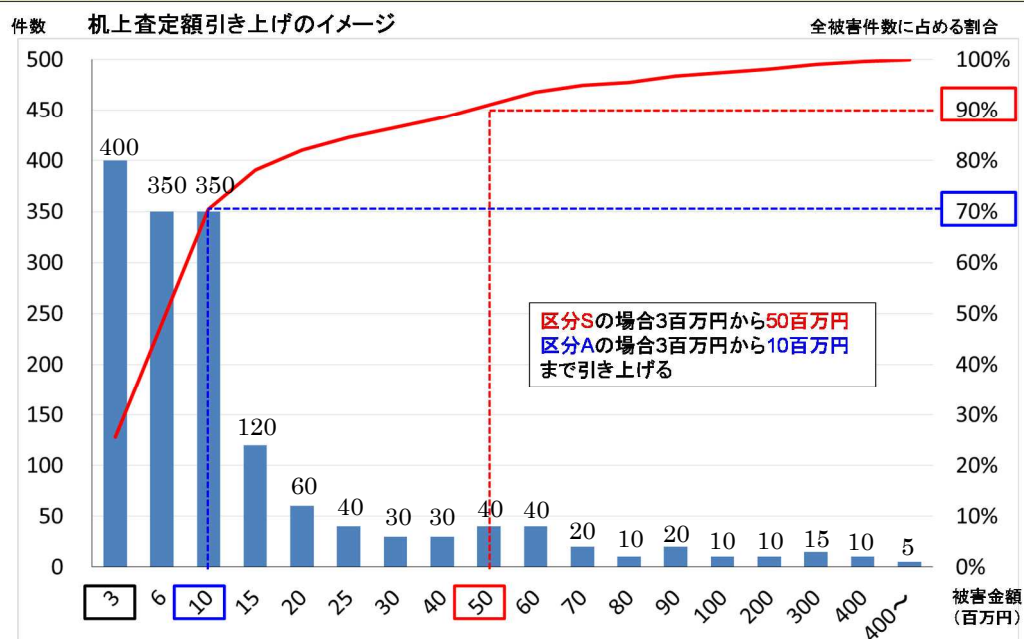
- 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。
当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害（本激）指定を受けた。
A 県の当激甚災害（本激）に係る申請予定箇所数は 1, 7 3 4 箇所 [河川施設 8 6 7 箇所、道路 6 9 3 箇所、港湾施設 8 7 箇所、公園施設 8 7 箇所]。

[算定例]

- 水管理・国土保全局所管の対象となる申請予定箇所数は 1, 5 6 0 箇所。
1, 5 6 0 箇所 = 8 6 7（河川） + 6 9 3（道路）
- 対象となる 1, 5 6 0 箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。

机上査定上限額の判定(イメージ)

被害金額が各局所管施設の申請者ごとに全被害件数の **おおむね 9 割(区分 S)**、または **おおむね 7 割(区分 A)** となる金額まで引き上げるものとする。



③ 区分ごとに机上査定上限額を以下のとおり設定します。

番号	災害名	発生日月	都道府県	市町村	施設	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
1	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,005	0.1%
2	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,076	0.1%
3	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,227	0.2%
...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1090	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,445	69.9%
1091	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,623	69.9%
1092	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	10,800	70.0%
1093	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,040	70.1%
1094	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,099	70.1%
...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1402	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	49,089	89.9%
1403	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,550	89.9%
1404	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,800	90.0%
1405	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,024	90.1%
1406	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,111	90.1%
...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...
1559	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	790,235	99.9%
1560	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	850,447	100.0%

おおむね7割
の箇所の被害
金額は1,080
万円。

机上査定
(区分A)

←おおむね7割【b】

机上査定
(区分S)

←おおむね9割【a】

おおむね9割の箇所の
被害金額は5,080万
円。

- ・ 区分Sの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね9割に達する箇所の被害金額は上記の表から5,080万円。・・・【a】
これが区分Sの机上査定上限額となります。
- ・ 区分Aの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね7割に達する箇所の被害金額は上記の表からとして1,080万円。・・・【b】
これが区分Aの机上査定上限額となります。

- 6) 申請者は、現地査定において災害査定官及び立会官へ机上査定上限額の適用根拠（国土交通省からの通知）について説明してください。
- 7) 机上査定上限額以下の箇所であっても、国土交通省と申請者は、机上査定より実地査定が効率的であると考えられる場合、災害査定の申請までに査定方法を調整するものとします。
- 8) 机上査定上限額を設定した後、複数の申請予定箇所を一箇所の工事とみなすことで申請額が机上査定上限額を超えた場合は机上査定の対象外となります。

第六. 採択保留

(採択保留)

第六 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が四億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を各局所管別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分 S にあってはおおむね九割、区分 A にあってはおおむね六割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、査定方針等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

- 1) 採択保留とは、一箇所の決定見込金額が4億円（採択保留金額）以上となる場合に現地査定では採択を保留して、後日、国土交通省と財務省の協議によって、災害復旧事業としての採否、金額等の決定がなされるものです。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、採択保留金額の引上げを行うことができ、引上げた採択保留金額以上の箇所は採択保留となり、採択保留金額未満の箇所は現地査定において採択することができるようになります。これによって現地査定で採択できる箇所を増やすことができ、規模が大きく、工期を要する工事の早期着手を図ることができます。
- 3) 採択保留金額は、各局所管ごとに、原則すべての申請者（都道府県又は指定都市）から報告された災害報告の合計箇所数（全国ベース）で算定します。このため、採択保留金額は、申請者（都道府県又は指定都市）で算定することはできません。
採択保留金額は、国土交通省において災害報告に基づき各局所管ごとに集計・算定し、効率化の要望を行った申請者へ通知します。
- 4) 算定に用いる災害報告の考え方は、「第四. 対象区域」の「5) 判定に用いる災害報告の考え方」と同様です。
- 5) 採択保留金額の算定、保留見込箇所の判定の考え方を以下に示します。
 - ① 採択保留金額は、各局所管ごとに全国ベースで算定します。（例えば、水管理・国土保全局で該当する申請者全体に適用する採択保留金額を一つ算定など。）
 - ② 国土交通省は、「第四. 対象区域」に該当した原則すべての申請者の災害報告が提出された時点で採択保留金額の算定を行います。
すべての申請者の災害報告から被害金額4億円未満のものを除き、被害額の少ないものから被災箇所を並べます。
 - ③ 区分 S は並べた保留見込箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所、区分 A は並べた保留見込箇所数全体のおおむね6割の箇所に達する被害金額（採択保留金額）以上の箇所

については、採択保留対象となります。採択保留金額未満の箇所については、現地査定で採択できます。

【具体例】 A県及びB県の水管理・国土保全局所管の採択保留金額算定の例
[想定諸条件]

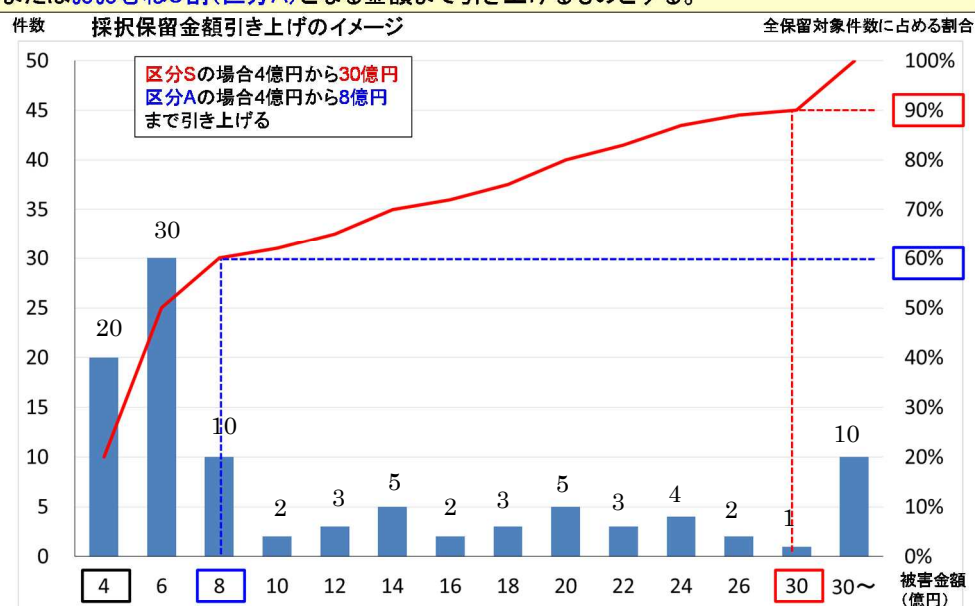
- 平成 29 年 9 月に台風による豪雨災害が発生し甚大な被害が発生。当災害は平成 29 年 9 月台風による豪雨災害として激甚災害(本激)指定を受け、A県、B県が被災。
- 当激甚災害(本激)に係る各県の被災箇所は以下のとおり。
A県の保留見込箇所数は70箇所
[河川施設40箇所、道路20箇所、港湾施設10箇所]
B県の保留見込箇所数は50箇所
[河川施設20箇所、道路20箇所、公園施設10箇所]。

[算定例]

- 採択保留金額算定の対象となる水管理・国土保全局所管の保留見込箇所数は、水管理・国土保全局所管の河川、道路の保留見込箇所数を集計します。
A県60箇所
60箇所=40(河川)+20(道路)
B県40箇所
40箇所=20(河川)+20(道路)
A県60箇所とB県40箇所の計100箇所
- 対象となる100箇所を被害金額の少ない順に並べグラフ化したイメージを以下に示します。

採択保留金額の判定(イメージ)

一箇所の決定見込み金額が原則4億円以上の保留対象件数のうち、**おおむね9割(区分S)**、または**おおむね6割(区分A)**となる金額まで引き上げるものとする。



③ 区分ごとに採択保留金額を以下のとおり設定します。

番号	都道府県	市町村	工種	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
...	...	表示省略	...	...	...
-	A県	Y町	道路	311,022	-
-	A県	M町	河川	327,321	-
...	...	表示省略	...	...	...
1	A県	V市	河川	405,124	1.0%
2	B県	M市	道路	415,233	2.0%
3	B県	M市	道路	415,776	3.0%
...	...	表示省略	...	...	...
58	B県	S町	道路	516,011	58.0%
59	B県	S町	道路	801,928	59.0%
60	B県	M市	道路	820,000	60.0%
61	B県	M市	河川	820,115	61.0%
62	B県	M市	河川	820,378	62.0%
...	...	表示省略	...	...	...
88	B県	S市	道路	1,200,209	88.0%
89	B県	S市	道路	3,004,229	89.0%
90	A県	Y町	河川	3,014,000	90.0%
91	B県	M市	道路	3,850,756	91.0%
92	B県	M市	道路	3,900,346	92.0%
...	...	表示省略	...	...	...
99	B県	S市	道路	6,200,304	99.0%
100	B県	G市	道路	8,000,113	100.0%

4億円未満は
対象から除く

おおむね6割の箇所の被害金額は8億2,000万円。

←おおむね6割【b】

採択保留
(区分A)

おおむね9割の箇所の被害金額は30億1,400万円。

←おおむね9割【a】

採択保留
(区分S)

- ・区分Sの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね9割に達する箇所の被害金額は上記の表から30億1,400万円。・・・【a】
これが区分Sの採択保留金額となります。
- ・区分Aの場合、被害金額の少ない順に並べおおむね6割に達する箇所の被害金額は上記の表から8億2,000万円。・・・【b】
これが区分Aの採択保留金額となります。

第七. 設計書に添付する図面等

(設計書に添付する図面等)

第七 法施行令第六条第一項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

- (一) 平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。
- (二) 断面図 代表断面図とする。
- (三) 写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

1) 災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするとき(災害復旧事業の申請を行うとき)は、法施行令第六条第一項及び法事務取扱要綱第十八において設計書に添付する書類が定められています。

本査定方針を適用する場合は、添付する書類のうち(1)平面図、(2)断面図、(3)写真の取扱いを効率化することができます。

効率化することによって、災害査定の準備期間の縮減および作業量(測量、図面作成等)の軽減を図ることができます。

2) 効率化の内容は以下の通りです。

- ・平面図 : 平面図は既存の台帳や国土地理院の地図および縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。
- ・断面図 : 断面図は代表的な断面を用いて作成することができます。
- ・写 真 : 被害の状況を知ることのできる写真として、起点及び終点並びに全景を把握できる写真として航空写真等も用いることができます。

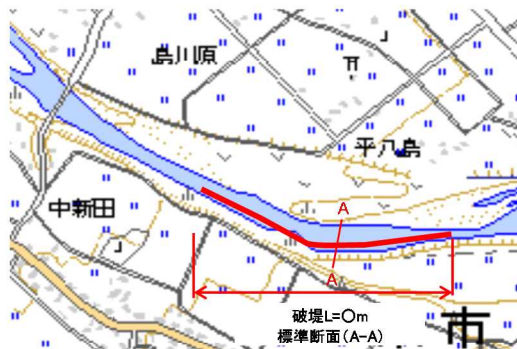
3) 添付する書類の効率化は「できる規定」のため、災害査定の申請に当たって申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

- 4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下图に示します。

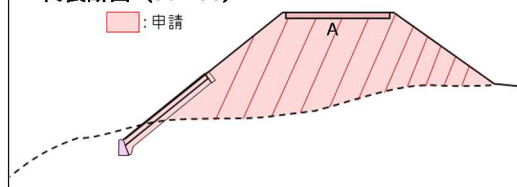
設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

- ・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



代表断面 (A-A)



航空写真を活用する場合



査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
護岸面積(m²) = 1 × L
盛土量(m³) = A × L

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

- 5) 橋梁・水門については、大規模災害時に使用出来るように国土交通省において総合単価（案）を用意しているため、被災状況を勘案して活用を検討ください。

第八. 一箇所の工事

(一箇所の工事)

第八 法第六条第二項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。

2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。

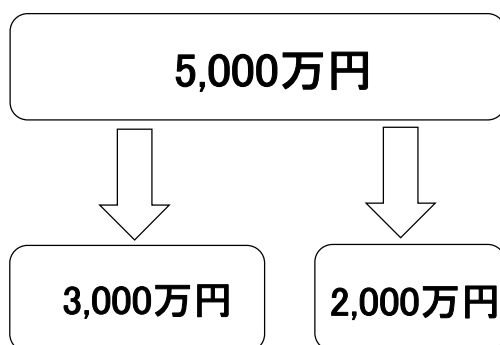
大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。

ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。

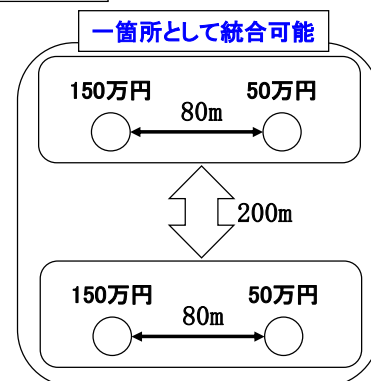
<「分割」・「統合」のイメージ（都道府県）>

※金額は災害査定申請額、延長は離隔

「分割」可能



「統合」可能

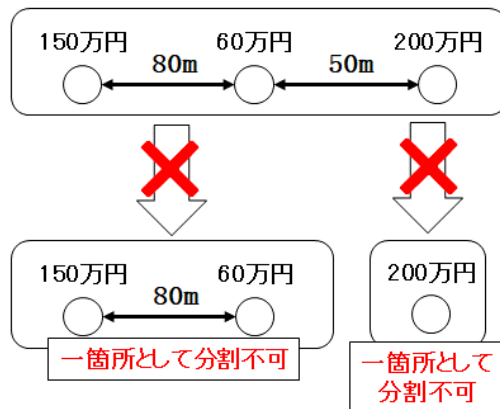


3) 「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。

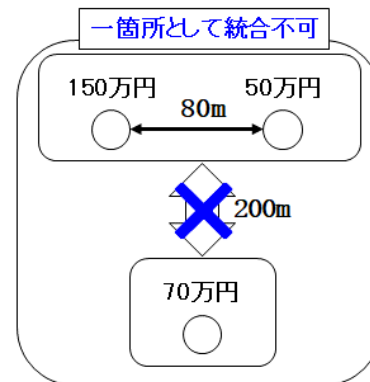
< 「分割」・「統合」のイメージ（都道府県） >

※金額は災害査定申請額、延長は離隔

「分割」不可



「統合」不可



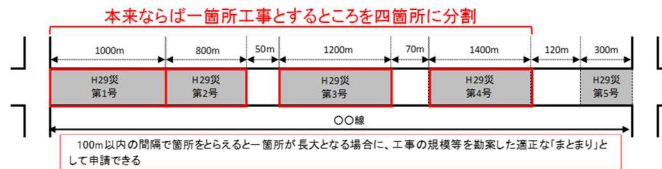
4) 「統合」又は「分割」のイメージを下図に示します。

河川、道路施設の場合【水管理・国土保全局所管】

災害復旧事業における1箇所の工事について

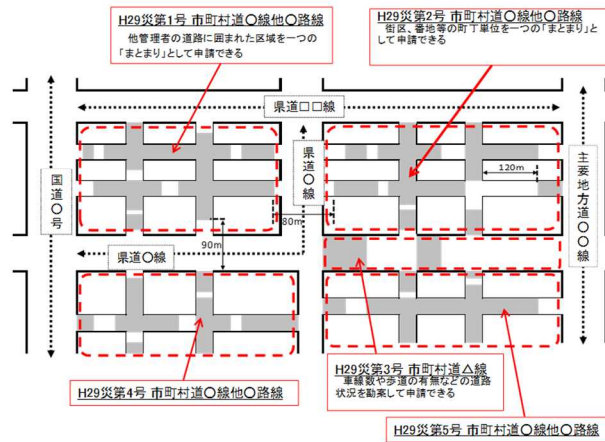
【被災した複数箇所を分割する場合】

1. 100m以内の間隔で箇所をとらると一箇所が長大となる場合、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



【被災した複数箇所を統合する場合】

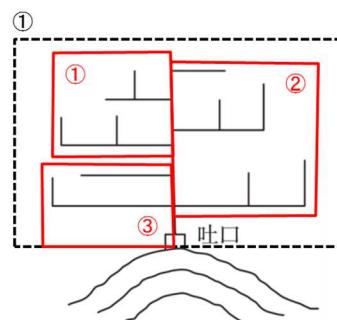
2. 事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のまとまり」を一箇所工事とみなすことができる。



下水道施設の場合【水管理・国土保全局所管】

【管渠の考え方】

1. 管渠において、効率的な工期、住民の生活や道路交通状況等を勘案し、処理区分、幹線管渠を基本としてブロック割を行い、分割後の各々のブロックを一箇所とすることができる。



本来は全体で一箇所であるが、分割することが可能

【終末処理場等の箇所の考え方】

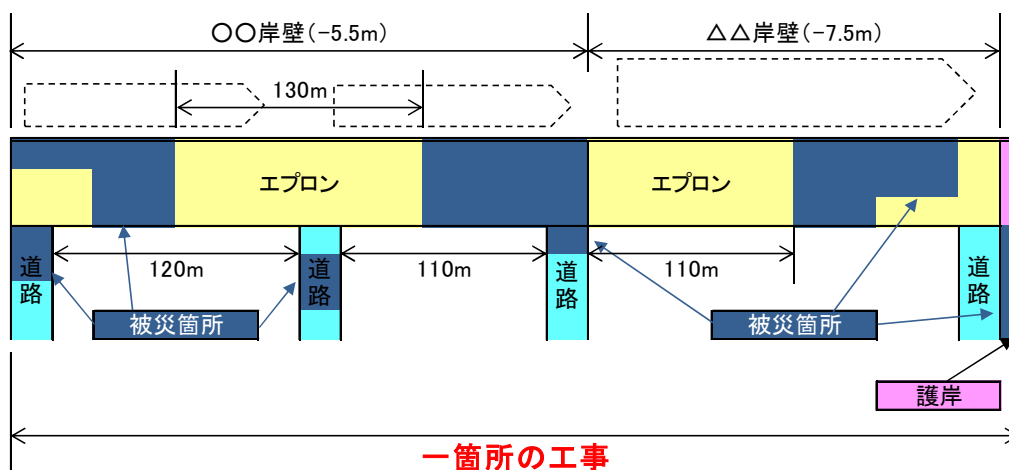
2. 終末処理場、ポンプ場において、主要な施設または対象工種(土木、建築、機械、電気)ごとに内容を勘案して一箇所とすることができる。

港湾施設の場合【港湾局所管】

一箇所の工事の取扱い

「被災箇所のまとまり」を一箇所工事としてみなす場合

1 事業施行の効率を向上させるため、同一ふ頭内(※)を限度として、工事の工期や発注単位を勘案した「被災箇所のまとまり(※※)」を一箇所工事とみなすことができる。



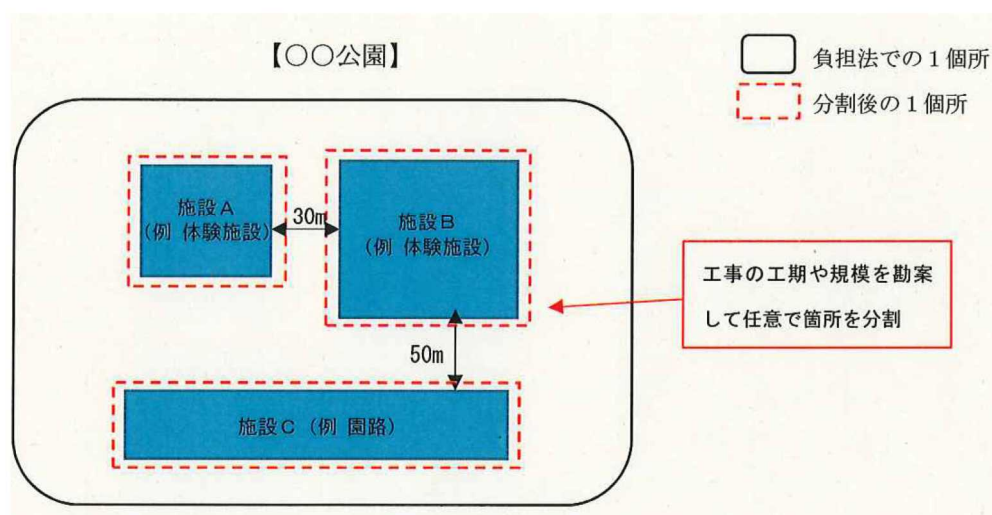
※工事の工種を同一とするものを基本とする。

※※「被災箇所のまとまり」は一つのバースを基本とするが、連続するバースに同様の被害状況がある場合は(同一ふ頭内を限度として)、一箇所とみなすことができる。

公園施設の場合【都市局所管】

【被災した複数箇所を分割する場合】

1. 被災箇所の間隔が100m以内に近接している場合においても、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



第九. 机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)

第九 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

- 1) 机上査定上限額及び採択保留金額は、被災後可能な限り早い時点で判定することを想定しており、「第二. 対象とする大規模災害」に該当するような大規模災害時は、その後の調査で更に新たな被害状況が判明することが想定されます。

このような場合において、被害の全体像が明らかになり当初設定した机上査定上限額及び採択保留金額が被害実態と乖離していた場合、必要に応じ見直すことができます。

- 2) 机上査定上限額の見直しについては、都道府県又は指定都市の要望に基づき国土交通省が見直しの必要性を判断します。

机上査定上限額の見直しを行う場合、申請者は更新した災害報告に基づく机上査定上限額の算定内容を国土交通省に報告してください。

国土交通省は財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。

- 3) 採択保留金額の見直しについては、国土交通省が見直しの必要性を判断します。

国土交通省は、財務省と調整を行い、見直しの可否を決定し該当する申請者へ通知します。

- 4) 本方針を適用し見直しが生じた場合、又は確定報告後見直しをしない場合でも乖離が生じることがあれば必要に応じてその理由を求めることがあります。

- 5) 見直しを行う場合は、災害査定に影響する場合があることから作業期間に余裕のあるようにしてください。

第十．協議設計

(協議設計)

第十 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (一) 申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- (二) 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- (三) 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。
- (四) 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

1) 協議設計は、事業の実施にあたり工法等に更に検討を要する場合に、災害復旧事業としては採択するが実施を保留し、工事の実施に際して十分な調査をした上で申請者が国土交通省と復旧内容を協議するものです。

2) 「第十．協議設計」は、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、適用する枠組みとして位置付けたものです。

今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。

復旧計画等の策定には時間を要するものがあり、災害査定時に復興計画等が策定されていないため復旧工法の確定が困難なものを協議設計としています。そのため、協議設計においては、申請者は復興計画等と整合性のある復旧工法を検討し、国土交通省と設計について協議を行うものです。

3) なお、協議設計の場合、工事に必要な調査にかかる費用（測量及び試験費）は、事業費に含まれ、国庫負担の対象となります。

第十一．事業費の検証

（事業費の検証）

第十一 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

- （一） 申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。
- （二） 申請者は、法施行令第七条第一項に規定する国土交通大臣の同意を必要とする設計の変更^(※1)をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。
- （三） 過年発生災害に係るものについては、原則、発災三年目以降事業完了までの事業費を調査^(※2)する。

（※1）国土交通大臣の同意を必要とする設計の変更：

国土交通大臣の同意を必要とする設計の変更とは、いわゆる「重要な変更」のことです。

（※2）発災三年目以降事業完了までの事業費を調査：

発災三年目以降事業完了までの事業費を調査とは「再調査」のことです。

第十二．追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

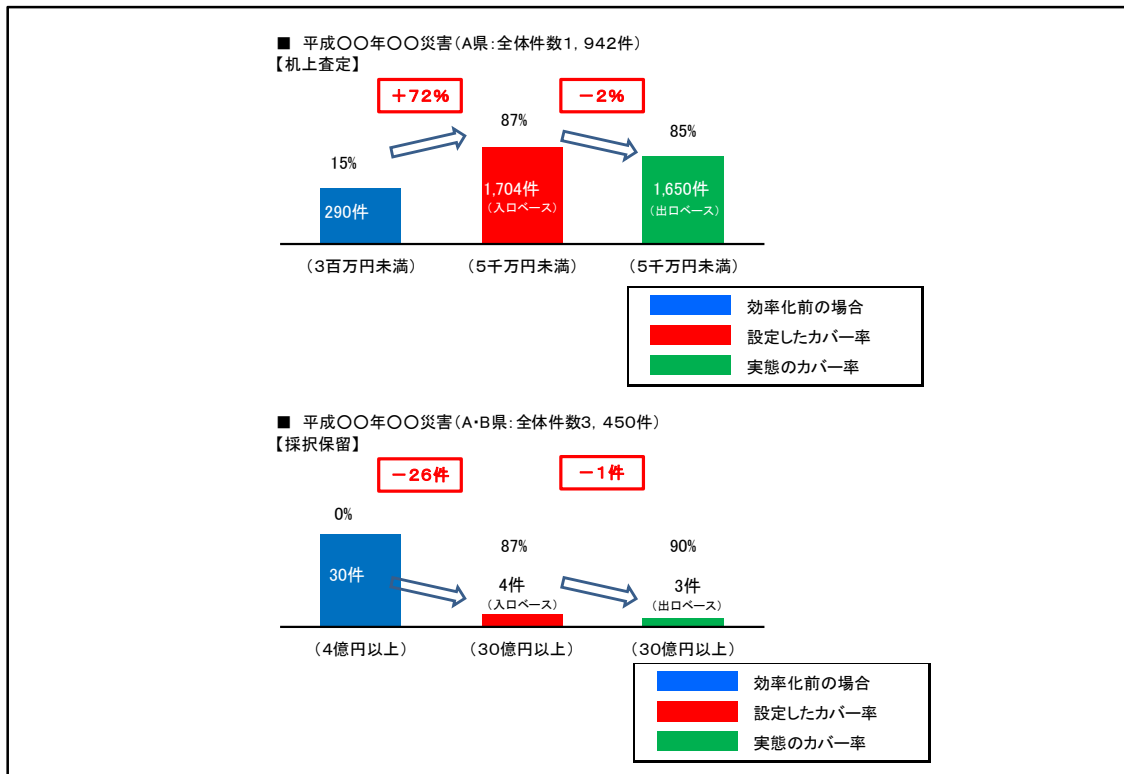
(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

第十二 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

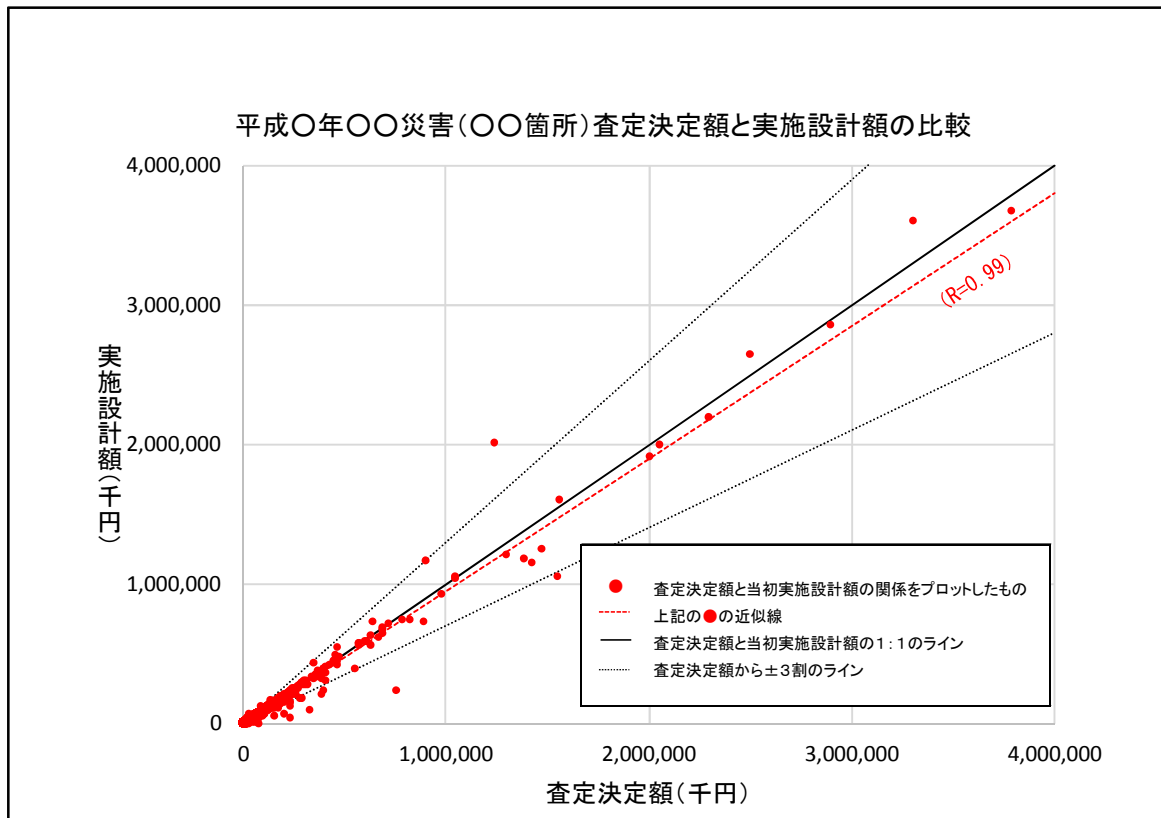
- (一) 第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (二) 第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (三) 第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (四) 第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

- 1) 追跡調査は、主に国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2) 第十二（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
詳細については、平成30年5月23日事務連絡「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」を確認ください。
- 3) 第十二（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。
- 4) 第十二（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

5) 第十二 (二) および第十二 (三) のイメージは下図のとおり。



6) 第十二 (四) 事業実施段階又は事業完了後にマクロチェックを実施します。
査定設計額と実施設計額 (当初) との傾向から効率化の有無による妥当性を検証します。
査定設計額と実施設計額 (当初) の比較検証のイメージは下図のとおりです。



第十三．適用時期

(適用時期)

第十三 この査定方針は、平成二十九年一月一日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

「大規模災害時における農林 水産業施設及び公共土木施設 災害復旧事業査定方針」解説

〈農林水産省〉

※下線部は、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説（国土交通省）に対する相違点や、本解説の主な留意点を示す。

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説（平成 31 年 4 月改定）について

「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成 29 年 2 月 1 日付け 28 文第 230 号農林水産事務次官通知）」の参考資料として、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説について（平成 29 年 3 月 31 日付け事務連絡）」を通知したところである。

今回、平成 31 年 4 月 5 日付け事務連絡により、大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説の改定を行ったところであり、主な改定内容は以下のとおりである。

【主な改定内容】

○P. 4 の「2. 対象とする大規模災害」に関する(3)の A 1 に【参考】として、「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日 中央防災会議幹事会決定）」を記載。

○P. 9 「5. 机上査定」に関する(1)の申請者からの災害報告のイメージに、参考事例を記載。

○P. 16 「7. 概要書又は設計書に添付する図面等」に関する(2)に計画概要書又は設計書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面図の活用）のイメージ図を記載。

○P. 21 「12. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」の（補足）にサンプルチェックに関する事務連絡名を記載。

1. 趣旨

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針

平成 29 年 2 月 1 日
28 文第 230 号
農林水産事務次官

(趣旨)

第 1 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「暫定法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 94 号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「負担法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号。以下「負担法施行令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和 26 年農林省令第 53 号）、昭和 43 年 10 月 1 日農林省告示第 1487 号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件）、平成 12 年 3 月 30 日農林水産省告示第 449 号（林地荒廃防止施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件）、昭和 31 年 11 月 20 日農林省告示第 903 号（林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和 59 年 8 月 16 日農林水産省告示第 1645 号（漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和 59 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1396 号（共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件）及びこれらに伴う通知（以下「通知等」という。）のほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

上記に伴う通知等とは、以下の要綱、要領等のことです。

- ・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1140 号農林事務次官通知）
- ・農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱及びその解説（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1130 号農林事務次官通知）
- ・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1138 号農地局長通知）
- ・農地農業用施設災害復旧事業査定要領及びその解説（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1128 号農地局長通知）
- ・林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱等の制定について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 855 号農林水産事務次官通知）

- ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業査定要領の制定について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 856 号林野庁長官通知）
- ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 928 号治山課長通知）
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱の制定について（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1662 号農林水産事務次官通知）
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業査定要領の制定について（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1621 号林野庁長官通知）
- ・ 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和 40 年 10 月 5 日付け 林野道第 639 号林野庁長官通知）
- ・ 林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和 34 年 7 月 30 日付け 34 林野指第 5683 号林野庁長官通知）
- ・ 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領取扱細目（昭和 40 年 10 月 5 日付け 40－639 号林道課長より通知）
- ・ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4175 号農林事務次官依命通知）・
- ・ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4176 号水産庁長官通知）
- ・ 漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和 59 年 9 月 28 日付け 59 水振第 2338 号水産庁長官通知）
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 59 年 9 月 14 日付け 59 総第 509 号農林水産事務次官通知）

2. 対象とする大規模災害

(対象とする大規模災害)

第2 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

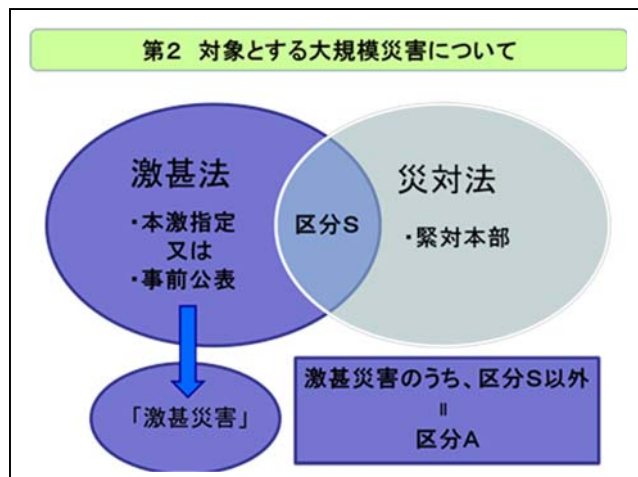
(1) 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法

律第 150 号）第 2 条の規定に基づき、激甚^{じん}災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）1 から 3 までのいずれかの基準による激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）

であって、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 28 条の 2 に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分 S」という。）とする。

(2) 激甚災害のうち、区分 S 以外のもの（以下「区分 A」という。）とする。

(1) 対象とする大規模災害は、下図のとおりです。



① 区分 S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたものの該当する過去の災害の例：平成 23 年東日本大震災

② 区分 A：激甚災害（本激）に指定された災害

該当する過去の災害の例：平成 7 年阪神淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 28 年熊本地震、平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨、平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨、平成 30 年北海道胆振東部地震等

(2) 激甚災害指定基準 1 から 3 までの基準については

1 → 公共土木施設

2 → 農地等（共同利用施設を除く農林水産省所管施設）

3 → 共同利用施設（農林水産省所管施設）

となります。

(3) 負担法にかかる施設については、農地等の災害復旧事業にかかる激甚指定（本激）がされても、公共土木施設災害復旧事業等に関する激甚指定（本激）がされないと適用となりません。

また、早期局地激甚（局激）は、指定の対象とはなりません。

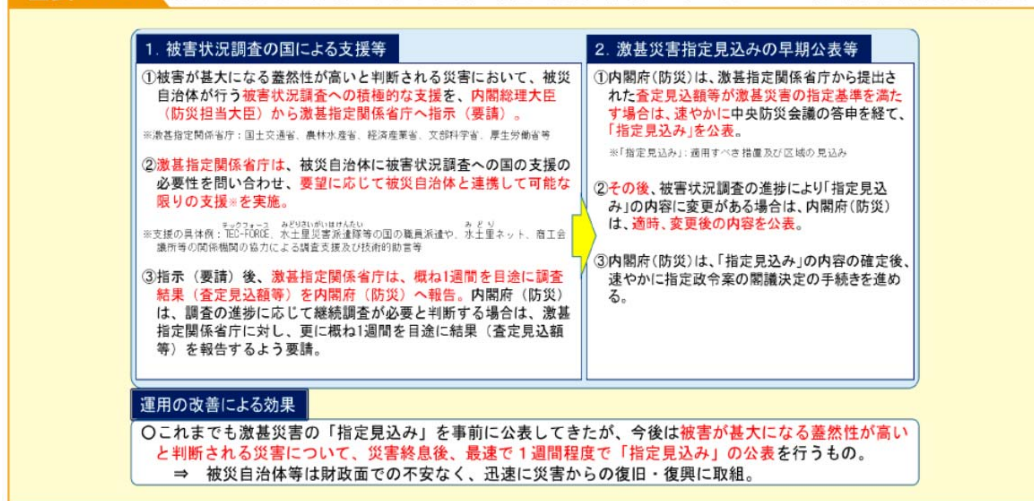
Q1 事前公表とはいつ、だれが、どのように行うのか。

A1 事前公表は、防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定より以前に、閣議後の会見等で行います。

【参考】

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で 1 週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日 中央防災会議幹事会決定）



出典：内閣府資料

出典先：平成30年版 防災白書

Q 2 緊急災害対策本部とは何か。

A 2 災害対策基本法第 28 条の 2 に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するため、閣議にかけ内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置される本部となります。

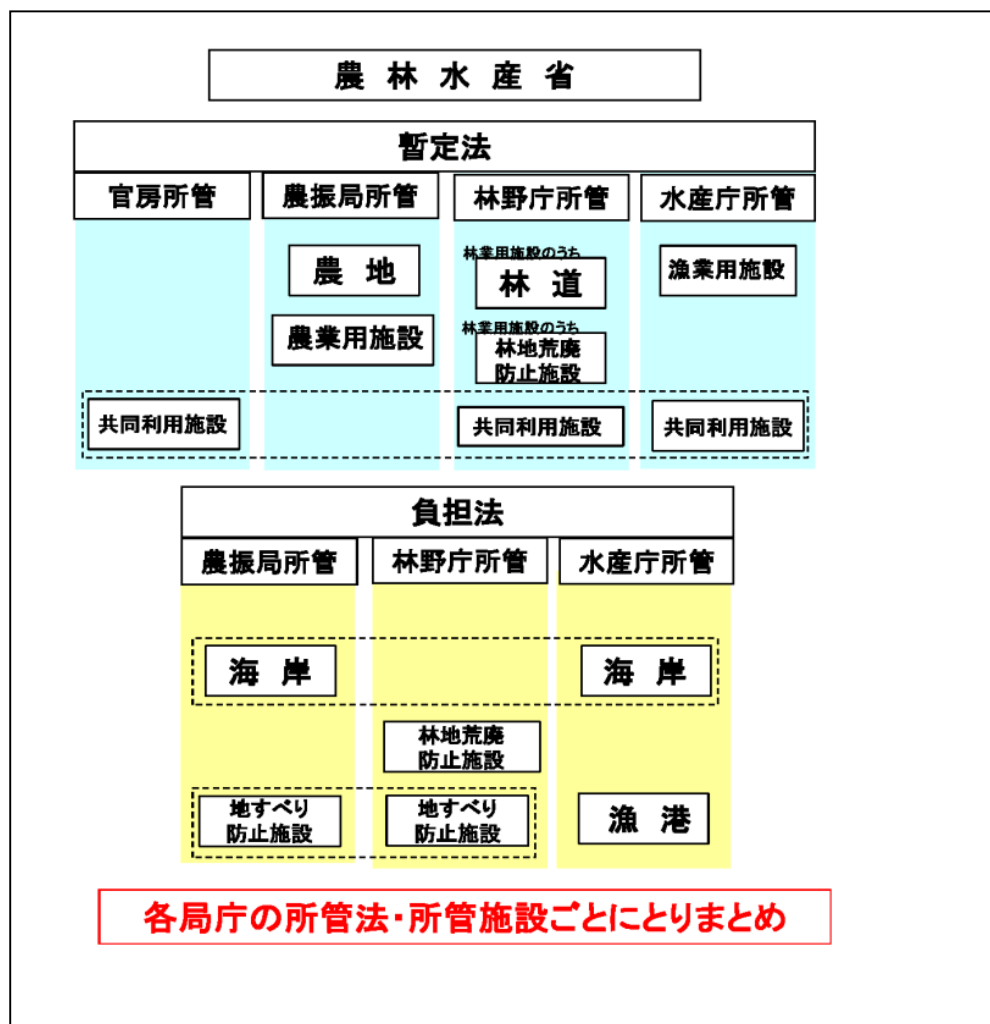
3. 対象施設

(対象施設)

第3 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、暫定法第2条第1項から第4項までに規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「暫定法施設」という。）並びに負担法第3条第2号、第4号、第5号及び第9号に掲げる海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港のうち農林水産省が所管するもの（以下「負担法施設」という。）とする。

ただし、当該激甚災害に係る施設に限る。

(1) 農林水産省の各局庁が所管する対象施設は、暫定法、負担法毎に下図のとおりです。



(2) 激甚災害指定基準1から3のいずれかに該当し、かつ第4の対象区域に該当する場合は、本査定方針により効率化を行うことができます。（いずれにも該当しない施設は対象となりません。）

4. 対象区域

(対象区域)

第4 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（負担法施設に限る。）（以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る対象施設の種類（林業用施設にあつては、林地荒廃防止施設又は林道の別により、共同利用施設、海岸及び地すべり防止施設にあつては、大臣官房、農村振興局、林野庁又は水産庁が所管するものの別による。第5及び第6において同じ。）別の被災箇所数及び被害金額についての農林水産省に対する書面による報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者の区域とする。

(1) 過去5箇年の平均被災箇所数については、対象施設の種類（暫定法：農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設、負担法：海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、漁港）及び所管別（大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁）に申請者が算定します。

(例) 平成29年災害として、A県が負担法施設、暫定法施設について激甚指定（本激）を受けた場合。

① A県は、被災箇所数を負担法の施設別、暫定法の施設別に集計します。

② 判定の考え方（例：負担法〇〇〇〇施設の場合）

A県において、平成29年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定。

(ア) A県の負担法〇〇〇〇施設の災害報告を、省令で定める〇〇〇〇施設災害状況報告書で集計します。

※集計する災害箇所数、被害額は、農水省の各担当部局（班）へ報告している災害速報の施設災の数字とします。

(イ) A県の過去5箇年の〇〇〇〇施設の災害報告を集計し、平均の被災箇所数を算出します。

なお、集計からは激甚災害（本激）となった災害に係る被害報告を除きます。

(ウ) 仮に、A県において「平成26年7月30日から8月25日までの間の豪雨及び暴風雨」に係る激甚災害（本激）の被害報告が5件、A県の平成26年災の被害報告が8件報告されていた場合、激甚災害（本激）に係る被害報告を除くことから、集計する平成26年の被害数は3件（8－5）となります。

(エ) (ア) で集計した被災箇所数が、(イ) の過去5箇年の平均被災箇所数を超えればA県は当該査定方針が適用となります。

(オ) 災害報告の定義

第4において「農林水産省に対する書面による報告」としています。
各施設の災害報告は、以下のとおりです。

所管	対象施設	規定	様式
農 村 振 興 局	農地、 農業用施設	要綱第5条第1項 「直ちにその概要を電話その他の方法をもつて農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という）及び地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。次項において同じ。）に報告」	・農地、農業用施設にかかる被害報告方法について（平成20年2月1日付け農村振興局災害第一班長通知）に定める被害報告
		要綱第5条第1項「被害報告書」	様式第1第1号
		要綱第5条第2号「災害概要報告書」	様式第1第2号
	海岸、 地すべり防 止施設	施行令第5条	
		省令第2条「災害状況報告」	第1号様式
		要綱第5条第1項 「直ちにその概要を電話その他の方法をもつて農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告」	
林野庁	林地荒廃防 止施設	負担法施行令第5条、省令第2条 「林地荒廃防止施設災害状況報告書」 要綱第15（暫定法） 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設の災害報告書」	第1号様式 別記第1
	林道	取扱要領1「被害報告の提出」 林道関係被害については、「農林水産業被害報告書取りまとめ要領について（昭和48年5月21日付け48総第382号事務次官通知）」によること。	様式1
水産庁	海岸、漁港 施設	負担法施行令第5条、省令第2条 「海岸災害状況報告書」「漁港施設災害状況報告書」	第1号様式
	漁業用施設	要綱第7「災害報告」	様式第1
大臣官 房	農林水産業 共同利用施 設	要綱第10条 災害が発生したときは、その被害状況について農林水産業共同利用施設被害概況報告書を作成し、地方農政局長に報告する。	様式第1

（計算例）X県の平成〇〇年災（平成〇〇年〇月〇日の地震災害）は、表1－1、1－2、表2、表3のとおりです。

- Q 1 災害報告とは、被害速報を指すのか、被害確定時の報告を指すのか。
- A 1 都道府県からの随時の被害報告（速報）を集計した結果により判断されますので、当該災害が激甚災害に指定されるかどうかは、被害が確定しているかどうかに関わりません。
- Q 2 所管する施設が各々の被災箇所数如何により対象の成否が分かれると災害査定時の混乱に繋がるため、所管施設の合計額とすべきではないか。
（例：農地と農業用施設の合計額）
- A 2 施設毎に対象区域を判断しますが、災害査定を実施する上で支障が生じる場合は予め農林水産省と相談してください。
- Q 3 過去5箇年の平均被災箇所数について、激甚災害に係るものを除くとは誰が算定するのか。都道府県が算定する場合、国に報告する必要があるのか。
- A 3 平均被害箇所数については、都道府県において算定してください。本方針を適用する場合は、災害査定事務に関わりますので農林水産省に報告してください。
- Q 4 対象区域の判定に係る過去5箇年の平均被災箇所数について、災害報告しても査定申請していない箇所（小災害等）も含めた被害箇所数なのか。
- A 4 被害報告には、査定申請していない箇所及び小災害も含まれます。
なお、激甚災害（本激に限る）を除く必要があります。

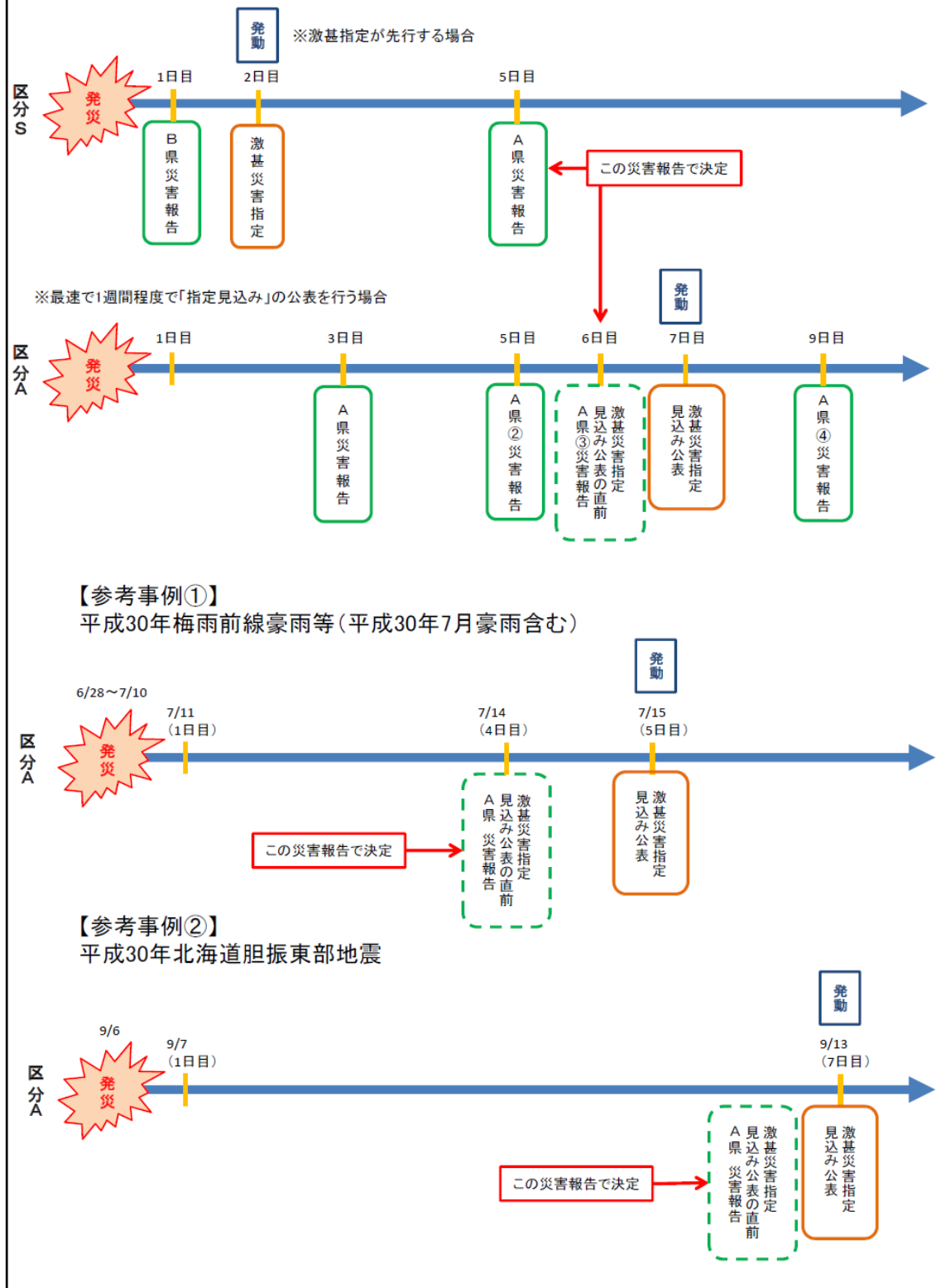
5. 机上査定

(机上査定)

第5 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては40万円、負担法施設のうち申請者に係るものにあっては120万円、市町村（指定都市を除く。）に係るものにあっては60万円に満たないものを除く。以下「申請予定箇所」という。）を対象施設の種別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Sにあってはおおむね9割、区分Aにあってはおおむね7割（農地及び農業用施設についてはおおむね9割）に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

(1) 申請者からの災害報告のイメージは、次頁のとおりです。

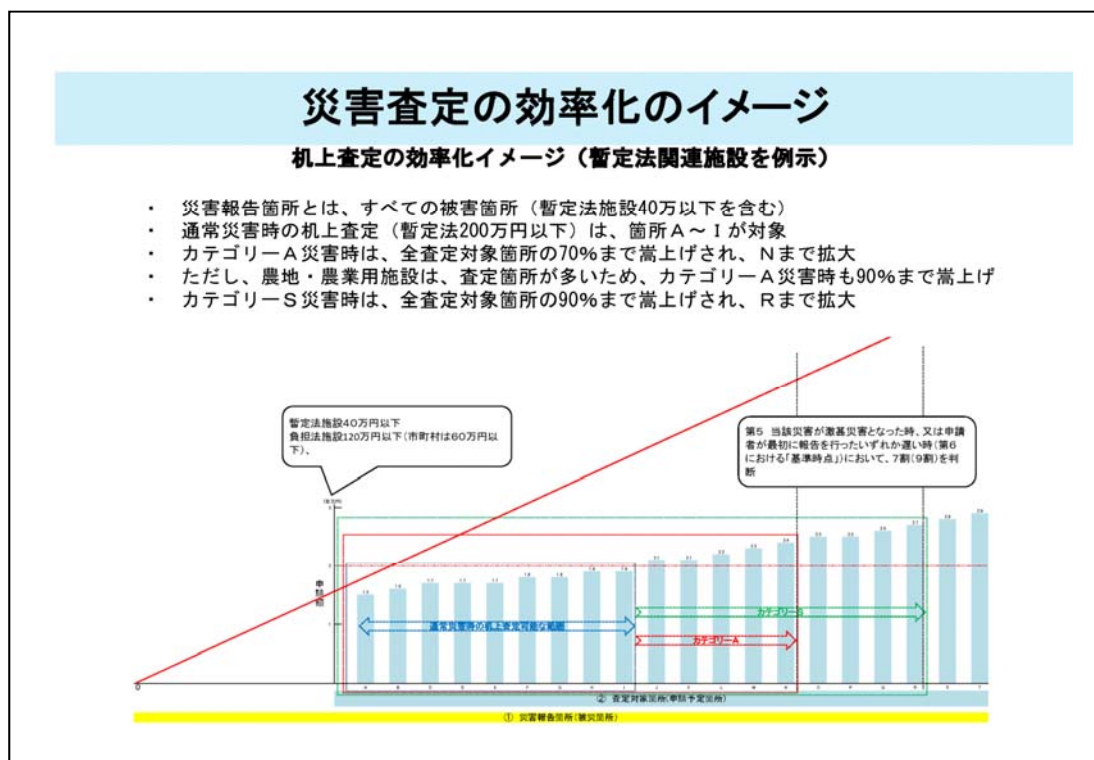
(机上査定)第5 災害報告のイメージ



(2) 申請者は、第4の対象となる大規模災害に該当した時点において対象区域（都道府県）ごとに対象施設別に判定します。

(3) (2)の時点で、申請者が災害報告を提出していた場合は直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、直後の災害報告で判定します。

(4) 申請者からの効率化は、下図のとおりです。



(5) 判定の考え方（例：暫定法〇〇〇〇施設の場合）

X県において、平成 29 年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定。

① X県の〇〇〇〇施設の災害報告を集計し、被害金額の少ないものから並べます。

② ①から40万円未満の箇所を除き、申請予定箇所数とします。

※農地、農業用施設（農林水産省所管施設）の場合、箇所ごとの被害金額が、少ない被害箇所が多く報告されることから、報告段階で失格となる一定金額未満の箇所については除いたうえで計算して下さい。

③ 区分Sは、申請予定箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額以下の箇所、区分Aは申請予定箇所数全体のおおむね7割の箇所に達する被害金額以下の箇所について机上査定ができます。

（計算例）X県の平成〇〇年災（平成〇〇年〇月〇日の地震災害）は表4-1、4-2のとおりです。

(6) 第5に該当した場合、査定において申請者（都道府県災害担当者）から災害査定官（農林水産省職員）及び立会官（財務省職員）へ机上査定上限額について説明して下さい。

- Q 1 被害金額が少ない順番に並べる場合に、各施設の工種（道路、水路等）については区別する必要はないか。
- A 1 工種に関わらず、大規模災害となった施設を対象としています。
- Q 2 申請予定箇所は150m以内の箇所を1箇所とすることで金額等が変更された場合、どのように考えればよいか。
- A 2 被害報告時点で机上査定上限額を算定するため、後に1箇所工事となることで、机上査定上限額を超えた場合は対象外になります。
- Q 3 机上査定上限額を算定する場合、被害金額は都道府県毎で施設毎に1つの机上査定上限額を設定することでよいのか。
- A 3 都道府県毎、施設毎に机上査定上限額を設定します。
- Q 4 激甚災害の指定がされた直前の災害報告で、被害額を大きく見込んでしまっていて、確定報告時点で9割（区分Sの場合）の被害金額にすべての災害が収まる場合、すべての箇所が机上査定となることもあるか。
- A 4 机上査定上限額を見直す場合には、第9（机上査定上限額の見直し）により、必要に応じて財務省と調整し見直しをすることができます。ただし、本方針を適用し見直しが生じた場合、又は確定報告後見直しをしない場合でも乖離が生じることがあれば必要に応じてその理由を求めることがあります。
なお、査定の早期着手等に不利益となる場合、見直しを行わないことができ、この際、すべての箇所が机上査定となることがあります。
机上査定限度額の見直し（例）は表6のとおりです。
- Q 5 梅雨災害のように期間が長くなり、激甚災害の指定が遅くなる場合は、激甚災害の指定前に災害査定の準備及び災害査定が始まるケースが考えられるが、この場合どのように対応するのか。
- A 5 査定を早急に実施する必要がある場合、個別に農林水産省において効率化の措置を検討します。

6. 採択保留

(採択保留)

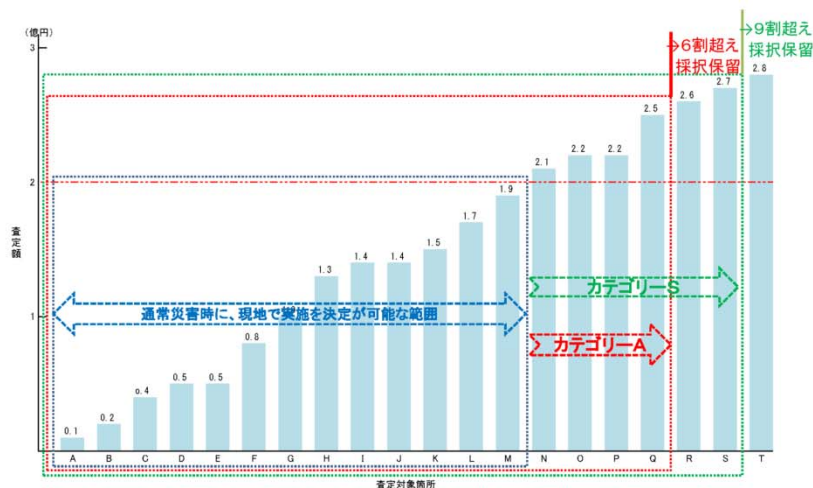
第6 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては2億円、負担法施設にあっては4億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を対象施設の種類別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Sにあってはおおむね9割、区分Aにあってはおおむね6割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、通知等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

- (1) 保留見込箇所数全体は、対象施設ごとに、原則すべての災害報告で判定（原則すべての申請者（都道府県）から報告された災害報告で判定）します。
このため、申請者（都道府県ごと）で判定することはできません。
対象施設ごとに農林水産省において判定するので、都道府県又は指定都市は、農林水産省まで問い合わせ下さい。

災害査定の効率化のイメージ

実施保留の効率化イメージ（暫定法施設を例示）

- ・ 通常災害時、現地で実施を決定可能（2億円未満）な範囲は、箇所A～M
- ・ カテゴリーA災害時は、箇所A～Mに加え、査定額2億円以上の箇所N～T（7箇所）の60%（4箇所）まで決定可能とし、実施が保留されるのはR～T（3箇所）に縮小
- ・ カテゴリーS災害時は、更に90%までを現地で決定可能とし、採択保留はTのみ



- (2) 第4の対象区域に該当した時点で、申請者が災害報告を提出していた場合は直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、直後の災害報告で判定します。

(3) 判定の考え方（例：暫定法〇〇〇〇施設の場合）

X県において、平成〇〇年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定

- ① X県は第4の対象区域に該当した時点において、災害報告が提出されていなかったことから2日後に提出。
- ② この時点で既にY県、及びZ県からは災害報告が提出済みであった。
- ③ 農林水産省は、災害速報から他県からの災害報告はないと判断し、採択保留額の判定を行ないます。
- ④ X県、Y県及びZ県の災害報告を被害額の少ないものから並べる
- ⑤ ④から2億円未満のものを除き、保留見込み箇所とします。
- ⑥ 区分Sは保留見込み箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額以上の箇所、区分Aは保留見込み箇所数全体のおおむね6割の箇所に達する被害金額以上の箇所について保留対象とします。
- ⑦ ②において保留見込み箇所がない場合、又は保留見込み箇所のうちおおむね9割、もしくは6割を確保する箇所数がない場合については、保留金額は2億円とします。

(計算例) X県の平成〇〇年災(平成〇〇年〇月〇日の地震災害)は表5-1、5-2のとおりです。

(4) 「すべての」と記載すると、報告が出そうまでに相当の期間を要する場合が想定されます。

例えば、東日本大震災の際は、計画概要書の提出時期を市町村を限定して「都道府県知事が被害状況の把握が可能となったとして知事が定める日から60日以内」としています。そのため、「原則すべての」として上記例のような事態が発生した場合であっても採択保留金額を示すことができるようしています。

Q1 「原則すべての対象区域内の被災箇所」を取りまとめる者は誰か。

A1 箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあつては2億円、負担法施設にあつては4億円以上の「保留見込み箇所」の被害箇所数、被害額について、全国的な把握を行うため、農林水産省で集計する必要があります。このため、保留見込み箇所については、大規模災害に該当した段階で農林水産省が集計します。

7. 概要書又は設計書に添付する図面等

(概要書又は設計書に添付する図面等)

第7 暫定法施行令第1条の4に規定する災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書又は負担法施行令第6条第1項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

- (1) 平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。
- (2) 断面図 代表断面図とする。
- (3) 写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

(1) 暫定法施行令及び負担法施行令において、計画概要書又は設計書に添付する書類が定められています。

そのうち(1) 平面図、(2) 断面図、(3) 写真の取扱いを効率化できます。

なお、平面図、断面図及び写真の添付は最低限必要なものなので、添付を省略することは認められませんが、航空写真であっても縮尺精度を有するものについては平面図として取り扱うことができます。

また、効率化をすることが「できる規定」のため、災害査定の申請に当たって申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

Q 1 大規模災害に該当した場合に、構造図や縦横断面図等、施設や被災状況により必要となる図面や写真等の取扱いはどうなるか。

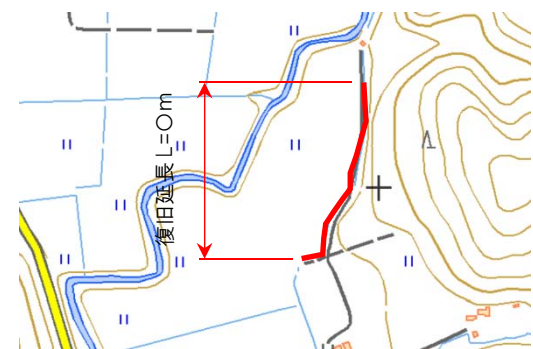
A 1 大規模災害時において、告示に規定する設計書添付書類のうち、平面図、断面図、写真等に関する取扱いを各号に定めるところにより効率化することができるものとしています。申請内容に応じて、災害査定を円滑に、よりの確な申請となる場合は図面を追加することも可能です。

(2) 計画概要書又は設計書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面図の活用）のイメージを下図に示します。

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量、作図等の縮減を図る。
ただし、代表断面図は箇所ごとに作成することが必要となります。
- また、代表断面図に表現されない付帯工や、工事実施上必要となる工事用道路などの仮設工については、図面への記載や事業費へ計上することが必要となります。

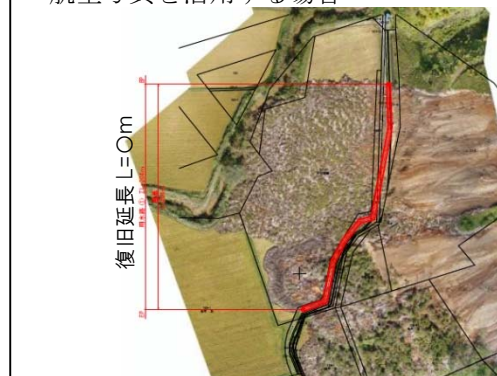
【参考例（農業用施設：水路復旧の場合）】

- ・既存地図（国土地理院等）を活用する場合



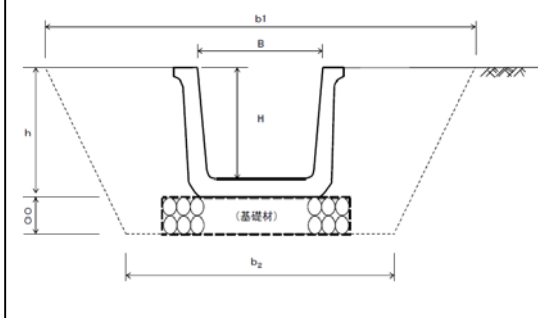
又は

- ・航空写真を活用する場合



※国土地理院が撮影した写真や、既存の地図を活用することにより、平面測量等の大幅な作業の縮減が可能。

- ・代表断面図



- ・事業費を総合単価で算出する場合

事業費＝復旧延長 m ×鉄筋コンクリート水路（総合単価）

8. 一箇所の工事

(一箇所の工事)

第8 暫定法第2条第8項及び負担法第6条第2項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

当該査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を「分割」することもできます。

災害復旧事業における1箇所の工事について

1箇所の工事範囲

- 被災箇所が150m※以内の間隔で連続しているものは1箇所の工事とみなしている。
- 洪水氾濫等により、被害が広範囲に連続した場合、行政界、インフラ施設等の境界及び災害復旧工事を考慮した範囲を1箇所の工事とみなす。

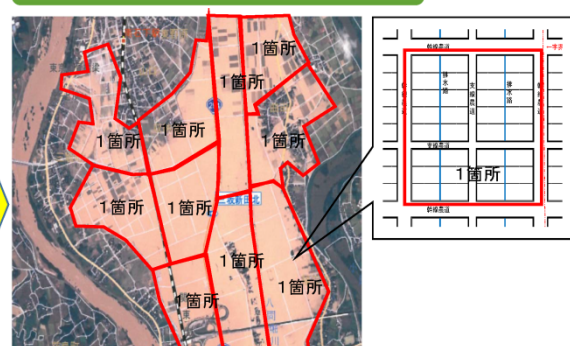
※暫定法は150m(漁港施設は100m)、負担法は100m

被害が連続する範囲



・被災箇所が150mで連続しているものを1箇所工事とした場合。

災害復旧工事等を考慮した範囲



・字界、鉄道、道路、水路及び災害復旧工事を考慮した範囲を1箇所工事とした場合。

- Q 1 被災箇所の統合について、150m（暫定法）を超えた統合も可能としているのか。
- A 1 暫定法（150m（漁港施設の場合100m））及び負担法（100m）の規定に基づくことを前提としており、150m（又は100m）以内の被災箇所を1箇所の工事とみなすことに変更はありません。大規模災害時において、150m以内（又は100m以内）の被害箇所が繋がる等により、1箇所の工事の規模が大幅に拡大するような場合において、適度な工事発注単位等に分割することを可能としています。

9. 机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)

第9 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

(1) 机上査定限度額及び採択保留金額は、被災後可能な限り早い時点で判定することを想定しており、区分Sのような大規模災害時は、十分な災害箇所の調査を行わないうちに判定が行われることも想定されます。

このような場合において、被害の全体像が明らかになり査定方針として判定した机上査定上限額及び採択保留金額が実態と乖離していた場合、必要に応じて見直すことができます。

ただし、乖離した場合その理由を求めることがあります。

なお、農林水産省が見直しを行う時は、財務省と調整を行い、その可否を決定することとしています。

Q1 「必要に応じて、見直すことができる。」とあるが査定前に行うのか。

A1 被害報告は災害発生後から速やかに提出しますが、大規模災害時は、被害集計に時間を要し、災害査定を実施する段階で、被害報告に大幅な更新が生じていることがあります。

大規模災害に該当した時以降に、被害箇所数や被害額が大きく更新された場合は、当該災害の災害査定が始まる前までに見直しを行うこととします。

Q2 見直しが必要と判断するのは誰か。

A2 机上査定上限額については都道府県が見直しの必要性を判断します。

採択保留金額については農林水産省が見直しの必要性を判断します。

Q3 見直しが必要になった場合、見直しに係る作業と作業期間を示されたい。

A3 机上査定上限額の見直しを行う場合は、都道府県は更新した被害報告に基づく机上査定上限額の算定内容を農林水産省に報告してください。採択保留金額の見直しを行う場合は、農林水産省は再集計し、該当する都道府県へ周知します。災害査定に影響する場合があることから、見直しを行う場合は作業期間に余裕のあるようにしてください。

10. 協議設計

(協議設計)

第10 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第3号に規定する復興計画及び同法第9条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者は、査定に先立ち、農林水産省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- (2) 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- (3) 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、農林水産省と設計について協議を行うものとする。
- (4) 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

(1) 東日本大震災を契機に、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、共通する枠組みとして制定されたものです。

そのため、今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。

(補足) 第10(4)

査定立会にて実施の保留となったものを、申請者と農林水産省において設計の協議を整え、その後、確定した復旧方法等について、農林水産省と財務本省において調整を行い、実施の保留を解除します。

(2) 暫定法（林地荒廃防止施設及び漁業用施設は除く）における、協議設計に相当するのは「条件付き査定」のことです。

1 1. 事業費の検証

(事業費の検証)

第 11 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

- (1) 申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。
- (2) 申請者は、暫定法施行令第 3 条第 2 項及び負担法施行令第 7 条第 1 項に規定する農林水産大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。
- (3) 過年発生災害に係るものについては、原則、発災 3 年目以降事業完了までの事業費を調査する。

(補足)

第 11 (2) は「重要な変更」のことです。

第 11 (3) は「残事業費調査」のことです。

1 2. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

第 12 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- (1) 第 5 に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (2) 第 5 の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分 S にあつては査定箇所全体のおおむね 9 割、区分 A にあつてはおおむね 7 割（農地及び農業用施設についてはおおむね 9 割）に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (3) 第 6 の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が、暫定法施設にあつては 2 億円、負担法施設にあつては 4 億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分 S にあつては査定箇所全体のおおむね 9 割、区分 A にあつてはおおむね 6 割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (4) 第 7 の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

追跡調査は、主に農林水産省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。

(補足)

第 12 (1) サンプルチェック (事業実施段階)

机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、農林水産省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。

なお、現地調査は、机上査定終了後の現地調査可能な時期（原則として工事着手前）に実施します。

ただし、査定前着工を妨げるものではありません。

詳細については、平成 30 年 5 月 24 日事務連絡「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」をご確認ください。

第12（2）カバー率チェック（事業実施段階又は事業完了後）

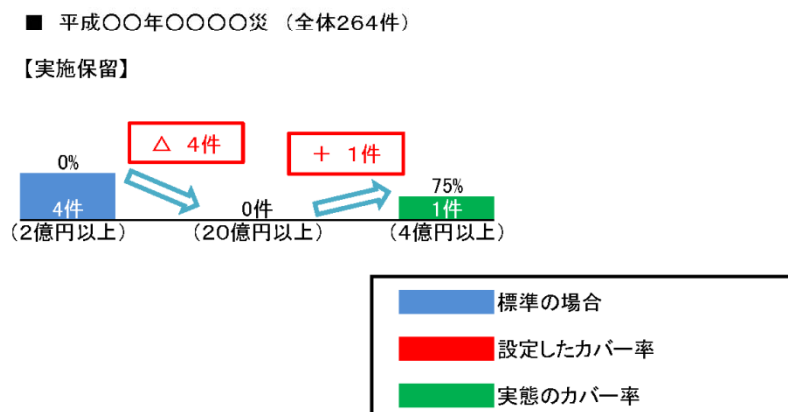
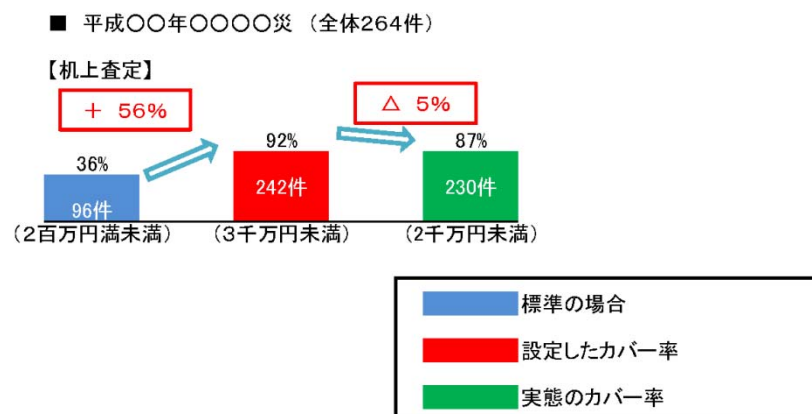
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

比較検証は、下図のとおり。

第12（3）カバー率チェック（事業実施段階又は事業完了後）

採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

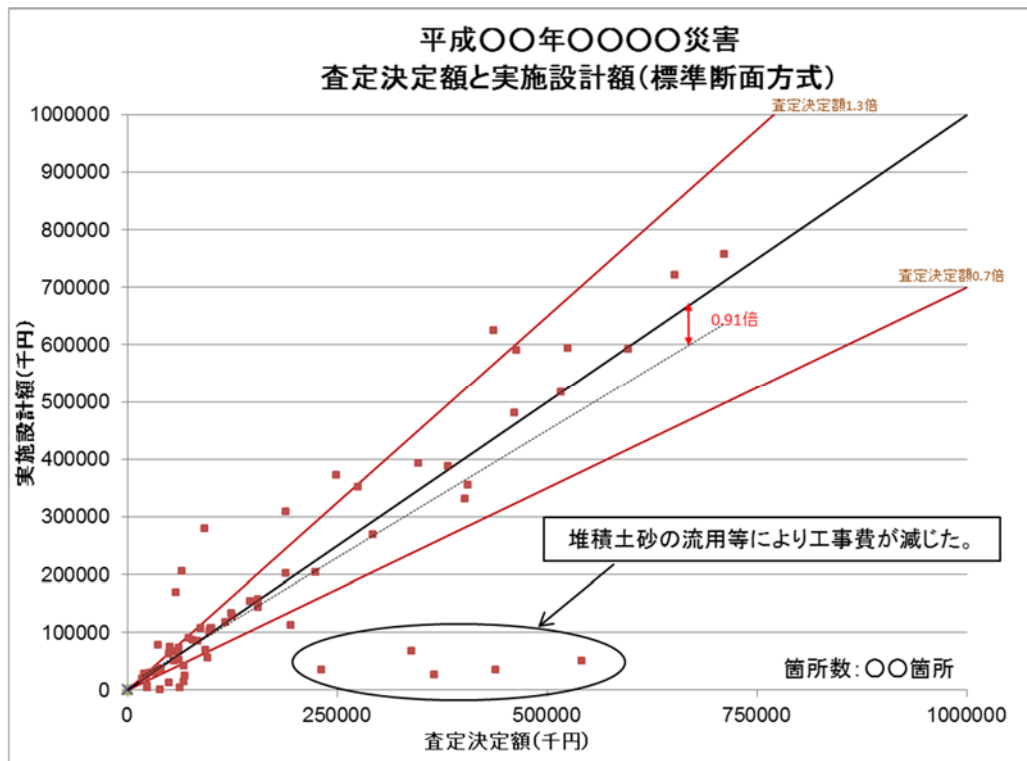
比較検証は、下図のとおり。



第12（4）マクロチェック（事業実施段階又は事業完了後）

査定設計額と実施設計額との傾向から効率化の有無による妥当性を検証します。

査定設計額と実施設計額の比較検証は、下図のとおり。



1 3. 適用時期

(適用時期)

第13 この査定方針は、平成29年1月1日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の計算例について

① 激甚災害に指定された被害報告を整理する。

【暫定法(農地・農業用施設)の例】※負担法の算定方法も同様

- ・内閣府において「〇〇地震災害」を激甚災害として指定され、X県の被害報告が激甚災害に該当することが判明。
- ・X県の激甚災害に指定された災害の被害報告について、施設別(農地、農業用施設等)に箇所毎の被害額を整理する。
- ・被害額が不明なものは除く。

表1-1 X県の激甚災害(本激)の指定を受けた被害報告(農地)

番号	災害名	発生年月日	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)
1	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	1,500
2	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	1,500
3	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	1,500
4	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	7,000
5	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	2,000
6	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	500
7	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300
8	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300
9	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300
10	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	6,000
11	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	500
12	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	3,000
13	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	畑	1,000
14	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	1,000
15	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	1,500
表示略						
181	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	1,500
182	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	1,500
183	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	1,000
184	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	300
185	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	300
186	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	田	300
187	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	6,000
188	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	6,000
189	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	1,500
190	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	1,000
191	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	1,000
192	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	2,000
表示略						
203	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	3,000
204	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	5,000
205	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	1,000
206	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	1,000
207	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	300
208	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	300
208箇所						406,000

表1-2 X県の激甚災害(本激)の指定を受けた被害報告(農業用施設)

番号	災害名	発生年月日	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)
1	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	4,000
2	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	1,000
3	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	1,000
4	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	6,000
5	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	1,000
6	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300
7	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300
8	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300
9	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300
10	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	2,000
11	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	ため池	50,000
12	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	頭首工	70,000
13	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	2,000
14	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	1,500
15	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	道路	3,000
表示略						
155	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	300
156	〇〇地震	〇/〇	X県	E村	水路	2,000
157	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	15,000
158	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	10,000
159	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	4,000
160	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	900
161	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	1,500
162	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	1,000
163	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	1,500
164	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	6,000
165	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	2,000
166	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	道路	1,000
表示略						
182	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	1,000
183	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	1,000
184	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	1,000
185	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	頭首工	3,000
186	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	1,000
187	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	水路	6,000
187箇所						694,300

② 査定方針第4の「過去5箇年の平均被災箇所数(激甚災害に係るものを除く。)を超えた申請者の区域」を確認する。

【暫定法(農地・農業用施設)の例】

- ・施設毎(農地、農業用施設等)の被害箇所数について、過去5箇年の平均被災箇所数と比較する。
- ・X県の激甚災害に指定された災害の被害箇所数は、農地で208箇所、農業用施設が187箇所であり、いずれも過去5箇年平均の被害箇所数(農地130箇所、農業用施設120箇所)を超えているため、査定方針による事前ルールが適用されることとなる。
- ・当該大規模災害は激甚災害に指定されたものであり、緊急災害対策本部は設置されていないことから、査定方針第2により区分Aとなる。

表2 X県の激甚災害に指定された災害の被害箇所数

県名	農地 被害箇所数	農業用施設 被害箇所数
X県	208	187

表3 X県の過去5箇年平均(激甚災害に係るものを除く)の被害箇所数

都道府県	農地の被害箇所数			農業用施設の被害箇所数		
	被害報告 A	激甚災害 被害報告 B	激甚災害除 く被害報告 C=A-B	被害報告 D	激甚災害 被害報告 E	激甚災害除 く被害報告 F=D-E
H24災	401	221	180	350	182	168
H25災	266	150	116	241	106	135
H26災	155	0	155	121	0	121
H27災	181	50	131	150	55	95
H28災	102	33	69	155	76	79
5箇年平均	221	91	130	203	84	120

過去5箇年平均被害箇所数との比較

X県	被害報告		>	過去5箇年平均		
	農地	208箇所		130箇所	OK	
	農業用施設	187箇所	>	120箇所	OK	

【参考1】

X県の激甚災害に指定された災害の被害箇所数が下表の場合は、
査定方針の事前ルールは適用できない。

県名	農地 被害箇所数	農業用施設 被害箇所数
X県	100	120

X県	被害報告		<	過去5箇年平均		NG
	農地	100箇所		130箇所	NG	
	農業用施設	120箇所	=	120箇所	NG	

【参考2】

X県の激甚災害に指定された災害の被害箇所数が下表の場合は、
農地のみ査定方針の事前ルールを適用。

県名	農地 被害箇所数	農業用施設 被害箇所数
X県	145	110

X県	被害報告		>	過去5箇年平均		OK
	農地	145箇所		130箇所	OK	
	農業用施設	100箇所	<	120箇所	NG	

③ 査定方針第5により、机上査定上限額を求める

【暫定法(農地・農業用施設)の例(区分Aのケース)】

- ・災害報告を施設(農地、農業用施設等)別に、被害金額を金額順に並べる。
- ・災害復旧事業国庫補助の対象とならない箇所を除く。(被害額が40万円※¹に満たないもの)
- ・上記により、農地は被害箇所208箇所のうち137箇所が対象、農業用施設は被害箇所187箇所のうち132箇所が対象となる。
- ・対象箇所のうち、小さいものからおおむね9割※²の位置にある被害箇所の被害額が「机上査定上限額」になる。
- ・机上査定上限額は、農地は500万円、農業用施設は1千万円となり、これら金額以下の箇所において机上査定を行うことができる。

※1: 暫定法施設は40万円、負担法施設は120万円(指定都市を除く市町村営事業は60万円)

※2: 区分Sで9割、区分Aで7割(農地、農業用施設は9割)

表4-1 農地の被害報告(被害報告額順で並び替え)

番号	災害名	発生日	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)	箇所数の 割合(%)
1	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	64,800	100%
2	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	18,000	99%
3	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	14,000	99%
4	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	13,000	98%
5	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	12,000	97%
6	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	12,000	96%
7	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	10,000	96%
8	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	9,000	95%
9	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	7,000	94%
10	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	7,000	93%
11	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	7,000	93%
12	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	6,000	92%
13	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	6,000	91%
14	〇〇地震	〇/〇	X県	B町	田	6,000	91%
15	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	5,000	90%
16	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	5,000	89%
17	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	田	5,000	88%
18	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	4,000	88%
19	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	4,000	87%
...							
表示略							
...							
136	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	500	1%
137	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	500	1%
138	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300	-
139	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300	-
140	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	田	300	-
...							
表示略							
...							
207	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	200	-
208	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	田	200	-
						137箇所	389,000

↓概ね9割

机上査定上限額

40万円未満

対象から除く

表4-2 農業用施設の被害報告(被害報告額順で並び替え)

番号	災害名	発生日	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)	箇所数の 割合(%)
1	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	79,200	100%
2	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	頭首工	70,000	99%
3	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	ため池	50,000	98%
4	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	39,000	98%
5	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	21,000	97%
6	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	道路	21,000	96%
7	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	道路	20,000	95%
8	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	20,000	95%
9	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	道路	20,000	94%
10	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	20,000	93%
11	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	道路	15,000	92%
12	〇〇地震	〇/〇	X県	D市	水路	15,000	92%
13	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	15,000	91%
14	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	道路	10,000	90%
15	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	10,000	89%
16	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	10,000	89%
17	〇〇地震	〇/〇	X県	F市	水路	10,000	88%
18	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	9,000	87%
19	〇〇地震	〇/〇	X県	A市	水路	8,000	86%
...							
表示略							
...							
131	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	500	2%
132	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	500	1%
133	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300	-
134	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300	-
135	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300	-
...							
表示略							
...							
186	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300	-
187	〇〇地震	〇/〇	X県	C町	水路	300	-
						132箇所	673,800

↓概ね9割

机上査定上限額

40万円未満

対象から除く

④ 査定方針第6により、採択保留金額を求める

【暫定法(農地・農業用施設)の例(区分Sのケース)】

- ・採択保留となる2億円※1以上の箇所を抽出する。
- ・施設(農地、農業用施設等)別に、被害金額を金額順に並べる。
- ・上記により、農地は被害箇所50箇所が対象、農業用施設は被害箇所50箇所が対象となる。
- ・対象箇所のうち、小さいものからおおむね9割※2の位置にある被害箇所の被害額が「採択保留金額」になる。
- ・採択保留金額は、農地は6億2千万円、農業用施設は7億円となり、これら金額以上の箇所において採択保留する。

※1: 暫定法施設は2億円、負担法施設は4億円

※2: 区分Sは9割、区分Aは6割

表5-1 農地の被害報告(2億円以上のみ 被害報告順)

番号	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)	箇所数の 割合(%)	
1	X県	U市	田	1,500,000	100%	
2	X県	U市	田	1,400,000	98%	
3	X県	U市	田	1,350,000	96%	
4	X県	N市	畑	1,300,000	94%	
5	Z県	S市	田	800,000	92%	
6	Z県	S市	田	620,000	90%	採択保留金額
7	X県	V市	田	615,000	88%	↑ 概ね9割
8	Z県	S市	田	600,000	86%	(区分S)
9	Z県	S市	田	580,000	84%	
10	X県	N市	田	545,000	82%	
11	Z県	S市	田	540,000	80%	
12	X県	V市	田	520,000	78%	
13	X県	N市	田	515,000	76%	
14	Z県	S市	田	510,000	74%	
15	X県	N市	田	500,000	72%	
16	X県	N市	田	490,000	70%	
...						
表示略						
48	X県	V市	田	201,000	6%	
49	Z県	S市	田	201,000	4%	
50	Z県	S市	田	200,000	2%	2億円以上

表5-2 農業用施設の被害報告(2億円以上のみ 被害報告順)

番号	都道府県	市町村	工種	被害額 (千円)	箇所数の 割合(%)	
1	Z県	G市	ため池	1,500,000	100%	
2	Z県	S市	揚水機	1,200,000	98%	
3	Z県	S町	揚水機	1,100,000	96%	
4	X県	M町	頭首工	800,000	94%	
5	Z県	S市	揚水機	750,000	92%	
6	Z県	M市	揚水機	700,000	90%	採択保留金額
7	Z県	S市	揚水機	680,000	88%	↑ 概ね9割
8	Z県	M市	堤防	670,000	86%	(区分S)
9	Z県	M市	揚水機	660,000	84%	
10	X県	Y町	揚水機	620,000	82%	
11	Z県	S市	揚水機	600,000	80%	
12	Z県	M市	揚水機	590,000	78%	
13	Z県	S市	揚水機	580,000	76%	
14	Z県	M市	堤防	560,000	74%	
15	Z県	O村	ため池	550,000	72%	
16	Z県	S町	揚水機	540,000	70%	
...						
表示略						
48	Z県	S町	揚水機	211,000	6%	
49	X県	Y町	揚水機	205,000	4%	
50	Z県	S市	揚水機	201,000	2%	2億円以上

確定報告に伴い机上査定上限額が減となる場合の想定

表-6

例えば、大規模災害に該当して区分Aにおいて発動された時、激甚指定直前の申請予定箇所を被害金額の少ない順に並べた場合に7割に達する箇所の査定上限額が6,000千円となり、この上限額により災害査定の簡素化作業を進めることとなります。

しかし、災害の被害状況の全体像が明らかとなる確定報告後で、箇所数が分割等により増加することにより、7割に達する箇所の査定上限額が3,000千円となった時に見直しを行ってしまうと、発動されてから確定報告までの間に災害査定の準備作業(現地調査等)を行っているところ、又は、机上査定を既に行っているところに影響が出てくると考えられます。

このため、見直しを行うことにより、机上査定上限額が下がるか不明であることを実施主体に伝えたと査定日程の調整などの段取りができなくなり、災害査定の早期着手に不利益を生じてしまう事態が想定されます。

そのため、上記のような場合においては、見直しを行わないことができます。

ただし、確定報告後に乖離が生じた場合、必要に応じてその理由を求めることがあります。

【激甚指定直前】 (単位:千円)

7割 → 6,000千円

箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
被害金額	6,000	800	6,000	800	3,600	3,600	3,600	3,600	6,500	7,000

申請予定箇所 (金額の少ない順)	被害金額 (単位:千円)
1	800
2	800
3	3,600
4	3,600
5	3,600
6	3,600
7	6,000
8	6,000
9	6,500
10	7,000
合計	41,500

↓ 7割

【確定報告後】 (単位:千円)

7割 → 3,000千円

箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
被害金額	1,500	4,500	800	1,500	4,500	800	1,400	2,200	3,600	600	3,000	1,000	2,600	6,500	7,000

申請予定箇所 (金額の少ない順)	被害金額 (単位:千円)
1	600
2	800
3	800
4	1,000
5	1,400
6	1,500
7	1,500
8	2,200
9	2,600
10	3,000
11	3,600
12	4,500
13	4,500
14	6,500
15	7,000
合計	41,500

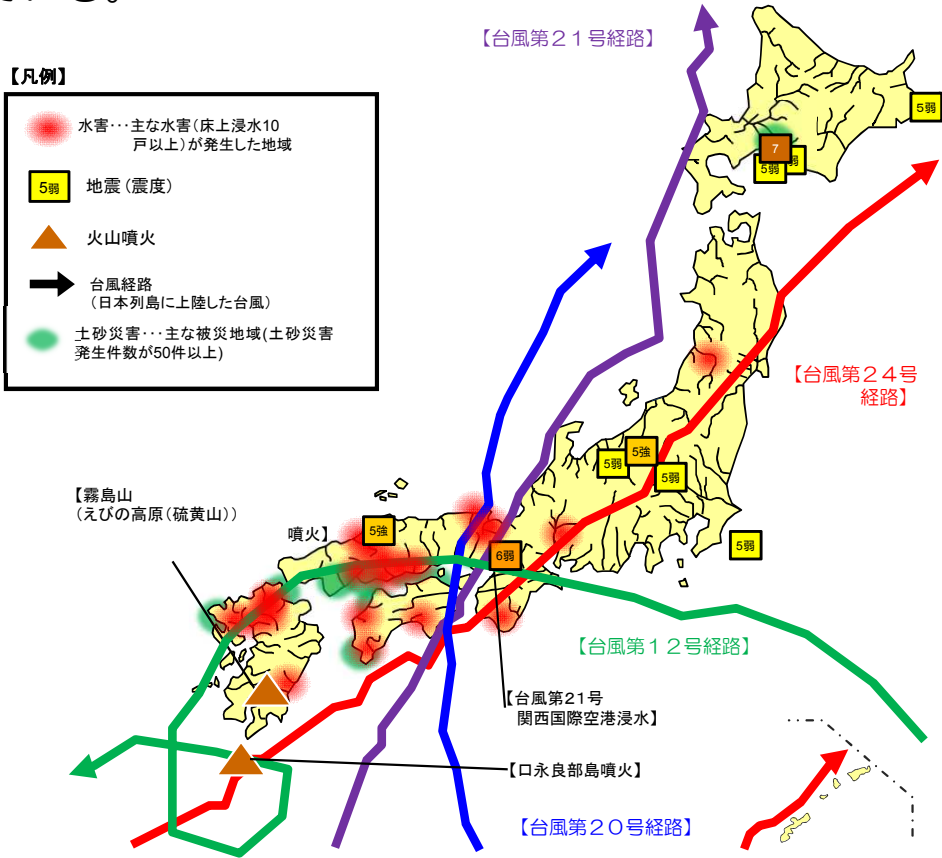
↓ 7割

激甚指定直前の査定上限額 6,000千円

平成30年災における 大規模査定方針適用実績 (平成30年7月豪雨)

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
都市局 都市安全課
港湾局 海岸・防災課

■平成30年度は、平成30年7月豪雨等により浸水被害や土砂災害が発生したほか、平成30年北海道胆振東部地震をはじめ震度5弱以上の地震が10回発生、口永良部島が噴火する等、全国各地で災害が発生している。



※噴火警戒レベル1：活火山であることに留意
噴火警戒レベル2：火口周辺規制
噴火警戒レベル3：入山規制
噴火警戒レベル4：避難準備
噴火警戒レベル5：避難

主な地震(震度5弱以上発生地域)		
	地震	最大発生震度
4月	島根県西部を震源とする地震	5強
4月	根室半島南東沖を震源とする地震	5弱
5月	長野県北部を震源とする地震	5弱
5月	長野県北部を震源とする地震	5強
6月	群馬県南部を震源とする地震	5弱
6月	大阪府北部を震源とする地震	6弱
7月	千葉県東方沖を震源とする地震	5弱
9月	平成30年北海道胆振東部地震	7
9月	平成30年北海道胆振東部地震	5弱
10月	平成30年北海道胆振東部地震	5弱

主な水害(床上浸水10戸以上発生)		
	水害	主な被災地域
7月	平成30年7月豪雨	岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県
8月	8月5日からの大雨	山形県
8月	台風第19号及び第20号	和歌山県
10月	台風第24号	京都府、宮崎県

過去の最高潮位を超える値を観測		
9月	台風第21号	大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県
10月	台風第24号	静岡県、三重県、和歌山県、鹿児島県

主な土砂災害(土砂災害発生件数が50件以上)		
	事象名	主な被災地域
7月	平成30年7月豪雨	兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県
9月	平成30年北海道胆振東部地震	北海道

噴火警戒レベル(3以上)の引上げ		
4月	霧島山(えびの高原(硫黄山))	4月19日 噴火警戒レベル2→3 5月1日 噴火警戒レベル3→2
8月	口永良部島	8月15日 噴火警戒レベル2→4 8月29日 噴火警戒レベル4→3

大阪北部を震源とする地震における一般被害

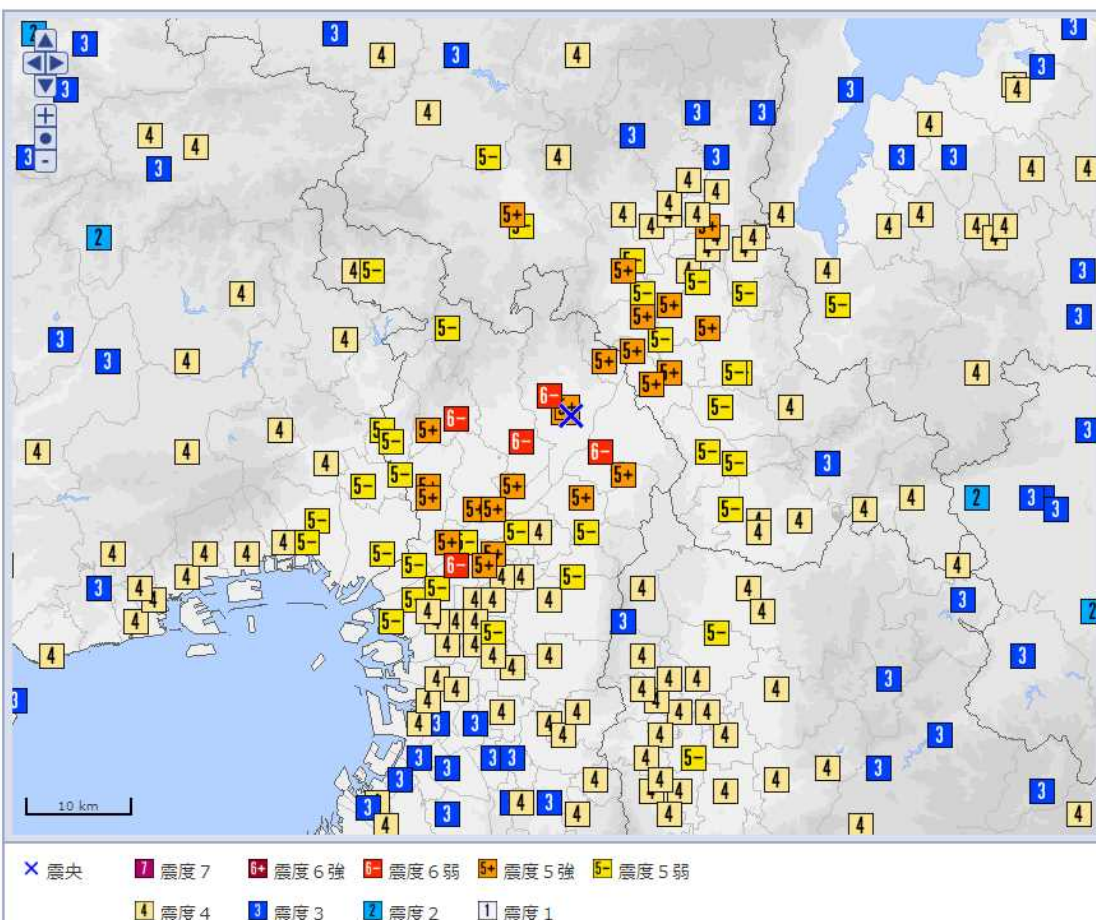
- 6月18日07時58分に大阪府北部の深さ約15kmでマグニチュード6.1の地震が発生。この地震により大阪府で最大震度6弱を観測した。^{※1}
- これにより、死者6名、重軽傷者443名、家屋の全半壊等58,322棟の被害が発生。^{※2} 2名がブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡した。^{※3}

※1: 気象庁「2018年6月18日大阪府北部の地震の評価」(平成30年7月10日)

※2: 消防庁「大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況(第30報)」(平成30年11月6日(火)10時00分)

※3: 内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成30年7月5日18時00分)

■ 震度分布図 (出典) 気象庁



※ 地図上に表示されている震央や震度観測点の位置は、描画の都合上、実際の位置と異なる場合があります。
 ※ 本ページ内の地図に国土交通省 国土数値情報のデータを利用しています。

■ TEC-FORCEによる被災状況調査 (出典) 近畿地方整備局



平成30年7月豪雨における一般被害

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川のはん濫、がけ崩れ等が発生。
- これにより、死者237名、行方不明者8名、重軽傷者433名、家屋の全半壊等22,001棟、家屋浸水28,469棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

広島県については、避難指示(緊急)(1,553 地区)、避難勧告(128 地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して 818,222 世帯、1,837,005 名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第59報)」(平成31年1月9日(水)16時00分)

※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)6時00分)

※3: 非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(平成30年10月9日(火)17時00分)

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



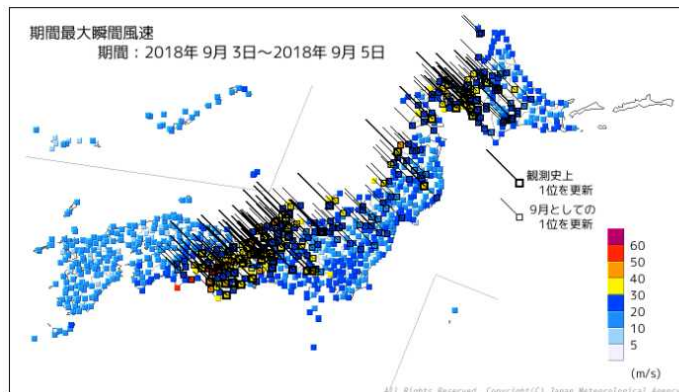
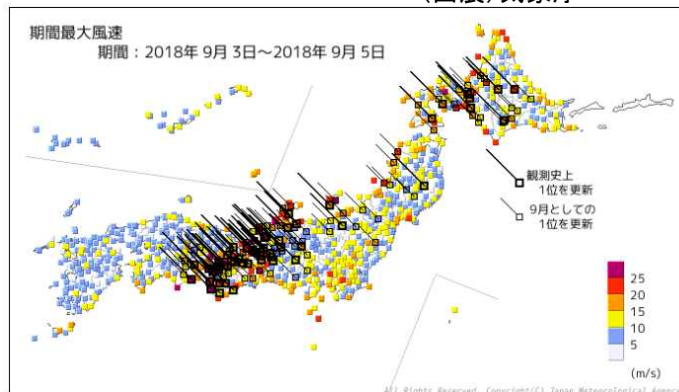
■各地で土砂災害が発生



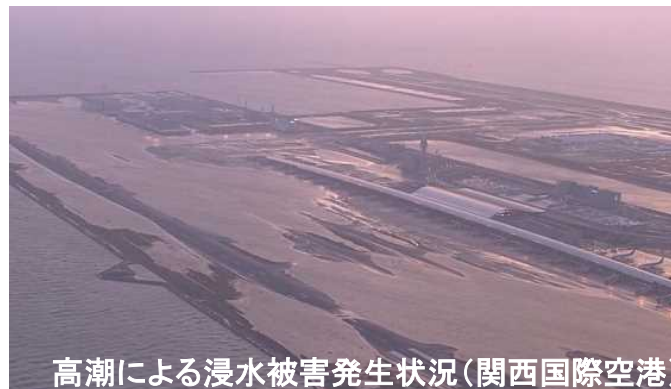
- 台風第21号は9月4日、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。その後、日本海を北上し、9月5日に温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、四国や近畿地方では猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、観測記録を更新する記録的な高潮となったところがある。※1
- 死者14名、重傷者46名、軽傷者897名、家屋の全半壊等50,298棟、家屋浸水571棟の被害が発生。※1
- 関西国際空港では、滑走路等で浸水被害があったが、排水作業等を行い7日に国内線、8日に国際線の利用を再開した。※1

※1: 内閣府「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」(平成30年10月2日17時00分)

■ 最大風速の分布図 (出展) 気象庁



■ 被災状況、TEC-FORCEの活動状況

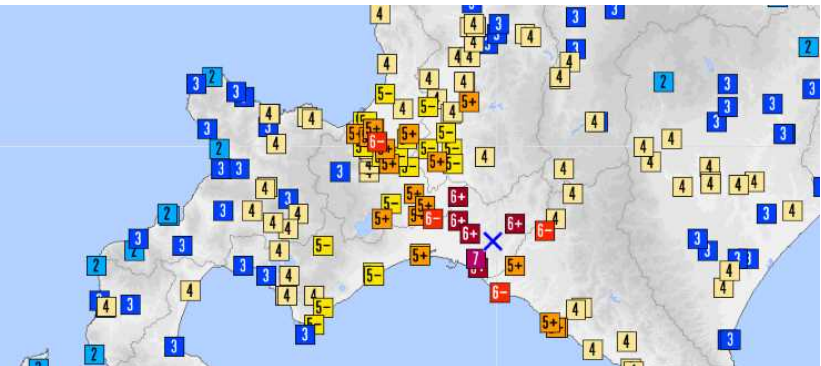


平**いぶり**成30年北海道胆振東部地震における一般被害

- 9月6日3時7分に北海道胆振地方中東部の深さ約35kmでマグニチュード6.7(暫定値)の地震が発生した。この地震により胆振地方で最大震度7を観測し、被害を伴った。その後、M6.7 の地震の震源を含む南北約30km の領域で地震活動が続いている。※1
- これにより、死者42名、重軽傷者762名、家屋の全半壊等14,632棟の被害が発生。※2
- 広域的に土砂災害が発生し、この崩壊面積は13.4km²と明治以降の主要な地震災害の中で最も多くなった。これらの被害に対し、新たに直轄で土砂災害対策を進めることから、その推進体制を確保するため、「厚真川水系土砂災害復旧事業所」を設置した。

※1: 気象庁「平成30年北海道胆振東部地震の評価」(平成30年9月6日)
 ※2: 消防庁「平成30年北海道胆振東部地震による被害及び 消防機関等の対応状況(第34報)」(平成31年1月28日(月)14時30分)

■ 震度分布図 (出典) 気象庁



各観測点の震度分布図(震央近傍を拡大)
 ※地図上に表示されている震央や震度観測点の位置は、描画の都合上、実際の位置と異なる場合があります。

■ 広域で土砂災害が発生 (出典) 国土地理院地図



■ TEC-FORCEの活動状況

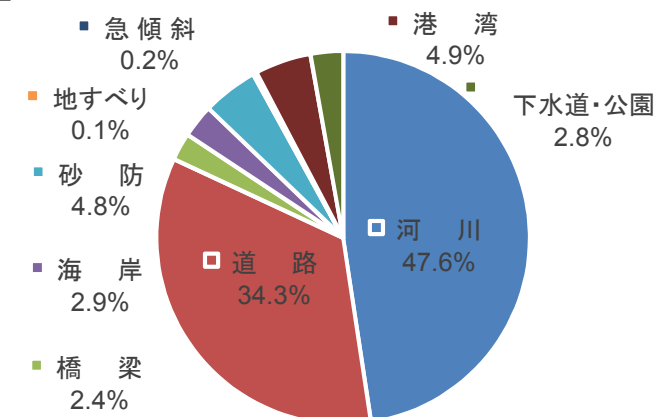


(出典) 北海道開発局

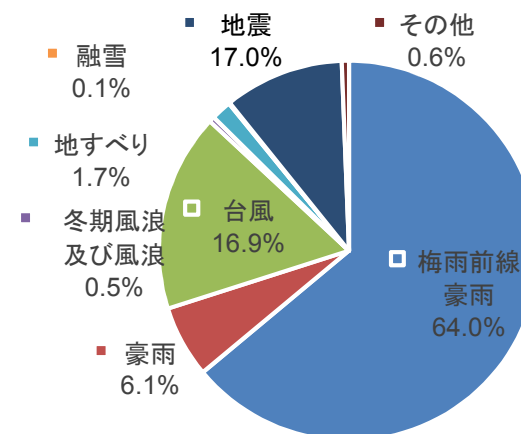
公共土木施設の被害報告額

- 平成30年発生災害は、公共土木施設における被害報告箇所は26,285箇所、被害報告額は6,663億円（H31.3.15時点）。
- これは、過去10年間（H20～H29）でみると、東日本大震災の発生したH23に次ぐ被害報告額となっている。

平成30年 工種別被害報告額及び異常気象別被害報告額の割合（H31.3.15時点）

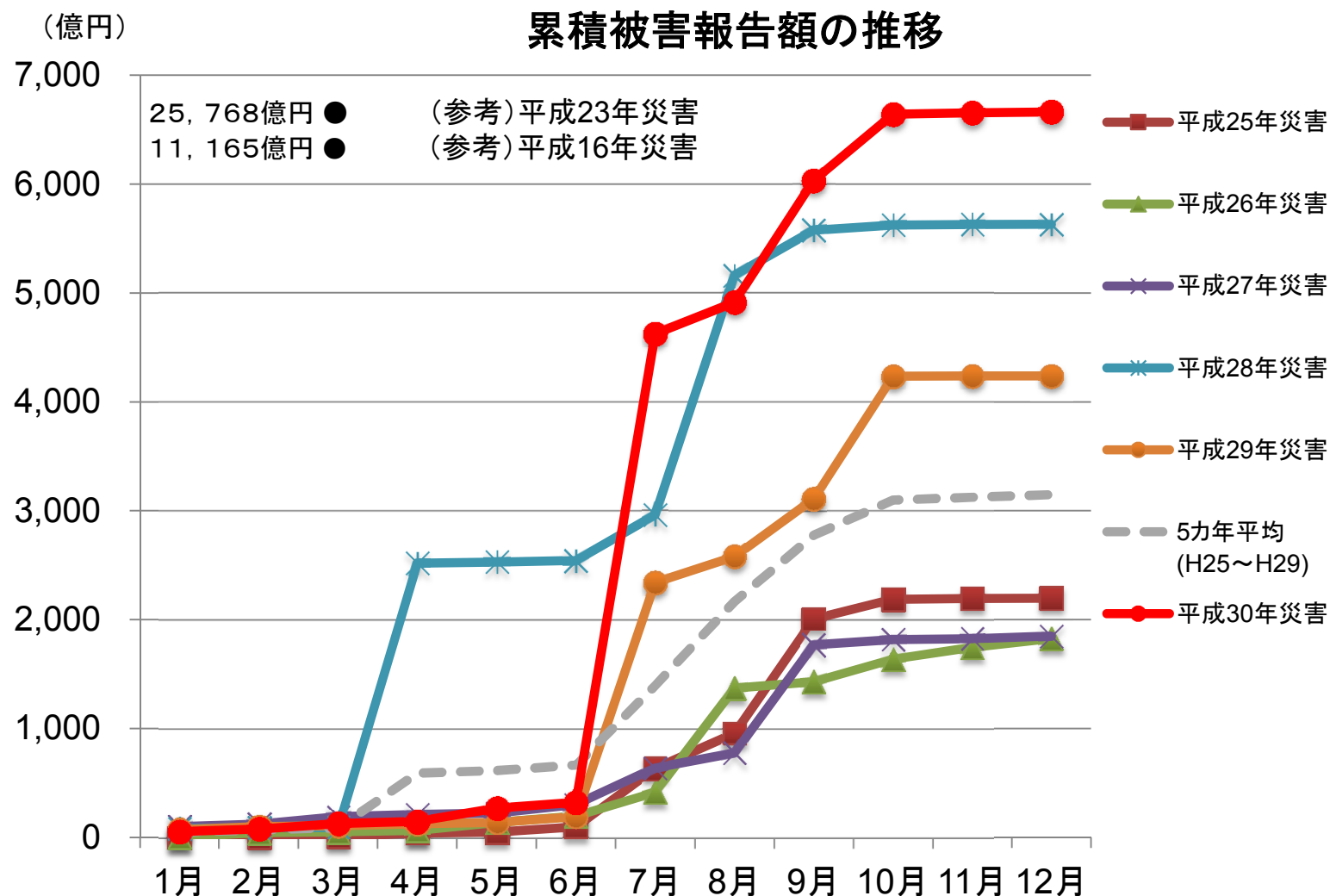


工種別被害報告額の割合

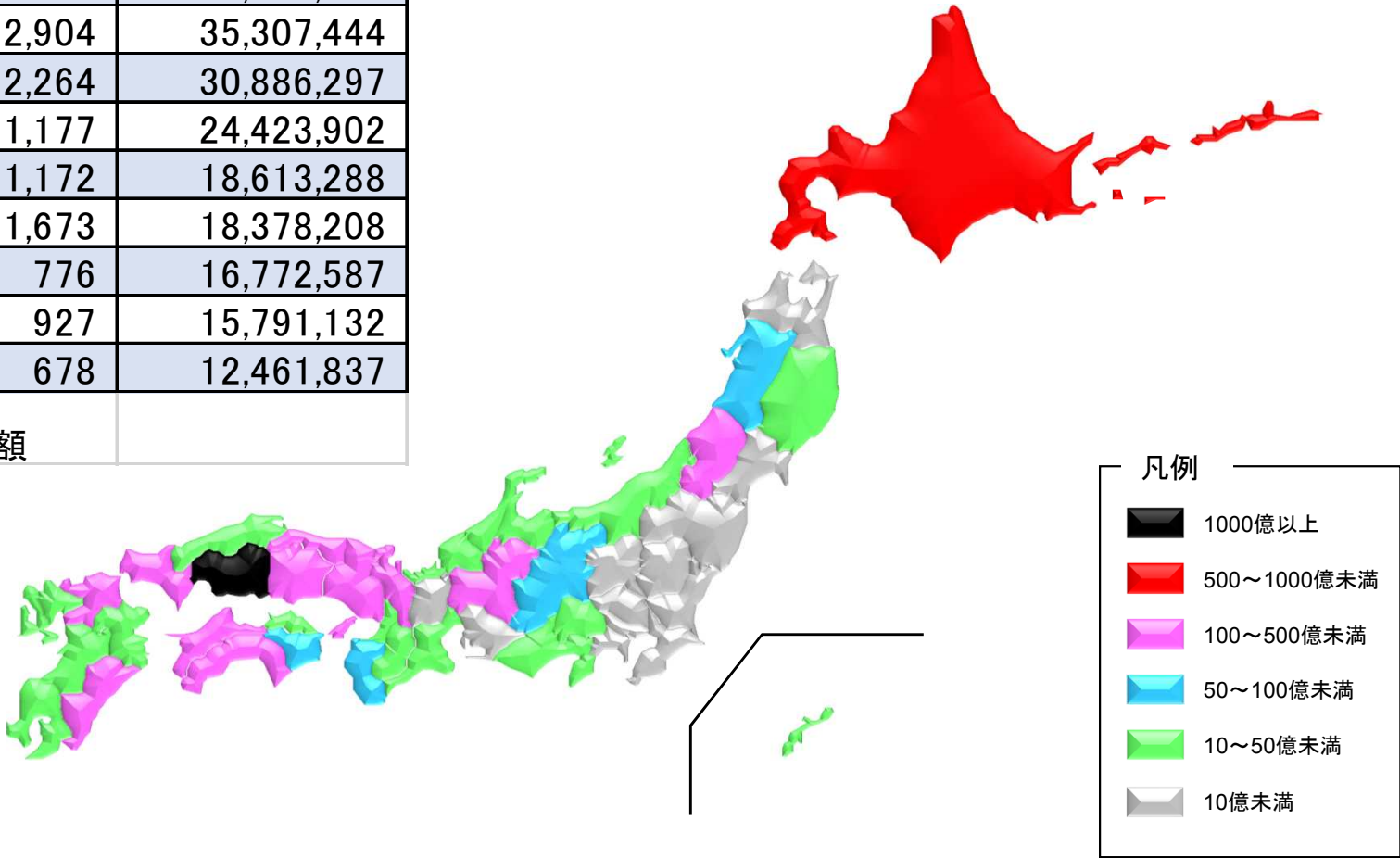


異常気象別被害報告額の割合

累積被害報告額の推移



決定額上位の都道府県(政令市含む)			
	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	広島県	5,793	107,707,710
2	北海道	754	54,370,061
3	岡山県	2,904	35,307,444
4	愛媛県	2,264	30,886,297
5	高知県	1,177	24,423,902
6	兵庫県	1,172	18,613,288
7	京都府	1,673	18,378,208
8	岐阜県	776	16,772,587
9	山口県	927	15,791,132
10	鳥取県	678	12,461,837
※H31.3.15時点の決定額			

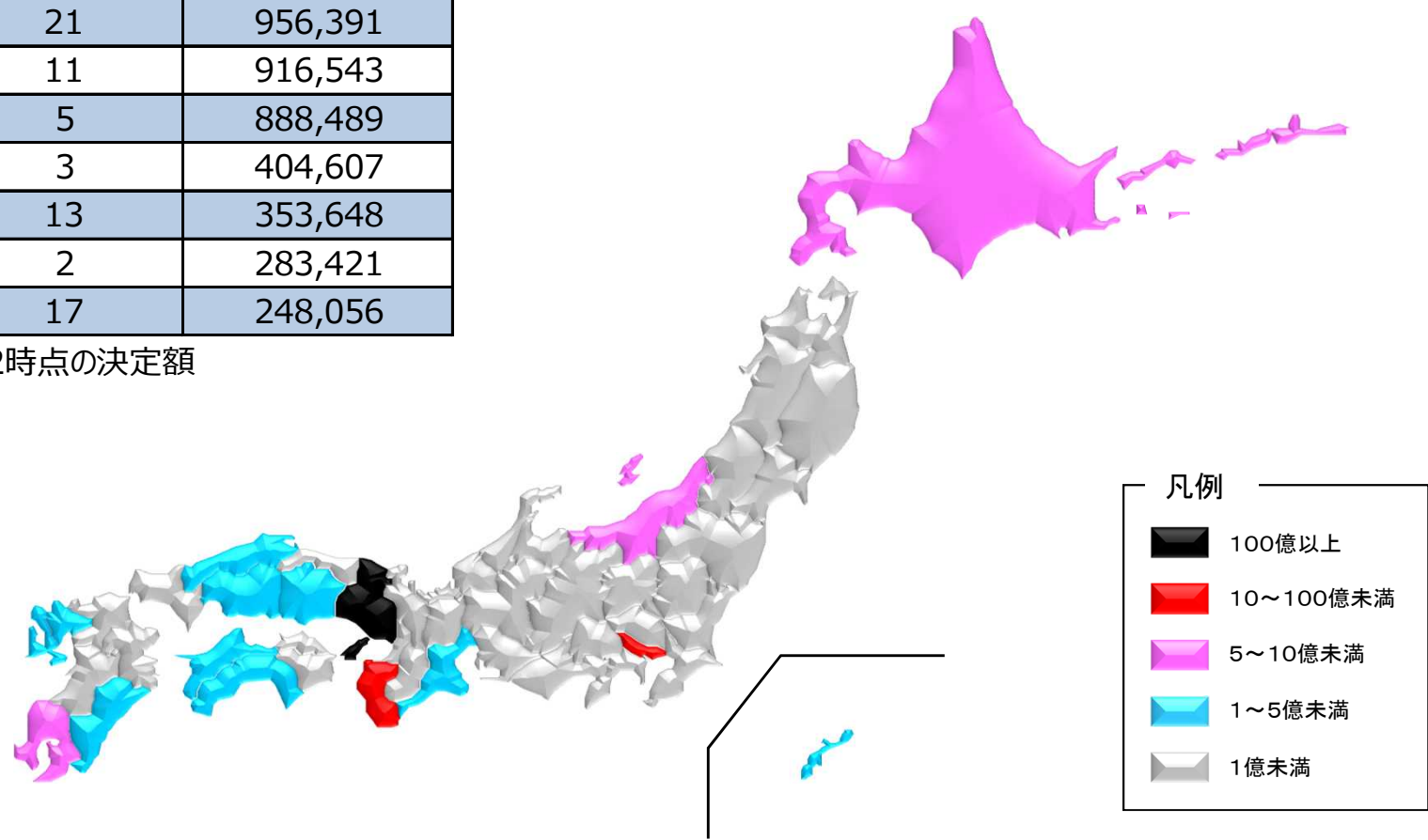


平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

決定額上位の都道府県 (政令市含む)

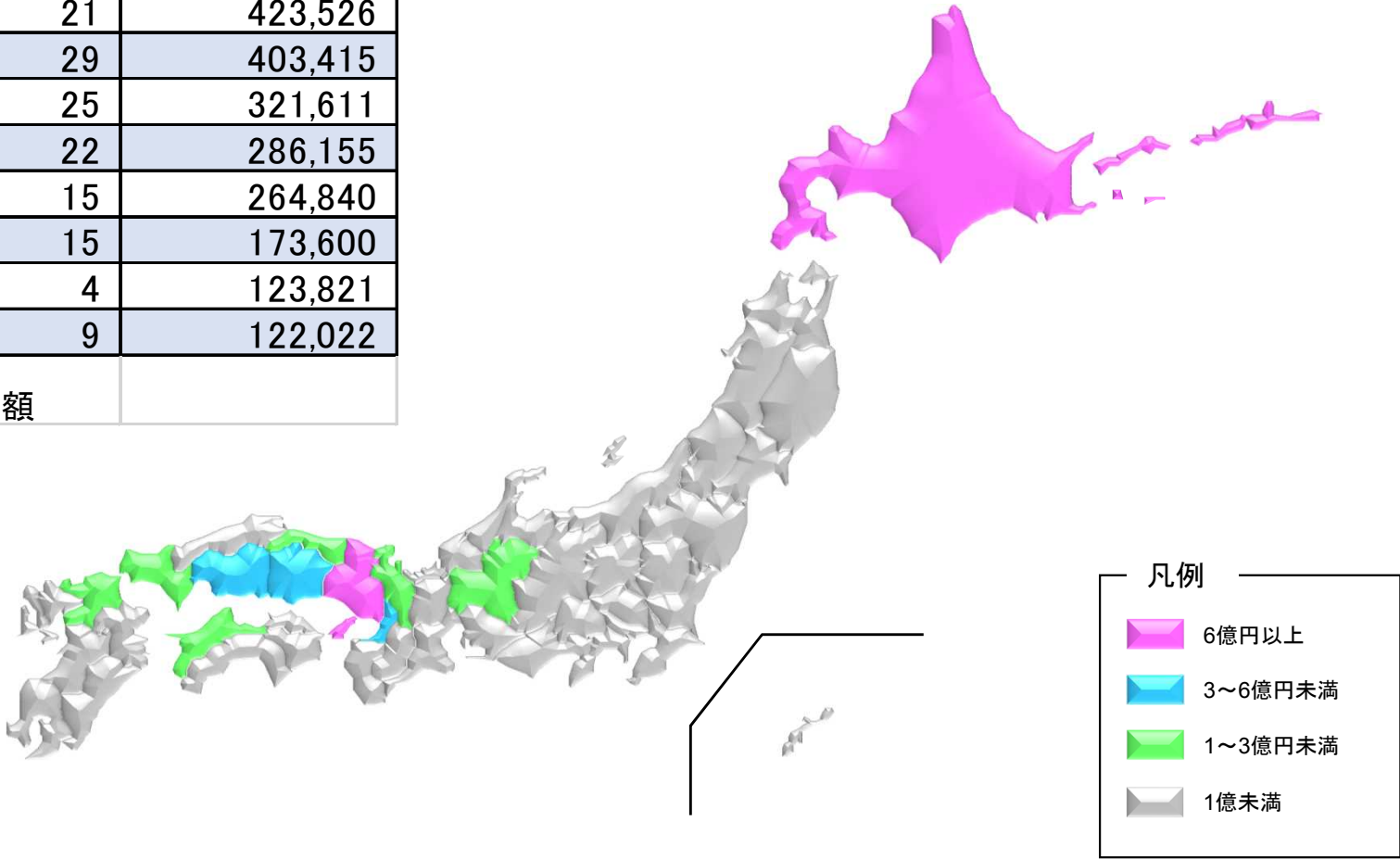
	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	兵庫県	53	11,943,072
2	東京都	3	1,901,117
3	和歌山県	19	1,271,753
4	北海道	21	956,391
5	鹿児島県	11	916,543
6	新潟県	5	888,489
7	岡山県	3	404,607
8	島根県	13	353,648
9	高知県	2	283,421
10	長崎県	17	248,056

※H31.3.22時点の決定額



平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

決定額上位の都道府県(政令市含む)			
	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	北海道	21	890,474
2	兵庫県	31	615,080
3	岡山県	21	423,526
4	広島県	29	403,415
5	大阪府	25	321,611
6	京都府	22	286,155
7	愛媛県	15	264,840
8	福岡県	15	173,600
9	鳥取県	4	123,821
10	山口県	9	122,022
※H31.3.26時点の決定額			



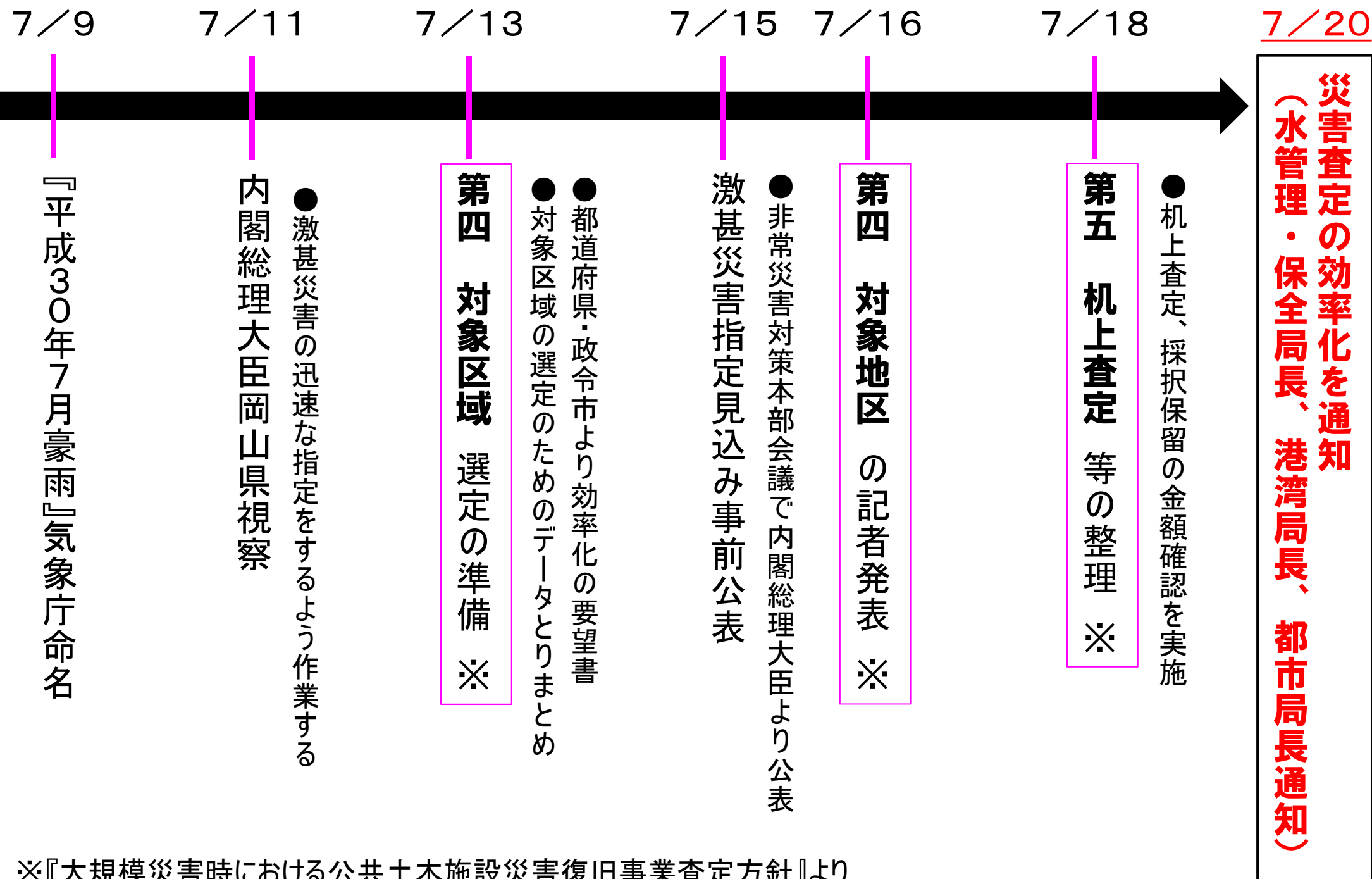
平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

災害査定の効率化実績(平成30年災一覧)

平成30年災は平成30年7月梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)の他、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年台風第19号、第20号、第21号の暴風雨等、平成30年台風第24号において災害査定の効率化を実施

効率化 (簡素化) 項目	通 常	平成30年台風第24号	平成30年台風第19号、 第20号、第21号の暴 風雨等	平成30年北海道胆振 東部地震	平成30年梅雨前線豪雨等 (平成30年7月豪雨を含む。)
		鳥取県・宮崎県	山形県・石川県・ 和歌山県	北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香 川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市
机上査定額	3百万円 未満	鳥取県・宮崎県 ：15百万円以下	山形県・和歌山県 ：20百万円以下 石川県 ：10百万円以下 【公園】 大阪府 ：4百万円以下 札幌市 ：20百万円以下 大阪市 ：3.5百万円以下	北海道 ：50百万円以下	広島県：50百万円以下 岡山県・愛媛県：40百万円以下 兵庫県・広島市：25百万円以下 北海道：21百万円以下 山口県・岐阜県・高知県・鳥取県・徳島県・大阪府・神戸市：20百万円以下 京都府・福岡県：15百万円以下 佐賀県・香川県・岡山市・北九州市：10百万円以下 【公園】 広島県：40百万円以下 福岡県：30百万円以下 兵庫県：24百万円以下 愛媛県：17百万円以下 岡山県・山口県：10百万円以下
採択保留額	4億円 未満	—	—	8億円未満	8億円未満
設計図書の 簡素化	—	—	山形県・和歌山県	北海道・札幌市 【公園】 北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香 川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市 【港湾】 東広島市 【公園】 北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香 川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・京都市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福 岡市
一箇所工事	—	—	—	北海道・札幌市 【公園】 北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香 川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市 【公園】 北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香 川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・京都市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福 岡市

大規模査定方針適用までの流れ(実績)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年7月
豪雨関連

Press Release

平成30年7月16日

水管理・国土保全局 防災課

港湾局 海岸・防災課

都市局 都市安全課

大規模災害時の災害査定効率化ルールを初適用 ～平成30年7月豪雨等の被災地復旧を迅速に実施～

国土交通省では、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)による被災施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」^{*}を初めて適用します。

豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きを迅速にする効率化を実施します。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。(別添参照)

<対象区域>

北海道、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、四日市港管理組合

※対象区域は、13日現在の被害報告によるものであり、上記以外の区域において必要に応じ個別に対応する。

○書面による査定上限額の引き上げ(机上査定)により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常300万円未満から引き上げる。

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を引き上げる。

水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先
水管理・国土保全局 防災課 齋藤(内線35752)、下條(内線35773)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607
港湾局所管の施設に関する問合せ先
港湾局 海岸・防災課 田中(内線46737)、安田(内線46725)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8690 FAX 03-5253-1654
都市局所管の施設に関する問合せ先
都市局 都市安全課 青柳(内線32352)、鶴田(内線32353)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年7月
豪雨関連

Press Release

平成30年7月20日

水管理・国土保全局 防災課

港湾局 海岸・防災課

都市局 都市安全課

平成30年7月豪雨等により被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援 ～災害査定効率化の具体的な内容を決定しました～

国土交通省では7月16日、平成30年7月豪雨関連により被災した施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」^{*}を初めて適用し、地方自治体等に対し、対象区域を通知しました。

本日、各対象区域において、書面による査定上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の金額を決定し、地方自治体に対し、通知しました。

これにより、今般の豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られます。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。(別添参照)

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引き上げる。

広島県:5,000万円以下、岡山県・愛媛県:4,000万円以下、

兵庫県・広島市:2,500万円以下、北海道:2,100万円以下、

山口県・岐阜県・大阪府・鳥取県・徳島県・高知県・神戸市:2,000万円以下

京都府・福岡県:1,500万円、香川県・佐賀県・岡山市・北九州市:1,000万円以下
ただし、都市局所管施設は以下のとおり

広島県:4,000万円以下、福岡県:3,000万円以下、兵庫県:2,400万円以下、

愛媛県:1,700万円以下、岡山県・山口県:1,000万円以下

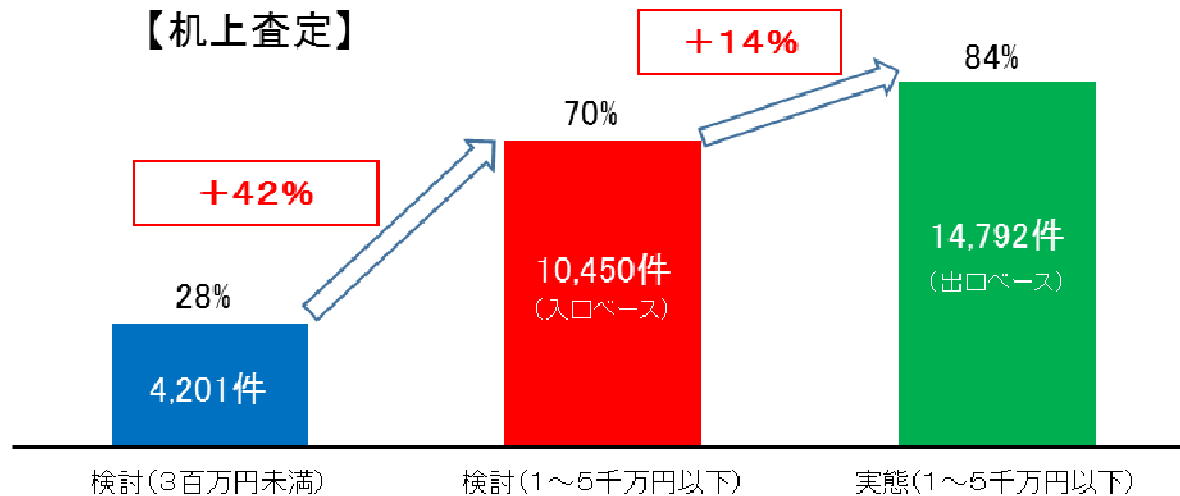
○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から8億円未満に引き上げる。

水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先
水管理・国土保全局 防災課 齋藤(内線35752)、下條(内線35773)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607
港湾局所管の施設に関する問合せ先
港湾局 海岸・防災課 田中(内線46737)、安田(内線46725)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8690 FAX 03-5253-1654
都市局所管の施設に関する問合せ先
都市局 都市安全課 青柳(内線32352)、鶴田(内線32353)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

「第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(二)に基づき、おおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査した。

■ 平成30年7月豪雨(全国:全体件数17,702件(決定数))
【机上査定】

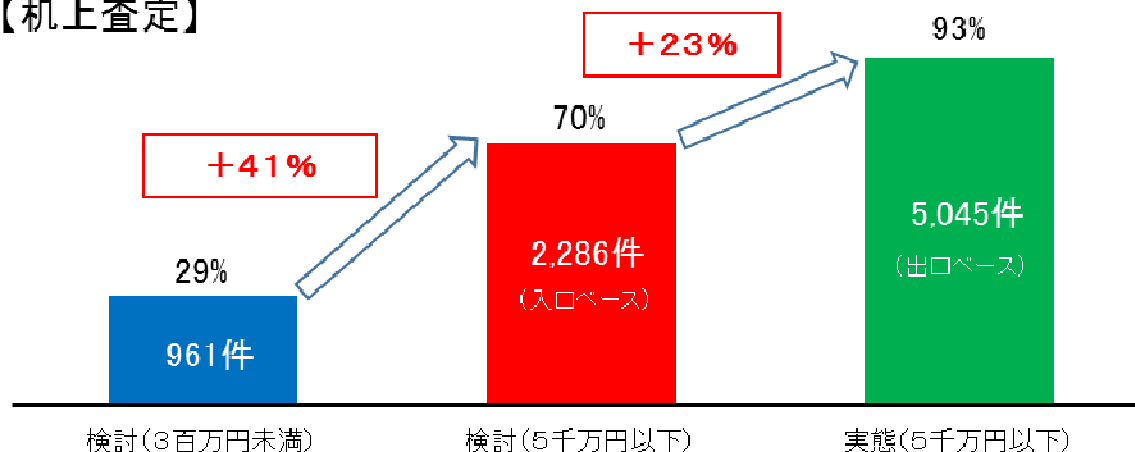


■ 全国の机上査定上限額の実態を確認すると査定箇所全体の84%となった。

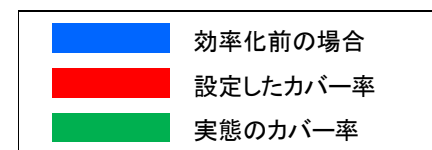
■ 広島県においては、査定箇所全体の93%となった。

■ 一つの要因として、災害査定に向けて被害状況が精査されたこと、一箇所工事の取り扱い(分割・統合)をすること等で効率化検討時と差が出てくるケースが考えられるが、これらも含め要因については、今後更なる検討が必要。

■ 平成30年7月豪雨(広島県:全体件数5,448件(決定数))
【机上査定】

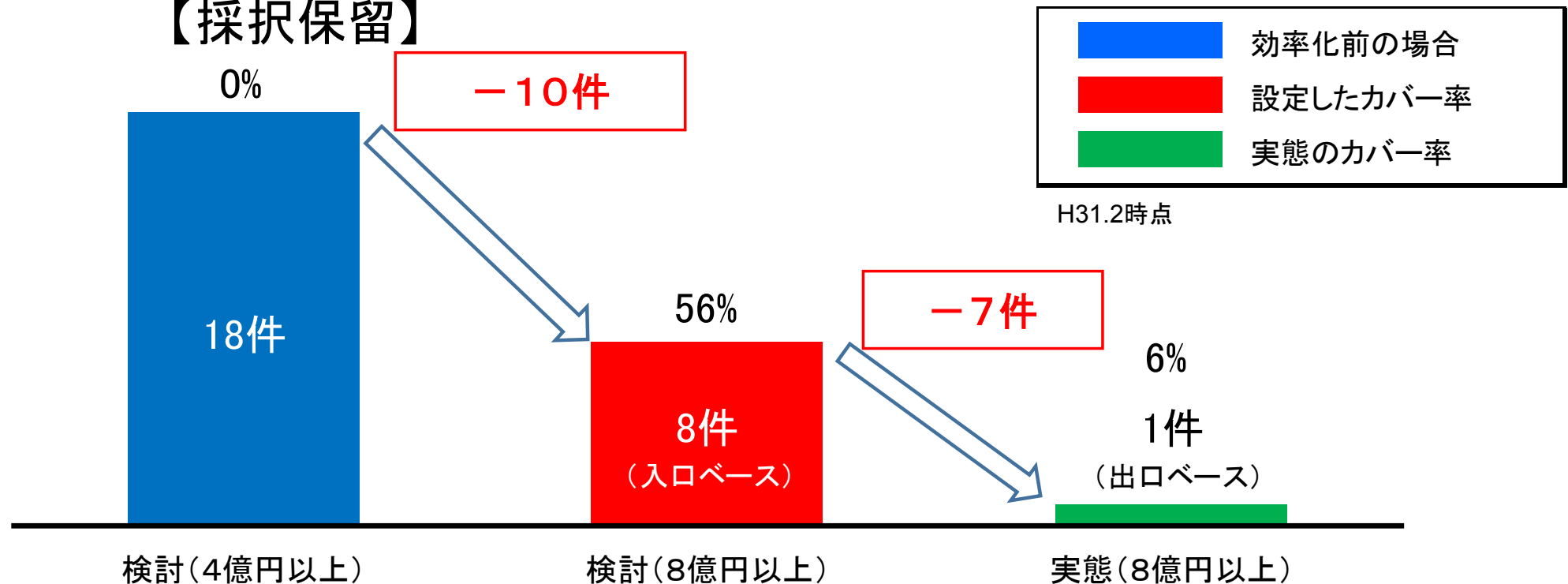


■ しかしながら、今回の豪雨だけで被害件数は約1万7千件、全体としても約2万5千件を超えたことから、災害査定を机上で行うことでおおむね1月末までに全ての災害査定を完了させることを可能にした。



「第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(三)に基づき、おおむね六割に達する査定箇所の新設計設計額と採択保留金額を比較調査した。

■ 平成30年7月豪雨(全対象地域:全体件数17,702件(決定数))
【採択保留】



■ 検討時は、採択保留金額4億円以上の件数が18件あり、おおむね6割に達する保留見込箇所の被害金額を8件(8億円以上)と設定し、実態としては採択保留が1件となり、迅速な災害査定が可能となった。

「設計図書簡素化」の積極的活用(事務連絡)

事務連絡
平成30年7月25日

北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・
鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・
香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・
神戸市・岡山市・広島市・北九州市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
防災課 災害査定官 齋藤 充

『平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)による
災害復旧事業の査定の効率化』における確実な実施について

標記について、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)における激甚(本激)な被害状況を鑑み、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により、『平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)による災害復旧事業の査定の効率化について』を平成30年7月20日に通知したところです。

そこで、災害査定の迅速化促進のため、下記の通り、各効率化項目の見込み件数等の報告を頂くとともに、各効率化項目の取扱いについて記載します。

なお、管内関係部局及び道府県管内の市町村(指定都市を除く)に対してもこの旨周知することをお願い致します。

記

(1) 災害査定の効率化項目の見込み件数について

以下の効率化項目の見込み件数について、平成30年8月1日時点で様式に記載の上、平成30年8月7日(火)17:00までにメールにて報告ください。

- ① 机上査定見込み件数(300万円未満から各道府県・政令市毎の金額以上)
- ② 採択保留見込み件数(採択保留金額8億円以上)
- ③ 設計図書添付図面(平面図及び標準断面図)の簡素化見込み件数
- ④ 一箇所工事とみなす運用変更見込み件数

(2) 机上にて査定を行うことができる一箇所工事の国庫負担申請額引き上げについて

今回、机上にて査定を行うことができる一箇所工事の国庫負担申請額を三百万円未満から各道府県及び政令市において引き上げを行っています。今回の梅雨前線豪雨の災害報告件数だけで、既に平成29年災を大きく上回るため、早期復旧

(3) 設計図書添付図面(平面図及び標準断面図)の簡素化について

- 1) 今回の効率化により、添付する書類の取扱いを効率化することができるため、積極的に活用するようお願いいたします。
- 2) 簡素化の内容は以下の通りです。

- ・平面図：平面図は既存の台帳や国土地理院の地図および縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。
- ・横断面図：断面図は代表的な断面を用いて作成することができます。
- ・写真：被害の状況を知ることのできる写真として、起点及び終点並びに全景を把握できる写真として航空写真等も用いることができます。

なお、平面図及び横断面図その他の必要な書類は、平面図、標準断面図(代表断面)、構造図、その他図面、写真とする。

※設計図書効率化(既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用)のイメージを下図に示します。

設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

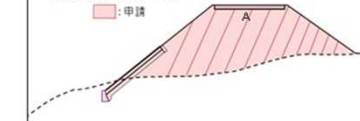
既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



代表断面(A-A)



査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
護岸面積(m²)=1×L
盛土量(m³)=A×L

※航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

※具体的な災害査定時の図面事例については、別紙を参考にしてください。

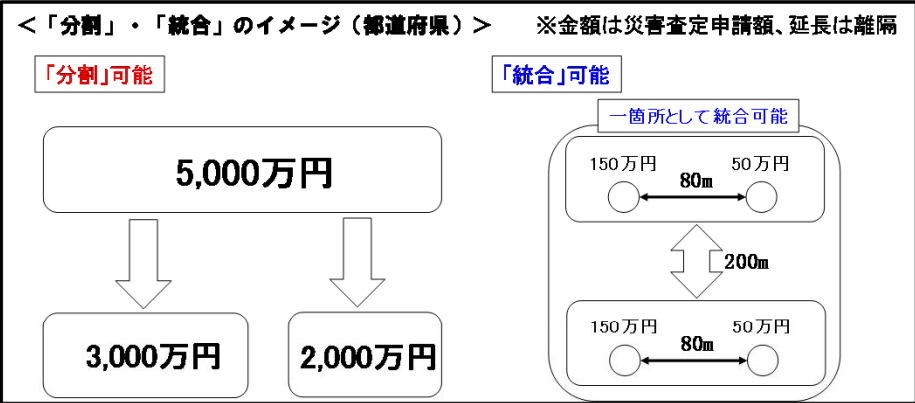
(4) 一箇所工事について

一箇所工事とは、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所工事とみなすもの

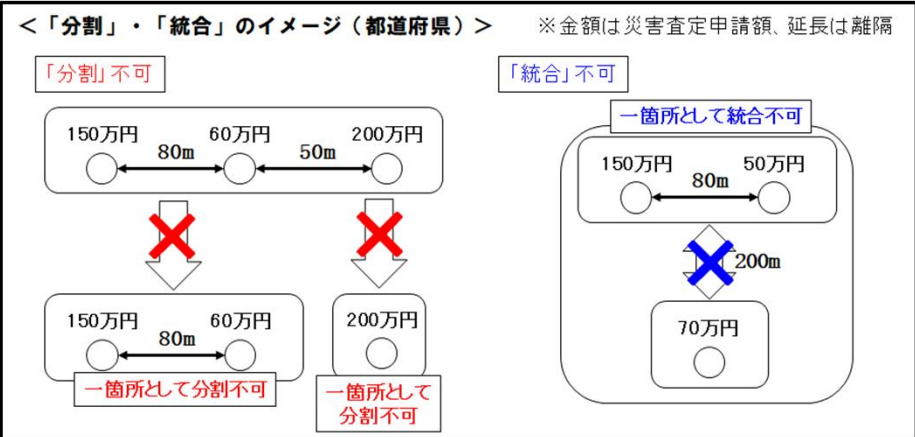
「設計図書の簡素化」の積極的活用(事務連絡)

1) 今回の効率化により、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。

被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」すること認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものです。ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。



2) 「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。



「設計図書の簡素化」の積極的活用(実例)

平面図

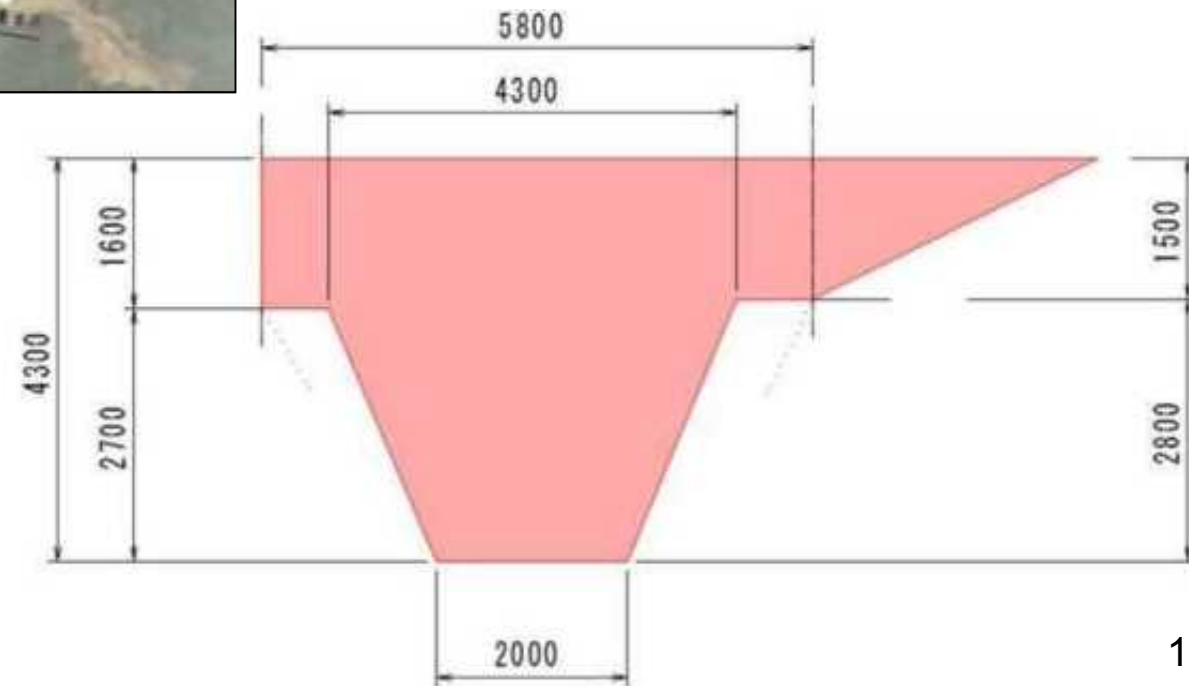
■工事概要

復旧延長: 130m

埋塞土撤去工: 1,350m³

流木撤去工: 110m³

標準断面図



「一箇所の工事」の積極的活用

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準じて、以下のような「分割」又は「統合」を行う。

< 「分割」・「統合」のイメージ（都道府県） >

※金額は災害査定申請額、延長は離隔

「分割」可能

5,000万円

3,000万円

2,000万円

「統合」可能

一箇所として統合可能

150万円

50万円

80m

200m

150万円

50万円

80m



事務連絡
平成30年8月9日

各都道府県・政令指定都市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
防災課 総括災害査定官



大規模災害時における橋梁・水門の総合単価設定について

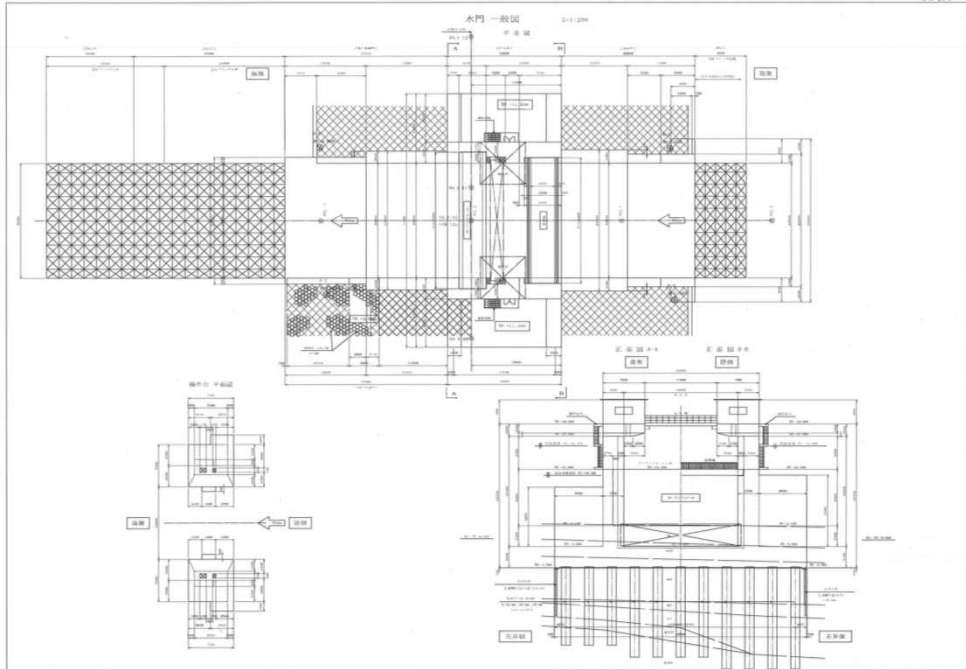
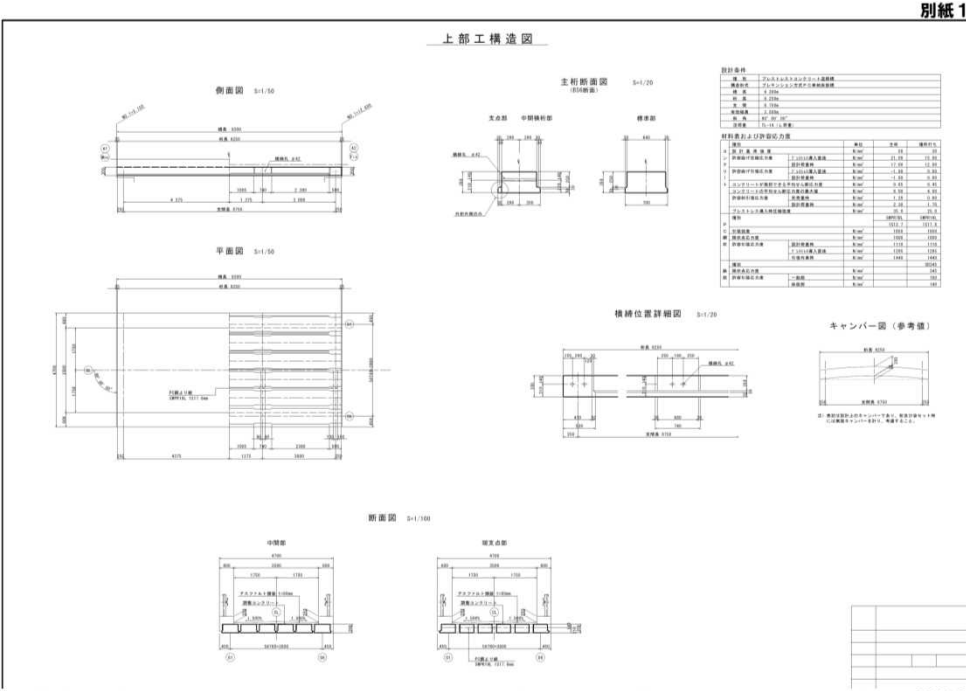
大規模災害時（「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用したものに限る）において、橋梁が多数被災し、また水門が本体を含めて被害を受けた場合、それらの査定設計書を早期に作成するために総合単価を設定することで、災害復旧事業の査定事務の合理化・効率化を図ることが可能になります。

そこで、下記の通り、橋梁・水門の総合単価を設定するための代表規格を作成しましたので、各位において必要に応じて、橋梁・水門の総合単価の設定についてご検討ください。

なお、総合単価は、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第6条第2項」により、地方公共団体の長は、災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととなっておりますのでご注意ください。

記

1. 代表規格について
- 別紙にある標準工法図及び総合単価を代表規格として、歩掛りを確認の上、労務単価及び材料単価の設定を行って頂き、総合単価を作成することになります。
2. 協議時期について
- 例年行っている総合単価と同様、地方公共団体の首長からの協議に基づいて、橋梁・水門の総合単価の国土交通大臣同意を出すこととなります。よって、査定設計書作成時期を念頭において早期に協議頂くをお願いします。
3. 留意事項について
- 総合単価の作成に当たっては、以下の点にご留意ください。
- 橋梁又は水門のいずれか一方について、協議頂くことを妨げるものではありません。
 - 来年以降、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により災害査定効率化を実施した場合に限り適用出来る橋梁・水門の総合単価として必要に応じて協議を受け付けますので、来年の総合単価協議時には再度ご検討ください。
 - ご不明な点があれば以下問い合わせ先にご連絡ください。
- 【問い合わせ先】
- 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
- 災害査定官 齋藤、基準係 下條（TEL03-5253-8458（直通））



■大規模な橋梁における課題 及び「橋梁」の総合単価活用の効果

- ・コンサル不足により、**全ての橋梁設計を積上げ積算の期間を考慮した形で完了することが困難**

→ **総合単価を適用することで、積算期間が短縮可能**

- ・規模が大きくかつ精細な設計が必要となる橋梁の設計を先行させ、**規模が小さく比較的簡易な橋梁の設計を後回しにせざるを得ない**

→ **総合単価適用が可能な規模が小さく比較的簡易な橋梁については、設計を遅れることになっても1月中の災害査定が可能**

- ・市町によっては橋梁以外にも多数の被災箇所の災害査定が残っており、それらを積算するための職員が不足

→ **橋梁において総合単価を適用することで、積算作業する職員の負担が軽減され、橋梁以外の積算への集中が可能**

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 23 日

都道府県・政令市

水管理・国土保全局所管

災害復旧事業担当課長 様

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 災害査定官

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の 留意事項について（通知）

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成 29 年 2 月 1 日 国都安第 8 4 号、国水防第 3 4 7 号、国港海第 2 1 5 号）第 1 2（1）の調査をする場合は、別紙のとおり留意願いたい。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く）に対しては、貴職より周知方を願います。

＜問い合わせ窓口＞ 水管理・国土保全局 防災課 基準係

電話 03-5253-8458

（内線 80-35773）

別紙

＜水管理・国土保全局所管施設＞
大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針
第12（1）に基づく調査要領

第1 調査の目的

本調査は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模査定方針」という）第12（1）に基づき、大規模査定方針を適用し机上にて実施した査定（以下、「机上査定」という）について、査定方法の妥当性について検証を行うための調査方法について示したものである。

なお、机上査定の調査において発覚した不具合項目をどのようにすれば不具合無く机上査定出来るか検討するための調査であり、査定結果の適・不適を判別するものではない。

第2 調査対象

本調査の対象は原則、「大規模査定方針 第5」を適用した査定とする。

第3 調査の方法

本調査は、下記のとおりとする。

- （1）整備局等の災害査定官（検査官）、財務局等が立会官として現地調査を行う。
なお、現地調査を行う災害査定官（検査官）及び立会官は、原則、机上査定時と別の者とする。
- （2）申請者は、現地において査定内容を説明出来る者であれば可とする。
- （3）現地調査の対象件数は、災害毎に整備局等管内において2件程度とする。※1
※ 調査の対象箇所については国土交通本省において選定を行い関係各位へ通知。
- （4）現地調査は、別添チェックリストを用いて確認するものとする。なお、説明資料として机上査定に用いた資料も添付すること。
- （5）現地調査において、机上査定結果と異なる判断がなされる場合、又は不足していたと思われる内容がある場合は、その要因について別添チェックリスト「④その他」欄に記載すること。

第4 調査の時期

本調査は、机上査定終了後の現地調査可能な時期（工事着手前を想定）に実施すること。ただし、査定前着工を妨げるものではない。なお、調査日程については、事前に災害査定官（検査官）及び立会官に報告し定めることとする。

第5 チェックリスト

本調査においては、別添チェックリストをもとに調査するため、事前に以下を記載すること。

- ・申請者及び河川・路線等名
- ・工事番号

第6 調査結果の報告及び保管

地方整備局等は、調査終了後、チェックリストを財務局等と突合を済ませた上、速やかに報告するものとする。なお、チェックリストについては、災害査定官（検査官）が原本を、立会官及び申請者が写しを保管するものとする。

※1:都市局・港湾局においては、「災害毎に2件程度」

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト＜国交省＞

申請者／河川・路線等名 : _____
工事番号 : _____

1 申請箇所の確認

・河川・路線等名、工事番号の確認	特記無	特記有

2 適用除外事項の確認

申請時の写真と現地状況との対比	特記無	特記有
・当該異常天然現象によるものではない災害（過 年災）		
・維持工事とみるべきもの（のみ災）		
・甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因し て生じたものと認められる災害		

3 机上査定内容の確認

① 事業の範囲、状況、原因の確認	特記無	特記有
・被災の起点、終点の確認		
・被災の状況（死に体等）の確認		
・被災の原因・メカニズムの確認		
② 復旧工法の確認	特記無	特記有
・復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたもの となっているか。		
・復旧工法が、過大なものとなっていないか。ま たは、過小なものとなっていないか。		
・経済性の検討において比較工法が、現地状況を 踏まえたものとなっているか。		
・復旧工法が、現実的かつ安全に施工できるもの となっているか。		
・復旧工法が、二重対策となっていないか。		
・復旧工法が、用地境界を踏まえ妥当なものとな っているか。		
③ 仮設工法の確認	特記無	特記有
・仮設工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえ妥 当なものとなっているか		
④ その他		

4 机上査定の結果の判断

判断 結果	
----------	--

平成 年 月 日

災害査定官(検査官) _____

立会官 _____

「追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(現地調査)

実施時期 : 平成31年3月12日
査定番号及び河川路線等名 : 30災第137号 瑞梅寺川
事業主体 : 福岡県
施工位置 : 糸島市高田地内
申請金額 : 10,054千円
採択条項 : 第2・2・(一)・イ



別添

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 福岡県/二級水系 瑞梅寺川
工事番号 : 30災第137号

1 申請箇所の確認	特記無	特記有
・河川・路線等名、工事番号の確認	✓	

2 適用除外事項の確認	特記無	特記有
申請時の写真と現地状況との対比		
・当該箇所が自然現象によるものではない災害(過年災)	✓	
・維持工事とみるべきもの(のみ災)	✓	
・甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基づく生じたものと認められる災害	✓	

3 机上査定内容の確認	特記無	特記有
① 事象の範囲、状況、原因の確認		
・被災の起点、終点の確認	✓	
・被災の状況(死に体等)の確認	✓	
・被災の原因・メカニズムの確認	✓	
② 復旧工法の確認		
・復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、過大なものとなっていないか。または、過小なものとなっていないか。	✓	
・経済性の検討において比較工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、経済的かつ安全に施工できるものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、二重対策となっていないか。	✓	
・復旧工法が、用地確保を踏まえ適切なものとなっているか。	✓	
③ 仮設工法の確認		
・仮設工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえ適切なものとなっているか	✓	
④ その他		
既設護岸の基礎部杭根状況が確認出来なかった		

4 机上査定の結果の判断
判断結果 机上査定内容は妥当と判断する。

平成 31 年 3 月 12 日

災害査定官(検査官) [Redacted]

立会官 [Redacted]

「追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(現地調査) 国土交通省

実施時期 : 平成31年3月12日
 査定番号及び河川路線等名 : 30災第178号 川原川
 事業主体 : 福岡県
 施工位置 : 糸島市川原地内
 申請金額 : 8,896千円
 採択条項 : 第2・2・(一)・イ



別添

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 福岡県/二級水系 川原川
 工事番号 : 30災第178号

1 申請箇所の確認	特記欄	特記事項
・ 河川・路線等名、工事番号の確認	✓	

2 適用除外事項の確認	特記欄	特記事項
申請箇所の災害と損壊状況との関係		
・ 当該箇所が自然災害によるものでない災害(過年度)	✓	
・ 前年度工事による被害及び(過年度)	✓	
・ 前年度工事の被害を認めたことに基づいて生じたものと認められる災害	✓	

3 机上査定内容の確認	特記欄	特記事項
① 事業の進捗状況、状況の確認		
・ 計画の進捗、状況の確認	✓	
・ 計画の状況(河川・路線)の確認	✓	
・ 計画の進捗・メカニズムの確認	✓	
② 費用工法の確認	特記欄	特記事項
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 経費性の観点において費用工法が、計画状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
③ 費用工法の確認	特記欄	特記事項
・ 費用工法が、計画のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
④ その他		
・		

4 机上査定の結果の判断
 判断結果 机上査定結果は 妥当と判断する。

平成31年3月12日

調査者(検査官)

立会官

平成30年災における大規模災害査定方針の適用実績について

【農地・農業用施設】

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

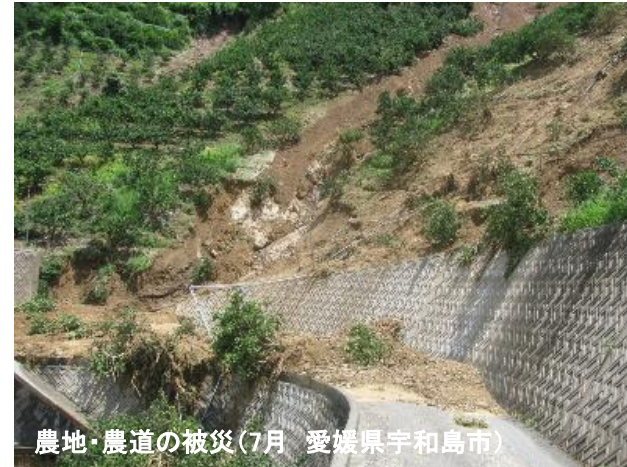
1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

対象災害

○平成30年災は、3つの災害が激甚災害(本激)の指定となり、大規模災害査定方針が適用された。

①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)(災害期間:5月20日から7月10日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):7月15日
- ・激甚災害の指定:7月27日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数52,001箇所、被害額1,405.3億円



1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

②平成30年北海道胆振東部地震(災害期間:9月6日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):9月13日
- ・激甚災害の指定:10月1日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.28時点公表):被害数305箇所、被害額579.6億円



農地・施設の被災(9月 北海道厚真町)



水路(管水路等)の被災(9月 北海道安平町)



農地の被災(9月 北海道むかわ町)

③台風第24号(災害期間:9月28日から10月1日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):11月15日
- ・激甚災害の指定12月5日 公布・施行
- ・農地・農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数:5,090箇所、被害額:115.6億円



農地の被災(9月～10月 京都府伊根町)



農地の被災(9月～10月 宮崎県西臼杵郡)

2. 大規模災害査定方針の適用

(1) 机上査定上限額の引上げ

【簡素化による効果】

机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。
(参考: 農地・農業用施設)

H30年災 200万円未満の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約41%

H30年災 上限額以下の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約78%

机上査定上限額の引上げにより、机上査定件数が約37%増加。

※事業主体において、机上査定より実地査定が効率的と判断し、机上査定上限額以下でも実地査定を行う場合がある。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
北海道	200万円未満	2,000万円以下	3,000万円以下
福井県		600万円以下	1,000万円以下
岐阜県		500万円以下	2,000万円以下
滋賀県		200万円以下	800万円以下
京都府		450万円以下	500万円以下
大阪府		300万円以下	2,630万円以下
兵庫県		400万円以下	500万円以下
奈良県		—	1,200万円以下
岡山県		500万円以下	2,000万円以下
広島県		420万円以下	2,000万円以下
山口県		500万円以下	700万円以下
徳島県		250万円以下	1,320万円以下
香川県		550万円以下	1,400万円以下
愛媛県		1,800万円以下	2,000万円以下
福岡県		400万円以下	2,500万円以下
長崎県		—	500万円以下
熊本県		400万円以下	500万円以下
大分県		350万円以下	500万円以下
宮崎県		350万円以下	600万円以下
鹿児島県		250万円以下	400万円以下

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		海岸保全施設	地すべり防止施設
愛媛県	300万円未満	2,500万円以下	2,500万円以下

2. 大規模災害査定方針の適用

②平成30年北海道胆振東部地震

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農 地	農業用施設
北海道	200万円未満	6,600万円以下	7,200万円以下

③台風第24号

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
山梨県	200万円未満	500万円以下	1,500万円以下
静岡県		—	1,000万円以下
京都府		300万円以下	400万円以下
鳥取県		400万円以下	600万円以下
岡山県		300万円以下	2,000万円以下
香川県		500万円以下	800万円以下
愛媛県		340万円以下	500万円以下
宮崎県		300万円以下	800万円以下

2. 大規模災害査定方針の適用

(2) 採択保留額の引上げ

【簡素化による効果】

採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

工 種	通常時	拡大後(採択保留額)
農業用施設	2億円以上	2億5千万円以上

(3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

【簡素化による効果】

設定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農 地 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設 : 愛媛県
- ・地すべり防止施設 : 愛媛県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農 地 : 北海道
- ・農業用施設 : 北海道

③ 台風第24号

- ・農 地 : 山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設 : 神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

2. 大規模災害査定方針の適用

(4) 一箇所の工事

【簡素化による効果】

工事の工期や発注単位を勘案し、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することで、早期着手する災害復旧事業が増加します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農地：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設：愛媛県
- ・地すべり防止施設：愛媛県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農地：北海道
- ・農業用施設：北海道

③ 台風第24号

- ・農地：山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設：神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

2. 大規模災害査定方針の適用(参考)

農地、農業用施設以外における農林水産省の各部局が所管する対象施設(暫定法)の適用状況

(1) 机上査定上限額の引上げ

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	500万円以下
鳥取県		600万円以下
岡山県		659.8万円以下
広島県		860万円以下
山口県		1,400万円以下
徳島県		1,374.6万円以下
愛媛県		2,000万円以下
高知県		1,550万円以下
福岡県		877.5万円以下
佐賀県		600万円以下

ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,500万円以下

② 平成30年北海道胆振東部地震

i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,610万円以下

ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	1億8,000万円以下

③ 台風第24号(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	700万円以下
鳥取県		978.6万円以下
徳島県		577.7万円以下
愛媛県		1,335万円以下

(2) 採択保留額の引上げ

平成30年北海道胆振東部地震(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (採択保留額)
北海道	2億円以上	4億8,400万円以上

(3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道 : 京都府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道 : 北海道
- ・林地荒廃防止施設 : 北海道

③ 台風第24号

- ・林道 : 京都府

(4) 一箇所の工事

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道 : 岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道 : 北海道
- ・林地荒廃防止施設 : 北海道

3. 大規模災害査定方針適用通知までの日数(農地・農業用施設)

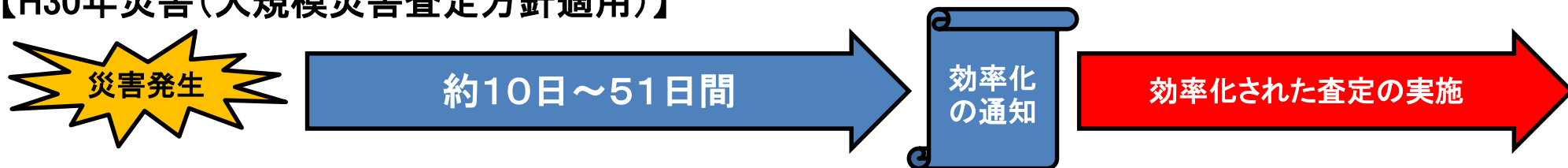
大規模災害査定方針対象の災害発生日から適用通知までの日数

- ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)
→ 適用通知日:7月20日(災害終息後から10日後、指定見込み公表から5日後)
- ②平成30年北海道胆振東部地震
→ 適用通知日:9月20日(災害終息後から14日後、指定見込み公表から7日後)
- ③台風第24号
→ 適用通知日:11月22日(災害終息後から51日後、指定見込み公表から7日後)

【従来】



【H30年災害(大規模災害査定方針適用)】



【事前ルール化による効果】

査定の効率化の通知が最短で約30日間程度短縮され、早期に災害復旧事業計画概要書等の作成が可能となります。

本査定方針の適用により、平成30年災においては1月末までに災害査定が完了。

平成30年災の災害対応について(災害査定の簡素化等)

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

①-1.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて

広島県では、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)により、農地・農業用施設の被災箇所が、16,000箇所を越え、甚大な被害が発生したことから、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、今回、適用されている「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」第7(概要書又は設計書に添付する図面等)(2)における代表断面図の取扱いについて検討を行い、被災状況を航空写真等で確認し、あらかじめ作成した工種別の標準図と数量から事業費を算出して査定設計書を作成する措置を講じた。

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)の災害による広島県の災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて
(H30.11.19付け災害対策室長事務連絡)

【主な内容】

○代表断面図の取扱い(広島県)

(1) 適用工種及び適用条件

適用工種については、農地(水田、畑)及び農業用施設(農業用道路、水路台・水路護岸、用水路)とし、適用条件を工種毎に設定。

- ① 農地(水田): フトン竈工は田差10m以下、ブロック積工は田差6m以下の場合
- ② 農地(畑): フトン竈工は高低差5m以下、ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ③ 農業用道路: ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ④ 水路台・水路護岸: ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ⑤ 用水路: 土砂等の埋塞により現況が確認できない場合

(2) 申請工法

農地の申請工法については、区画整理済みの箇所はフトン竈工、区画整理未済みの箇所はブロック積工とする。

(3) 航空写真等の活用による田差(高低差)、被災延長及び排土量の算定

- ① 田差(高低差)の算定: 国土地理院地図(電子国土Web)を活用し、被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差(高低差)とする
- ② 被災延長: 被災後の航空写真から被災延長を判読することを可能とする。
- ③ 排土量の算定: 被災後の航空写真から必要に応じて崩土範囲を算定し、最小厚さ(5cm)を計上。排土量＝崩土面積(m²)×厚さ0.05(m)

(4) 代表断面図の選定

(3)①で求めた田差(高低差)に基づき、標準図から代表断面図を選定。なお、事業主体は被災状況が(1)に該当していることを査定時に説明すること。

(5) 条件付き査定

「実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。」

上記措置の適用により、広島県における約2,500箇所の査定設計書作成及び災害査定が迅速に行われ、1月末に査定が終了した。

①-2.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて(参考)

国土地理院地図(電子国土Web)から平面図を作成。
被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差(高低差)としている。



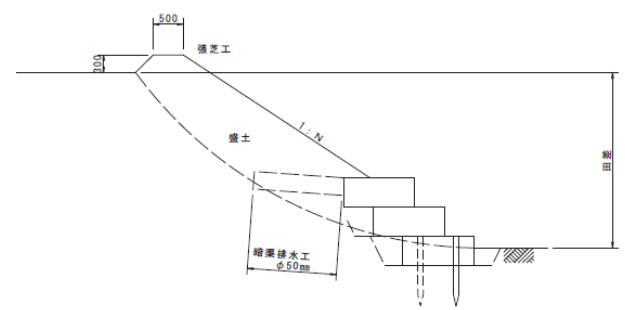
①-3.災害復旧事業計画概要書等作成における代表断面図の取扱いについて(参考)

例) 田差 1.8m の場合

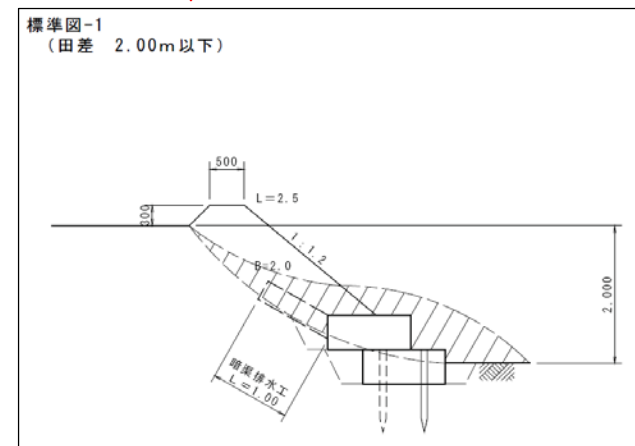
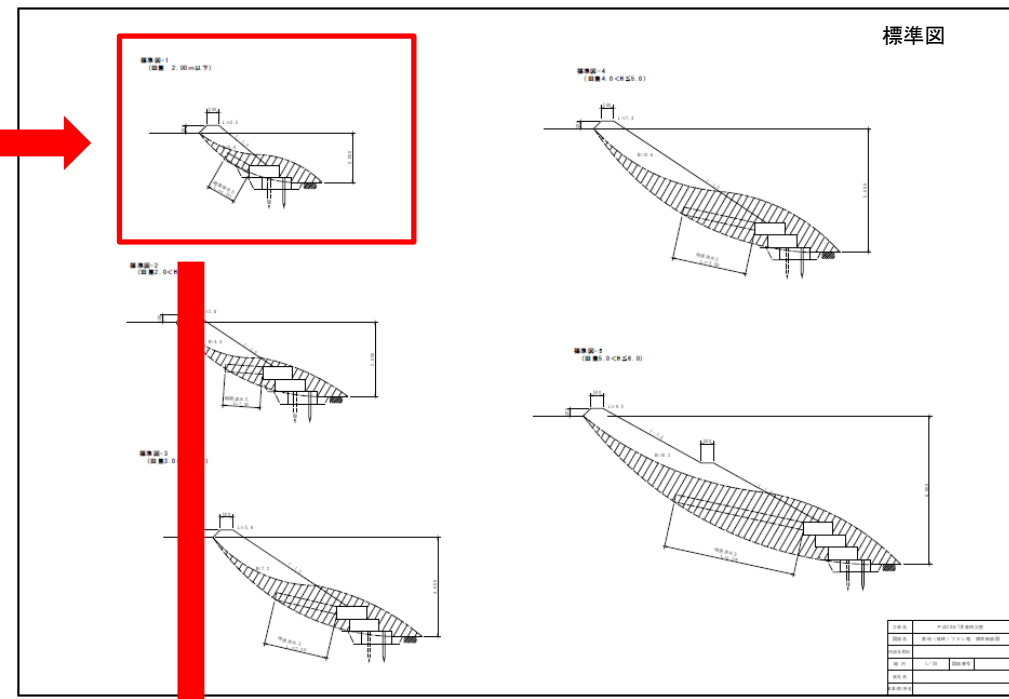
農地(水田)(フトン簀)代表断面寸法・数量表

田差	土羽勾配 1:N	フトン簀 L (段・m)	盛土 (m3)	張芝工 (m2)	畦畔工 (m)	暗渠排水 (m)	備考	標準図 番号
$H \leq 2.0$	1.2	2.0	2.0	2.5	1.0	1.0		1
$2.0 < H \leq 3.0$	1.5	3.0	4.4	3.8	1.0	1.5		2
$3.0 < H \leq 4.0$	1.5	3.0	7.2	5.6	1.0	2.5		3
$4.0 < H \leq 5.0$	1.5	3.0	10.6	7.4	1.0	3.0		4
$5.0 < H \leq 6.0$	1.8	4.0	18.3	9.5	1.0	5.3		5
$6.0 < H \leq 7.0$	1.8	4.0	23.5	11.5	1.0	6.1		6
$7.0 < H \leq 10.0$	1.8	4.0	48.7	17.7	1.0	9.6		7

標準図



田差により標準図を選定
数量は、フトン簀・盛土・張芝工・畦畔工
暗渠排水は1か所あたり
購入土として盛土量を計上する
地区条件により敷鉄板を計上



②-1.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

平成30年7月豪雨では、優良な果樹園等において斜面崩壊が広範囲に及ぶなど各地で甚大な被害が発生した。
果樹園等は崩壊しやすい土壌であるため、災害復旧工法もブロック積みやフトン簗などの土留工等による補強が必要となる。
崩壊斜面を復旧させ、二次災害を防止し、農業を維持していくため、農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱いを通知した。

傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱いについて
(H30.8.23付け災害対策室長事務連絡)

【主な内容】

1. 限度額の算定に用いる復旧面積の算定手法

傾斜地に果樹園等が形成され、土質性状も崩壊しやすい土壌の場合は、被災により農地自体の安定性が確保されていない状態にあることから、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項1-5に基づき、復旧すべき農地面積を算定する場合には、安息角を15度に設定し、限度額の算定を行うこと。

2. 農地復旧と合わせた農地保全施設の取扱い【改めて既存制度の周知徹底を図るもの】

土質性状を考慮した果樹園等法面の安定性を確保するため、農地復旧とともに土留工又は承水路等の施設が新たに必要な場合には、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第14(1)により土留工又は承水路等を農地保全施設として新設し、二次災害防止を行うこと。

また、新設する農地保全施設に係る受益者が1戸の場合には、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項1-6を適用し、公共的施設の効用を果しているもの、かつ、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、農業用施設として処理すること。

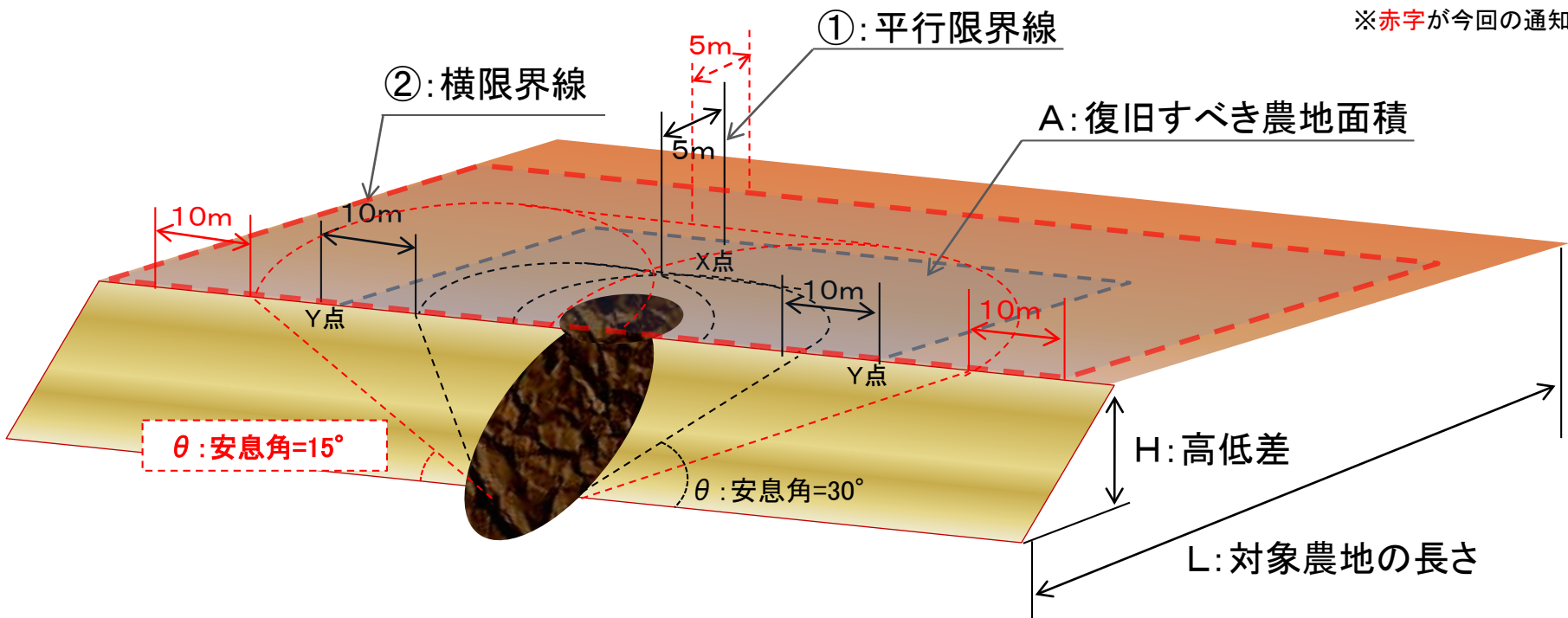
3. 崩壊しやすい土壌について

特殊土壌地帯における果樹園等における限度額の算定において、上記1、2による場合には、当該被災箇所が特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)により指定された地域については、指定地域であること、その他の地域の場合は、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることを災害査定時に査定官、立会官に説明すること。

②-2.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

限度額の算定に用いる復旧面積の算定手法

- 畑の法面崩落における限度額の算定に用いる復旧面積の算定は、被災ほ場において、安息角線と農地面との交点に、営農上の影響範囲を加えた横限界線・平行限界線に囲まれた面積を算定している。
- 今回の災害発生地域は、特殊土壌地帯に指定されている地域であり、土質は中国、四国地方に多く分布している真砂土または赤ホヤで主に構成されている。真砂土は花崗岩が強風化した砂、赤ホヤはごく軽い火山灰土であり崩壊しやすい性質をもっている。
- 果樹園等のように法面そのものに農地を形成している場合は、被災により農地自体の安定性が確保されていない状況にあることから、安息角を15度に設定することとし、限度額の算定に用いる復旧面積を算定する手法により対応する。



※赤字が今回の通知内容

②-3.傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱い

果樹園等(特殊土壌地帯)の限度額の算定について

- 特殊土壌地帯における果樹園等における限度額の算定において、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることの説明が必要である。
- 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)により指定された地域については、指定地域であることを説明することとする。
- その他の地域の場合は、被災箇所が崩壊しやすい土壌であることを説明する資料を作成するようお願いする。

【特殊土壌地帯の指定地域】

■ 特殊土壌地帯の面積

57,588km²(国土の約15.2%)

■ 対象市町村数(平成29年4月1日現在)

254市町村(一部指定を含む)

■ 特殊土壌の種類

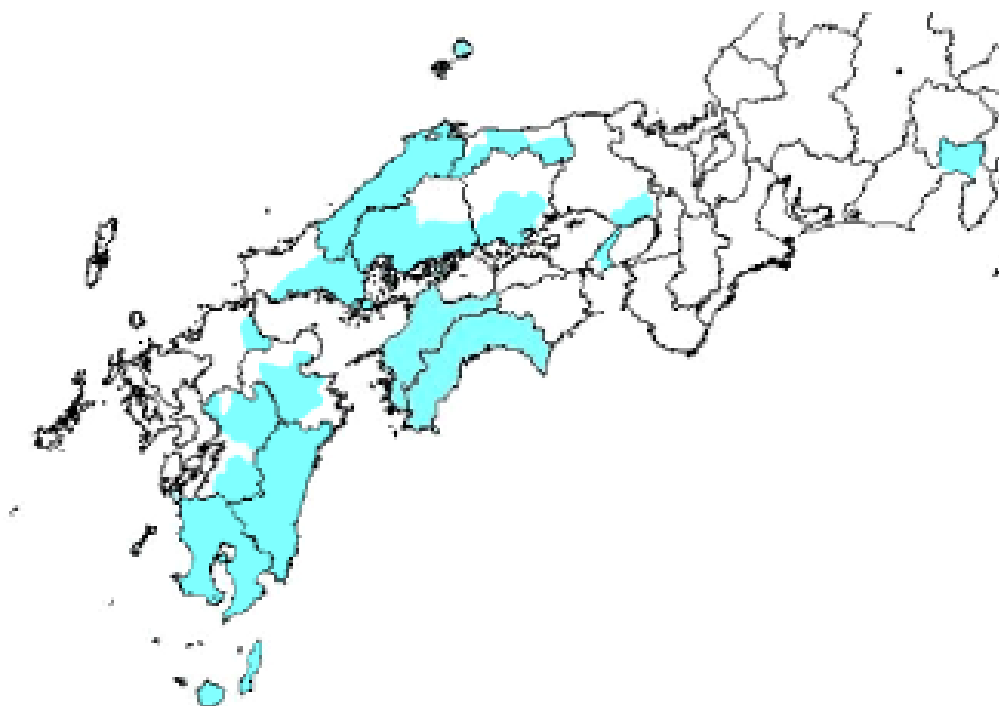
シラス、ボラ、コラ、花崗岩風化土、
ヨナ、富士マサ、赤木ヤ

■ 全域指定県(5県)

鹿児島・宮崎・高知・愛媛・島根

■ 一部指定県(9県)

大分・熊本・福岡・山口・広島・岡山・鳥取・
兵庫・静岡



③-1.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

中国四国農政局管内では、平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨を含む）により、中山間地域の果樹園を中心に、農地・農業用施設の被災箇所数が33,000箇所を超える甚大な被害が発生した。

災害復旧事業の速やかな処理を図るため、今回、適用されている「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」が適用されていることから、災害査定を迅速化するため、災害復旧事業計画概要書等作成の簡素化の措置を講じた。

平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨を含む）の災害による果樹園の災害復旧事業計画概要書等作成の簡素化について
（H30.10.5付け災害対策室長事務連絡）

【主な内容】

1. 適用地域

愛媛県宇和島市吉田町

2. 簡素化の内容

(1) 果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化

- ・果樹園の事業費（申請額）の算定（標準断面方式）
- ・農地の復旧限度額の取扱い
- ・農地保全施設の実施範囲

(2) 果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化

- ・畑地かんがい施設における一箇所工事の取扱いについて
- ・畑地かんがい施設における事業費（申請額）の算定について

3. 条件付き査定

計画概要書の簡素化による災害査定を行う場合は、条件付き査定とする。

上記措置を愛媛県宇和島市吉田町において適用し、査定設計書作成及び災害査定が迅速に行われ、1月末に査定が終了した。

③-2.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

事務連絡抜粋

別添 1

果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化について

1 果樹園の事業費（申請額）の算定（標準断面方式）

(1) 適用範囲について

傾斜地を対象とする。なお、大規模崩壊地、排土のみの園地及び石積園地等、標準断面を適用することが不適当な園地は、個別に復旧断面を検討することができる。

(2) 申請工種について（農地と施設は別々に申請する。）

農地（畑）と農業用施設（農地保全施設（土留工、排水路）等を含む。）をそれぞれ「一箇所工事」として申請する。
注）畑地かんがい排水施設（パイプライン）については受益者が異なるため、別途申請をする。

(3) 農地保全施設について

農地保全施設は、原則受益者が2戸以上必要となるが、1戸の場合には、公共的施設の効用を果しているもの、かつ、公共的団体の財産として移転登記することを条件に申請できる。

(4) 事業費（申請額）算定方法について

① 被災前園地勾配別に、標準断面を選定のうえ、事業費（申請額）を算定する。

事業費（申請額）（円）＝申請面積当たりの数量×単価（協議済）

申請面積当たりの数量＝標準断面の数量（10a 当たり）×被災面積（a）×1/10

② 「申請面積当たり数量」の算出イメージについては、別紙1、2のとおりとする。

③ 標準断面は、今般の災害における平均的な10a（崩壊範囲である崩壊法方向の水平距離30m×崩壊幅33.3m）、学術的知見を踏まえ崩壊深さ（以下「崩壊深」という。）1.5m（※）として設定している。

※（社）日本地すべり学会関西現地討論会論文集より

A) 被災前園地勾配が20°を超える場合

農地勾配8°（設計基準による。）と崩壊後の勾配を基に今回の被災箇所には当てはめるとき、作付範囲は10.0m、土留工（一段目）の高さ4.0mが、最も作付面積を確保できる効率的な断面である。

※申請内容
○農地（畑）
○農業用施設
・農地保全施設（土留工、排水路工（階段工））（施設の有無により次の施設を併せて申請）
・排水路工
・農道工（軌道等運搬施設（了解事項3-16の条件を満たすもの）等）

B) 被災前園地勾配が20°以下の場合

農地勾配8°（設計基準による。）と崩壊後の勾配を基に今回の被災箇所には当てはめるとき、作付範囲は8.0m、土留工（一段目）の高さ2.0mが、最も作付面積を確保できる効率的な断面である。

※申請内容
○農地（畑）
○農業用施設
・農地保全施設（土留工、排水路工（階段工））（施設の有無により次の施設を併せて申請）
・排水路工
・農道工（軌道等運搬施設（了解事項3-16の条件を満たすもの）等）

③-3.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

事務連絡抜粋

別添 2

果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化について

1 畑地かんがい施設における一箇所工事の取扱いについて

畑地かんがい施設における自動化施設については、

(1) 1 部分でも通水できない箇所があれば、効用を発揮しない施設であること

(2) 埋設管であり、被災箇所の把握が困難であること

などの理由から「1 の施設について災害にかかった箇所が 150 メートルを越える間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの」に該当すると考えられるため、

① 【県営幹線＋県営配水槽】

② 【制御室（揚水機場を含む。）】

③ 【園内幹線＋園内支線＋散水線＋スプリンクラー】

をそれぞれ一箇所工事とし、申請することとする。

< 施設模式図 >

① FP の分水工から県営配水槽までを一箇所工事とする

② 制御室（揚水機場を含む。）を一箇所工事とする

③ 県営配水槽配下（②を除く）を一箇所工事とする

The diagram illustrates the components of an irrigation system and how they are grouped into three types of work (一箇所). It shows a flow from a 'Farm Pond (Reservoir)' (ファームポンド(園蓄)) through a 'Distribution Pipe' (配水幹線) to a 'Main Water Tank' (県営配水槽). From the tank, water goes to a 'Control Room' (制御室) and a 'Pump Station' (揚水機場). The system then branches into 'On-farm Main Lines' (園内幹線), 'On-farm Branch Lines' (園内支線), 'Drip Lines' (散水線), and 'Sprinklers' (スプリンクラー). A 'Magnetic Well' (電磁井) is also shown. The diagram is divided into three colored regions: blue for the main line from the pond to the tank, green for the control room and pump station, and red for the on-farm lines and sprinklers. A '14m' spacing is indicated for the sprinklers.

2 畑地かんがい施設における事業費（申請額）の算定について

(1) 【県営幹線＋県営配水槽】

被災箇所ごとに復旧工事費を積上げ、事業費（申請額）を算定する「従来方式」を採用する。

(2) 【制御室（揚水機場含む。）】

制御室、揚水機場はパイプライン等の土木工事と異なるため、別途申請とする。

(3) 【園内幹線＋園内支線＋散水線＋スプリンクラー】

畑地かんがい施設の自動化施設（園内幹線、園内支線、各種弁類、散水線、スプリンクラー）の事業費（申請額）算定にあたり下記のような問題がある。

- ・ 詳細な図面が残っていない地区が多く、広範囲に被災しているうえ、各園地に多くの配管が埋設されており、被災延長すべてを把握することが困難である。
- ・ 残存している管についても、埋設管であるため、土砂の混入や破断の可能性が高く、通水試験後でなければ被災箇所を特定することができない。
- ・ スプリンクラーは、園地の復旧に応じた配置計画が必要であるため、園地の復旧後に新たに配置計画を策定する必要がある。

については、自動化施設の事業費（申請額）を以下の手順①～④にて算定する。

① 宇和島市吉田町の39ブロックにおいて、過去に新設した地区のうち、数量と明細が残存している5ブロック（園内幹線～スプリンクラーまで）を選定する。

< 選定例 > 南予地域宇和島市

The map shows the Nanyo region of Uwajima City, highlighting several blocks in red that were selected for cost calculation. The blocks are labeled: 法花津3 (Hanaetsu 3), 深溝1 (Fukami 1), 立間六城1 (Tachikawa Rikusei 1), 沖下25 (Okishita 25), and 吉田南君20 (Yoshida Nanakun 20). The map also shows various roads and geographical features.

③-4.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

② 選定した5ブロックそれぞれにおける「新設時の整備面積及び実績数量」を平均し、その「平均整備面積」で「平均新設時数量」を除すことで、「単位当たり数量(1ha 当たり)」を算出する。

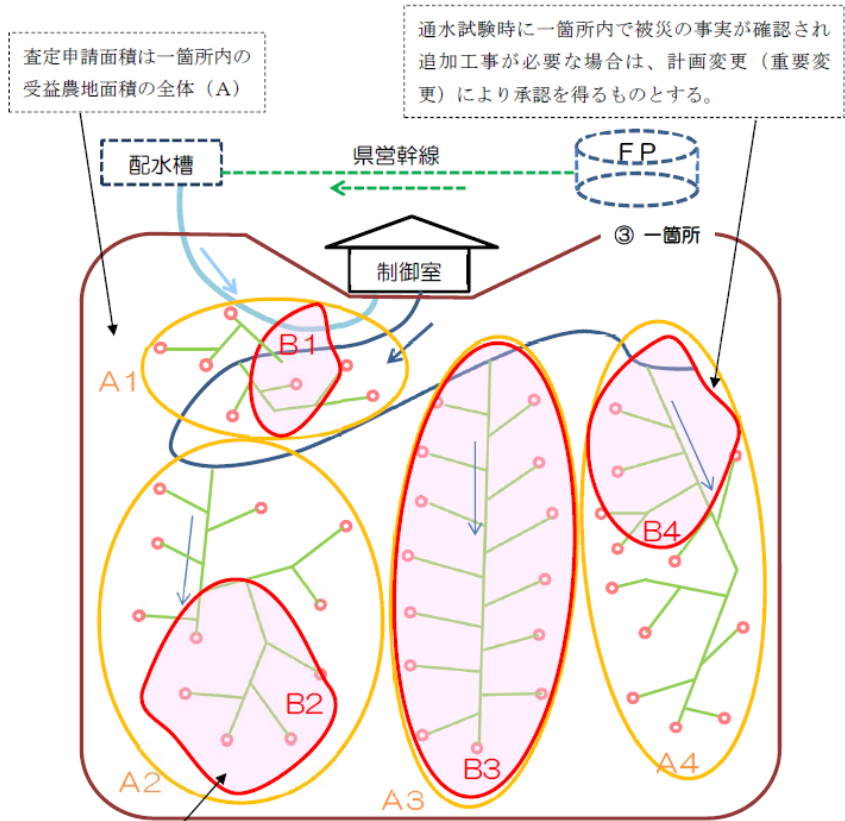
主要な工種と数量

ブロック名 項目	吉田 南君20	法花津3	深浦1	沖下25	立間 六城1	平均整備 面積及び 平均新設 時数量	単位当 り数量 (1ha 当たり)
< 面積 (ha) >	24.3	23.6	19.6	17.6	24.9	22.0	1.0
< 工種及び数量 >							
園内幹支線水路工							
管土工 (m)	11,033	7,907	8,832	10,284	7,906	9,192.4	417.8
塩ビ管布設工 (m)	11,662	4,770	4,534	5,386	7,698	6810.0	309.6
空気弁工 (箇所)	112	128	55	40	120	91.0	4.1
ケーブル工 (m)	10,808	8,670	5,208	5,169	6,938	7,358.6	334.5
散水施設工							
管土工 (m)	32,767	30,132	30,596	21,206	31,816	29,303.4	1,332.0
配管工 (m)	33,521	31,958	31,518	21,085	32,225	30,061.4	1,366.4
弁設置工 (箇所)	284	357	327	438	382	357.6	16.3
SP 立上り工 (箇所)	5,545	6,390	5,564	3,895	6,771	5,633.0	256.0

③ 申請面積は、一箇所内の受益農地面積の全体とする。なお、分割することを妨げない。申請数量は、申請面積に被災面積（申請時点で確認できる被災面積）との比率を乗じて算出した値に、②で算出した「単位当たり数量（1ha 当たり）」を乗じた値とする。

④ 事業費（申請額）は、③で算出した「申請数量」に、単価（協議済）を乗じて算定する。

（参考）被災面積比率の算出イメージ



一箇所内の受益農地 面積の全体 (A)	被災面積 (B)	被災面積比率 (B/A)
A1 : 2.0ha	B1 : 0.5ha	10.5/20.0=0.525
A2 : 8.0ha	B2 : 3.0ha	
A3 : 5.5ha	B3 : 5.2ha	
A4 : 4.5ha	B4 : 1.8ha	
計 : 20.0ha	計 : 10.5ha	

※査定時には、申請面積に他の給水範囲の農地面積が含まれていないことを確認すること。

③-5.果樹園の災害復旧事業計画概要書等の簡素化について

この場合の申請数量の算出イメージは、
「単位当たり数量（1ha 当たり）」×「申請面積（20.0ha）」× B/A （0.525）
となる。

主要な工種と数量					
工 種	単位当たり数量（1ha 当たり） (a)	申請面積 (ha) (b)	被災面積 比率 B/A (c)	申請数量 (a)×(b)×(c)	
				数値処理前	数値処理後
園内幹支線水路工					
管土工（m）	417.8	20.0	0.525	4,386.9	4,386.9
塩ビ管布設工（m）	309.6	20.0	0.525	3,250.8	3,250.8
空気弁工（箇所）	4.1	20.0	0.525	43.1	43
ケーブル工（m）	334.5	20.0	0.525	3,512.3	3,512.3
散水施設工					
管土工（m）	1,332.0	20.0	0.525	13,986.0	13,986.0
配管工（m）	1,366.4	20.0	0.525	14,347.2	14,347.2
弁設置工（箇所）	16.3	20.0	0.525	171.2	171
SP 立上り工（箇所）	256.0	20.0	0.525	2,688.0	2,688

※ 申請数量は、平成 30 年度土地改良工事数量算出要領（案）平成 30 年 4 月版農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室により算出すること。

上記申請数量（数値処理後）に「単価（協議済）」を乗じ事業費（申請額）を算定する。

【条件付き査定】 (1) 果樹園の災害復旧に係る計画概要書の簡素化（農地）

実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
なお、実施設計時において、復旧限度額の算定に用いる復旧面積に変動があるものについては、復旧面積を変更し、再度、復旧限度額の算定を行い、計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
木くず等の産廃処理費は含まれないため、必要に応じて実施時に計上する。

（農業用施設）
実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
なお、実施設計時において、被災面積の変動があるものについては適正な施設規模とし、必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
木くず等の産廃処理費は含まれないため、必要に応じて実施時に計上する。

(2) 果樹園の畑地かんがい施設の災害復旧に係る計画概要書の簡素化（畑地かんがい施設）
実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。
また、通水試験時に一箇所内で被災の事実が確認され追加工事が必要な場合は、計画変更（重要変更）により承認を得るものとする。

④被災した農地及び農業用施設の原形等が調査困難な場合の取扱いについて

平成30年梅雨前線豪雨等(7月豪雨含む)により被災した広島県において、農地及び農業用施設の土砂等による埋塞被害が甚大であったことから、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、「当該被災農地を原形に復旧することが不適当な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事」の申請を行う際に、「原形等の調査が困難な場合」には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成する旨の通知を発出し、災害査定の効率化を図る措置を講じた。

被災した農地及び農業用施設の原形等が調査不可能な場合
の取扱いについて(通知)(H30.12.3付け防災課長事務連絡)

【主な内容】

1. 対象地域

広島県呉市安浦町

2. 災害復旧事業計画概要書等の作成

農地及び農業用施設の被災について、原形等が調査不可能な場合には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成。なお、原形等が調査不可能な場合とは、農地等に土砂が5cm以上堆積等している場合をいう。

3. 採択基準(農地の区画の変更)

農地農業用施設災害復旧事業査定要領第19の1の(2)に基づく申請で、農地の区画の変更が前提。

査定要領:第19の1の(2)
地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化したため、当該施設農地を原形に復旧することが不適当な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事。この場合、区画変更に伴う耕地面積の増加は原則として行わないものとする。
※本事務連絡を適用した地域は、土砂等の埋塞による地形の変化や河川の復旧工事により、現位置での復旧が困難であったことから、査定要領第19の1の(2)による申請としている。



【被災前】



【被災後】

広島県呉市における約7.4haの申請面積のうち、同措置を適用した面積が約4.4haとなり、迅速な査定が行われ、年内に査定が終了した。

⑤-1.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

平成30年北海道胆振東部地震により、地盤の沈下・隆起や水平移動等の変形に起因し、管水路に被害が発生したところであるが、この管水路は地中に埋設されていることから、部分的な被災の把握にとどまり、被災延長をすべて把握することが困難な状況となった。このことから、復旧後に通水試験を行わなければ被災延長すべてが把握できない場合の災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書」という。）への記載について通知し、復旧後の通水試験により確認された被災箇所を変更追加できることを可能となる措置を講じた。

平成30年北海道胆振東部地震により被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について
(H30.11.13付け災害対策室長事務連絡)

1. 適用区域

平成30年北海道胆振東部地震により被災を受けた北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町

2. 条件付き査定

実施設計については、調査検討を行い、数量計算や積算を精査し、工事発注前に必要に応じて計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。

また、通水試験時に一箇所内で被災の事実が確認され追加工事が必要な場合は、計画変更(重要変更)により承認を得るものとする。

A・B・C区間

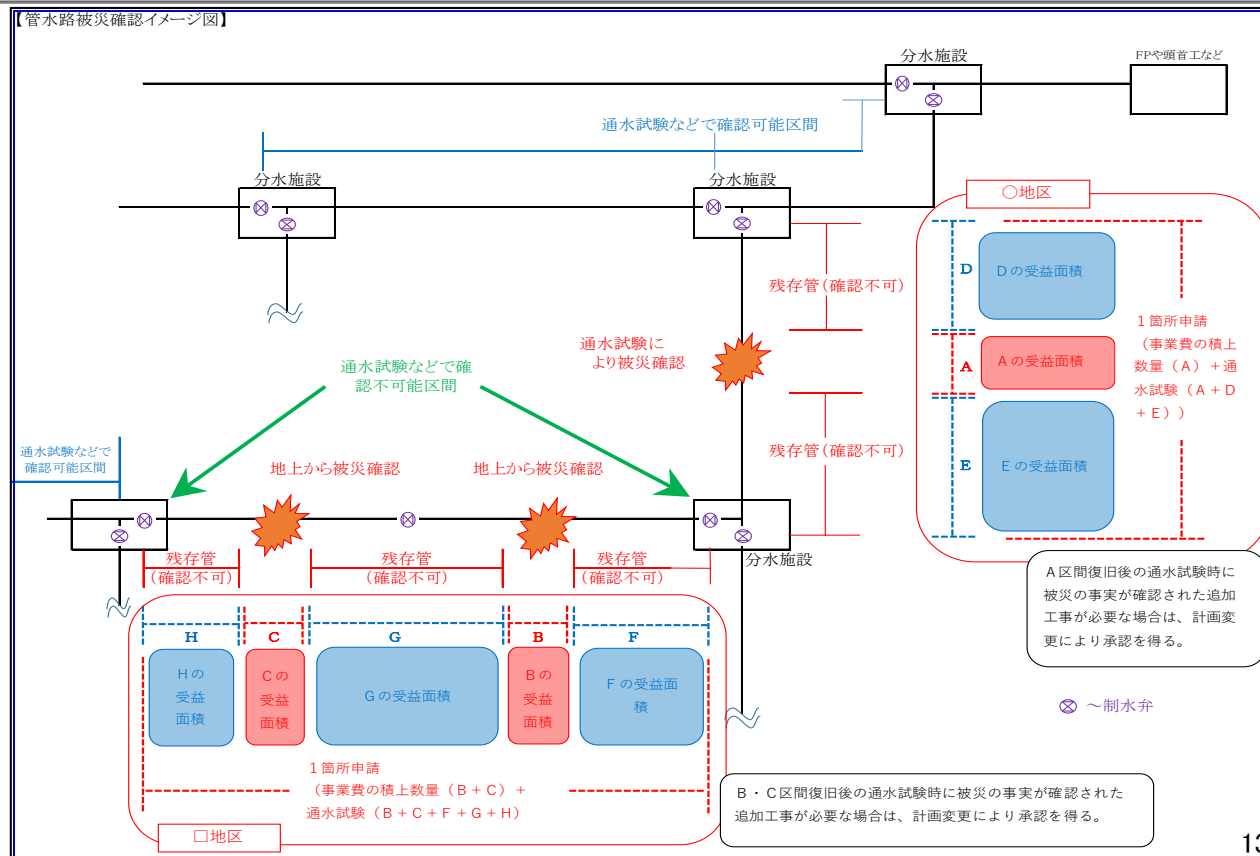
地上からの被災や被災調査のための通水試験により被災が確認された区間

D・E区間

A区間の復旧工事後の通水試験により被災の事実が確認された場合、計画変更により追加する区間

F・G・H区間

Ｂ・Ｃ区間の復旧工事後の通水試験により被災の事実が確認された場合、計画変更により追加する区間



⑤-2.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

【計画概要書作成例】

○地区
計画概要書に記載する延長:Aの復旧延長（復旧工事計画の内容には、通水試験の延長(測点)も記載する）

平成30年災害復旧事業（補助）計画概要書					(第1表)	
災害名及び被災年月日	平成30年	胆振東部地震災害	H30.9.6	関係面積	A + D + E . . . ②	ha
地区名及び箇所番号	○地区	○○○-○		受益面積	A + D + E . . . ②	ha
施工位置	○○郡○○町字○			受益戸数	○○	戸
事業主体名	○○町			被災前の工法	管水路	
工種	水路(用)	緊急順位	A	直営又は請負の別	請負	
区分	事業量			事業費	摘要	
総事業	A . . . ①	m		10,000	千円	
うち未成		m		0	千円	
うち転属		m		0	千円	
差引	A . . . ①	m		10,000	千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 9,800 千円
災害原因及び被害状況	平成30年9月6日の胆振東部地震（最大震度6弱、観測所：○○）により、○地区の○○導水幹線用水路が破損し、用水路の機能を失った。					
復旧工事計画	査定要領 第12により原形復旧する。 ・延長 L=A m (SP○○○.○○～SP○○○.○○) . . . ① 管水路 (DCIP φ○○○) 新設 L=A m . . . ① (L=○○○.○○m (SP○○○.○○～SP○○○.○○)) 通水試験 L=A m + D m + E m . . . ② 産業廃棄物処分費 1 式 仮設工 仮設道路工 (敷砂利) 1 式					

⑤-3.被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等への記載方法について

【計画概要書作成例】

□地区
計画概要書に記載する延長：B+Cの復旧延長の計（復旧工事計画の内容には、通水試験の延長（測点）も記載する）

平成 3 0 年災害復旧事業（補助）計画概要書						(第 1 表)	
災害名及び被災年月日		平成30年 胆振東部地震災害 H30. 9. 6		関係面積	B + C + F + G + H . . . ④ ha		
地区名及び箇所番号		□地区 ○○○-○		受益面積	B + C + F + G + H . . . ④ ha		
施工位置		○○郡○○町字□		受益戸数	○○ 戸		
事業主体名		○○町		被災前の工法	管水路		
工 種	水路（用）	緊急順位	A	直 営 又 は 請 負 の 別	請 負		
区 分	事業量			事業費	摘 要		
総 事 業	B + C . . . ③ m			10,000 千円			
うち未成	m			0 千円			
うち転属	m			0 千円			
差 引	B + C . . . ③ m			千円 10,000	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 9,800 千円		
災 害 原 因 及 び 被 害 状 況		平成30年9月6日の胆振東部地震（最大震度6弱、観測所：○○）により、○地区の○○導水幹線用水路が破損し、用水路の機能を失った。					
復旧工事計画		査定要領 第12により原形復旧する。 ・延長 L=B m + C m (SP○○○. ○○～SP○○○. ○○) . . . ③ 管水路（DCIP φ○○○）新設 L=B m + C m . . . ③ (L=○○○. ○○m(SP○○○. ○○～SP○○○. ○○)) 通水試験 L= B m + C m + F m + G m + H m . . . ④ 産業廃棄物処分費 1 式 仮設工 仮設道路工 （敷砂利） 1 式					

⑥UAV(ドローン)を活用した農地への流入土砂等の測定について

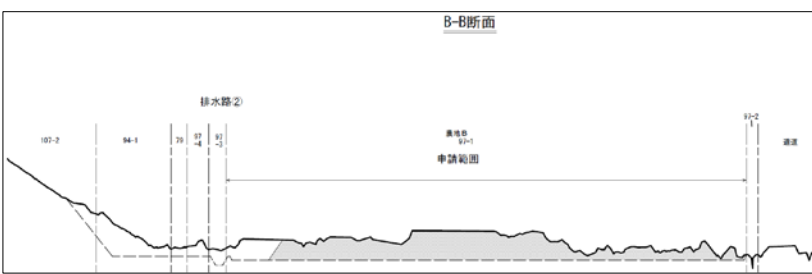
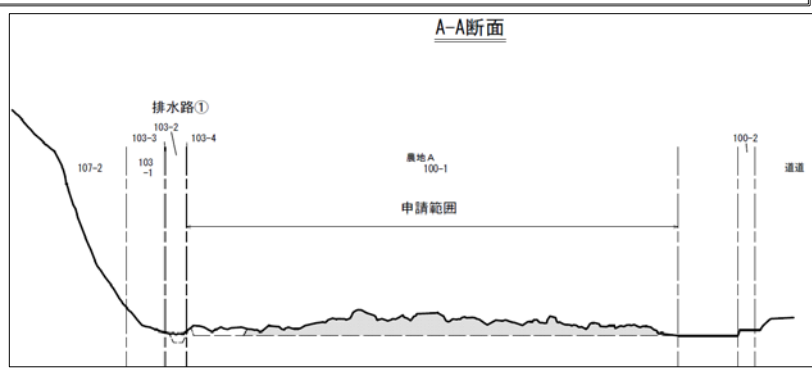
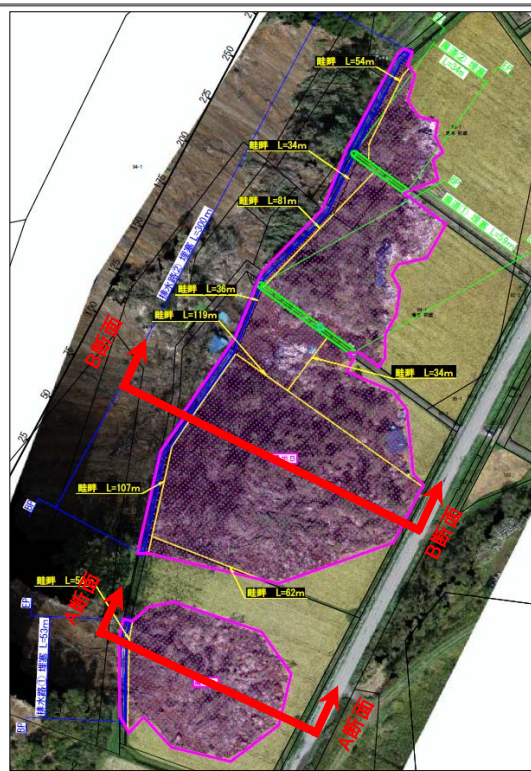
平成30年北海道胆振東部地震により、農地農業用施設に山腹崩壊による大量の土砂や流木が堆積する被災を受けた。

本災害により被災を受けた、北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町について、流入土砂の堆積厚の確認方法について、余震による法面崩壊など、堆積土砂内の作業中に二次被害が懸念されるため、より安全な調査を行い、農地農業用施設の早期復旧を図るため、UAV測量により可能となる措置を講じた。

UAV(ドローン)を活用した農地への流入土砂等の測定について(H30.11.12付け防災課長事務連絡)

【主な内容】
○農地の流入土砂等の平均厚さ
農地における流入土砂又は流失耕土の平均厚さの算出方法については、「農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日付け構造改善局建設部長通知)」第1の3により示されているところであるが、平均厚さの算出に当たっては、UAVにより算定した堆積量(m³)を堆積面積(m²)で除した値とすることができる。

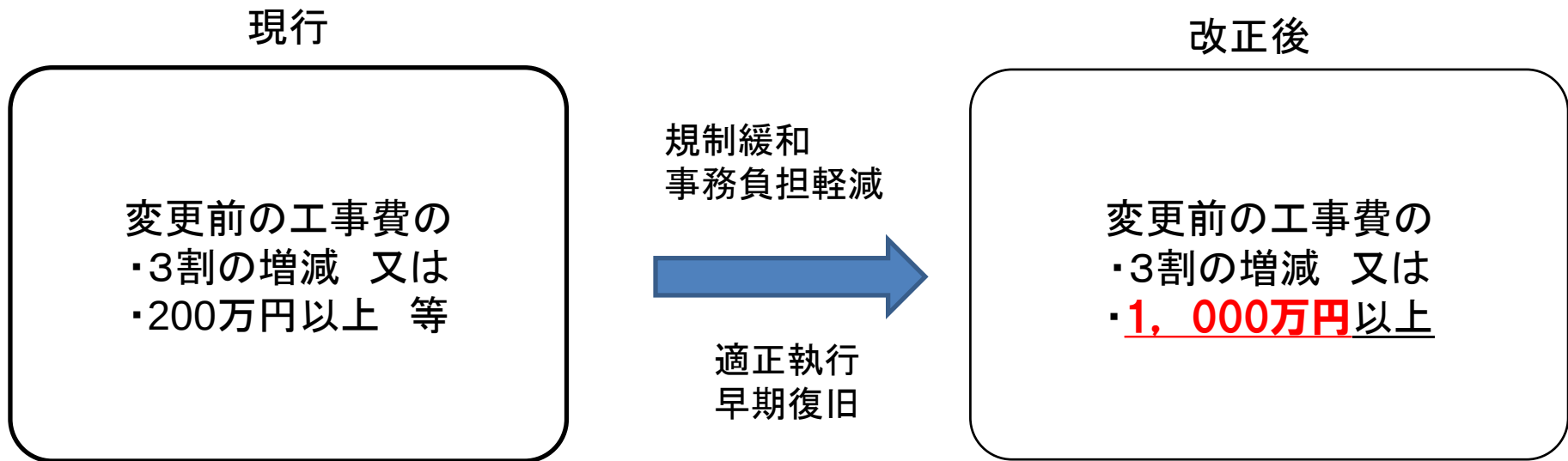
農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日)(改正 平成13年4月10日)
(農地の流入土砂等の平均の厚さ)
3 法第5条第6号及び第7号に規定する農地における流入土砂又は流失耕土の「平均厚さ」とは、その筆における被災部分について10アール当たり9～15点の試掘を行い算術平均により求めるか、又は水田のように被災前の状態が水平であったものについては、水準儀による高低測量によって平均の厚さを求めるものとする。



北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町における約162haの申請面積のうち、同措置を適用した面積が約157haとなり、迅速な査定が行われ、1月末に査定が終了した。

⑦災害復旧事業計画の重要変更の要件金額の改正(案)

- 平成30年地方分権の提案で、地方が農地・農業用施設災害復旧事業の重要計画変更の要件の見直しを提案。
- 検討の結果、現行200万円の金額要件を1,000万円へ引き上げを行う。なお、3割の要件は現状維持。
- 本改正により、事業主体の事務負担を軽減と補助金の適正執行を確保しつつ、早期の復旧を促進。



※今後、協議手続き終了後、大臣告示を見直す。(6月告示予定)

※本改正は、大臣告示後から適用となる。